

多文化共生の推進に関する研究会（第2回）

議事次第

日時：令和元年12月25日（水）

13:30～16:00

場所：中央合同庁舎2号館3階
消防庁第一会議室

議事

- 1 地方公共団体における取組事例発表
- 2 外国人から見た多文化共生（ヒアリング）
- 3 多文化共生の必要性・意義について討議

（配付資料）

- 資料 1 外国人との新たな共生 群馬県の現状と政策（西委員資料）
- 資料 2 札幌市の多文化共生の取組について（前田委員資料）
- 資料 3-1 総社市における多文化共生施策の概要（新谷委員資料）
- 資料 3-2 総社市日本語教育事業の概要（新谷委員資料）
- 資料 3-3 総社市の多文化共生事業（新谷委員資料）
- 資料 3-4 総社市に住む外国人住民のための「広報そうじゃ」やさしい日本語版（新谷委員資料）
- 資料 3-5 岡山県総社市在留外国人等データ（新谷委員資料）
- 資料 3-6 総社市多文化共生事業 資料（新谷委員資料）
- 資料 4 苅田町における多文化共生の推進について（金森委員資料）
- 資料 5 浜松市の多文化共生・国際交流連携の推進（浜松市資料）
- 資料 6 セサル氏発表資料
- 資料 7 山浦氏発表資料
- 資料 8 第2回研究会討議資料

参考資料 1 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

参考資料 2 〔詳細版〕外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

参考資料 3 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）

外国人との新たな共生 群馬県の現状と政策

1

令和元年12月25日

群馬県企画部

外国人活躍推進課長 西 和一

外国人との新たな共生 群馬県の現状と政策 もくじ

- 1 外国人活躍推進課の設置（企画部）平成31年4月1日
- 2 ぐんまの姿 ～外国人住民を中心として～
- 3 外国人の円滑かつ適正な受入支援施策
- 4 多文化共生施策
- 5 これからの取組 ～外国人との新たな共生を目指して～



1 外国人活躍推進課の設置(企画部)

平成31年4月1日

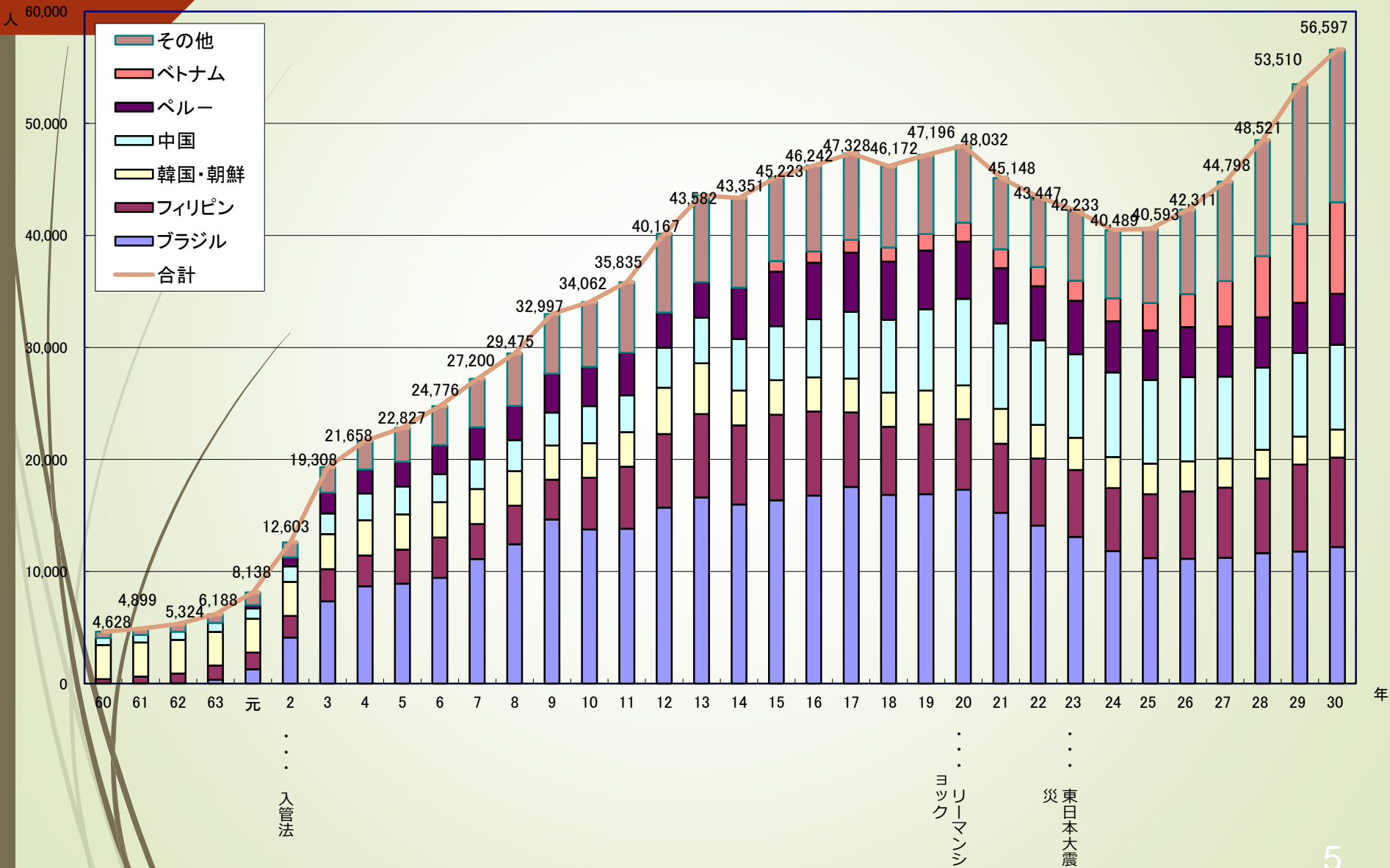
今後、様々な分野で活躍が期待される外国人について、県内への受入促進とあわせて、共生のための環境を一元的に推進するため、企画部に「外国人活躍推進課」を設置

2 ぐんまの姿

～外国人住民を中心として～

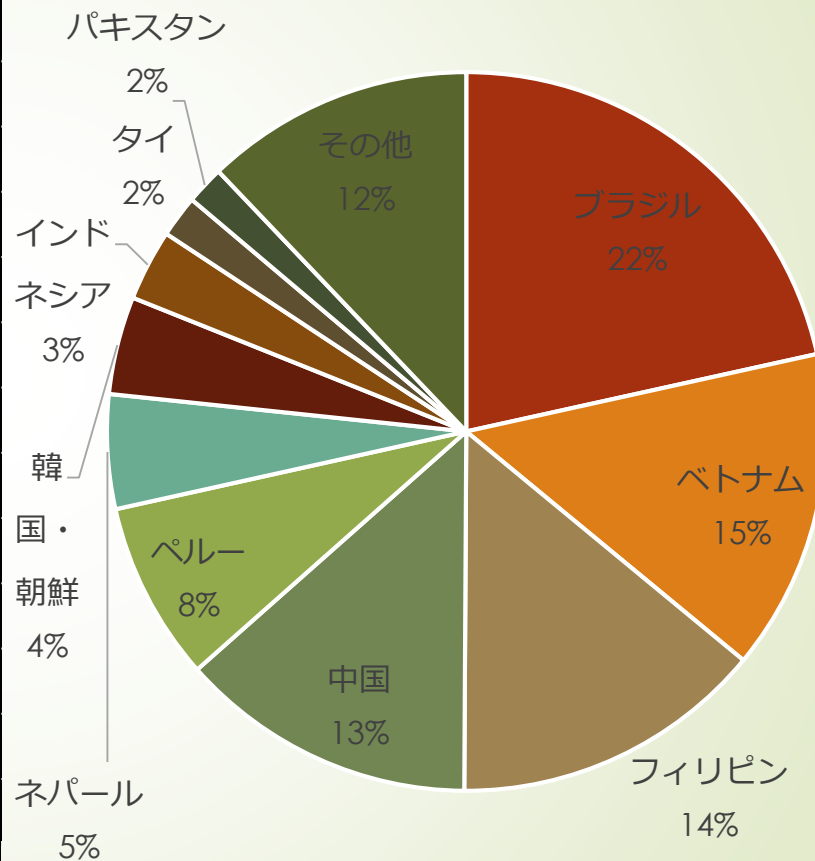
増え続ける群馬県の外国人住民

群馬県の外国人住民数の推移



国籍別外国人住民数（H30.12.31現在）

外国人住民数(国籍別) H30.12.31現在					(単位:人)		
	区分(国籍)	H30.12			H29.12	増減	増減比率
		男	女	合計			
1	ブラジル	6,504	5,687	12,191	11,786	405	3.4%
2	ベトナム	4,881	3,293	8,174	7,017	1,157	16.5%
3	フィリピン	2,197	5,787	7,984	7,753	231	3.0%
4	中国	3,353	4,220	7,573	7,459	114	1.5%
5	ペルー	2,381	2,178	4,559	4,490	69	1.5%
6	ネパール	1,759	1,152	2,911	2,700	211	7.8%
7	韓国・朝鮮	1,043	1,449	2,492	2,515	△ 23	-0.9%
8	インドネシア	1,334	480	1,814	1,564	250	16.0%
9	タイ	329	739	1,068	999	69	6.9%
10	パキスタン	746	228	974	918	56	6.1%
	その他	4,332	2,525	6,857	6,309	548	8.0%
合計		28,859	27,738	56,597	53,510	3,087	5.8%
国数		111			109	2	



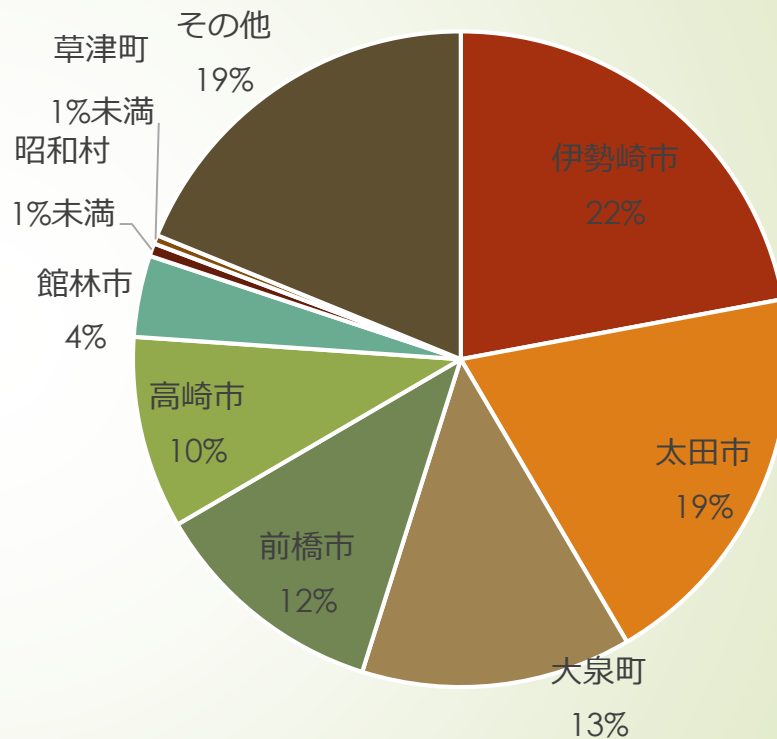
【県調査】H30.12.31現在

市町村別外国人住民数 (H30.12.31現在)

外国人住民数(市町村別) H30.12.31現在 (単位:人)						
市町村名	H30.12			H29.12	増減	上段:人口
	男	女	合計			下段: 人口比率
前橋市	3,482	3,228	6,710	6,088	622	337,502 2.0%
高崎市	2,492	2,941	5,433	5,095	338	374,168 1.5%
伊勢崎市	6,616	6,006	12,622	12,139	483	213,639 5.9%
太田市	6,202	4,938	11,140	10,568	572	224,635 5.0%
館林市	1,158	1,139	2,297	2,111	186	76,254 3.0%
草津町	93	152	245	225	20	6,419 3.8%
昭和村	153	210	363	346	17	7,360 4.9%
大泉町	4,068	3,555	7,623	7,585	38	41,785 18.2%
その他	8,909	9,486	18,395	17,509	886	713,231 2.6%
合計	28,859	27,738	56,597	53,510	3,087	1,981,214 2.9%

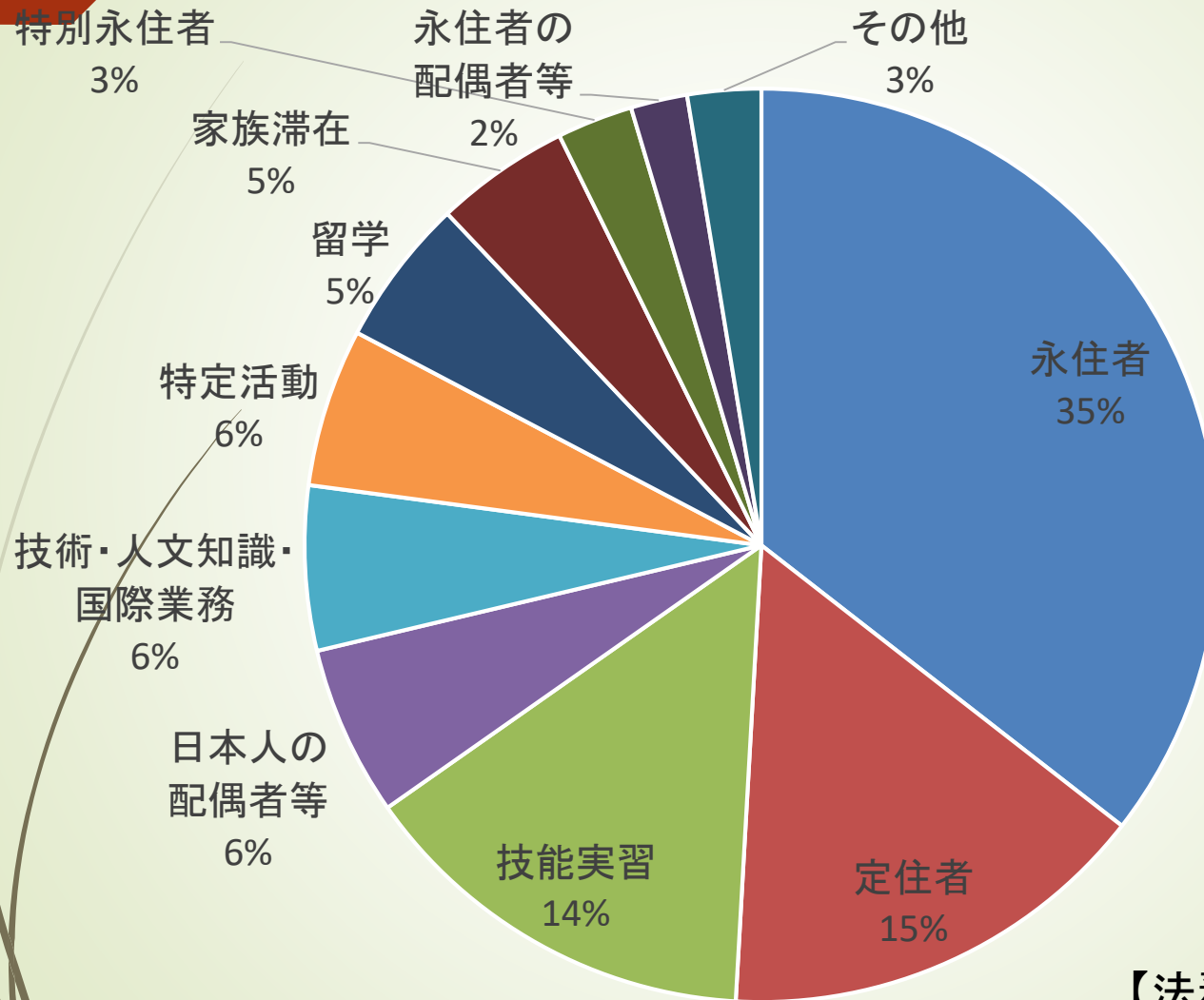
※人口は、平成30年12月末日現在の市町村課「群馬県市町村別住民基本台帳人口」による。

※人口比率は、各市町村の人口に占める外国人住民数の比率である。



【県調査】H30.12.31現在

在留資格別比較（2018年12月末現在）



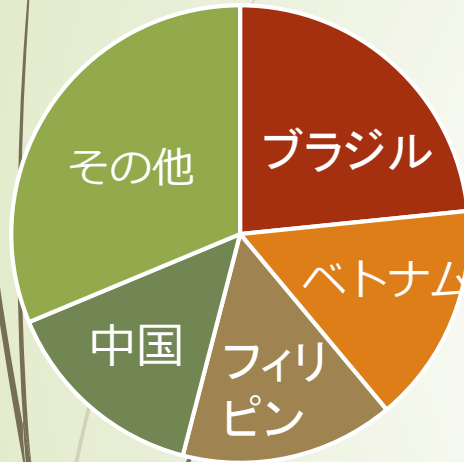
【法務省統計】

外国人労働者の状況

(群馬労働局集計 H30.10)

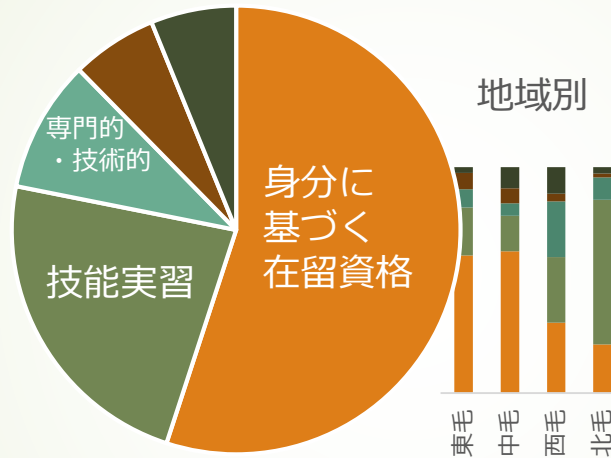
- ・群馬県の外国人労働者は34,526人
- ・近年は、「ベトナム」、在留資格では「技能実習」「専門的・技術的分野」が増加
- ・東毛・中毛は「身分に基づく～(日系の「定住者」)」、北毛は農業など「技能実習」が多い
- ・有効求人倍率(平成30年度)全産業 1.74倍 (令和元年6月 1.75倍 全国11位)

国籍



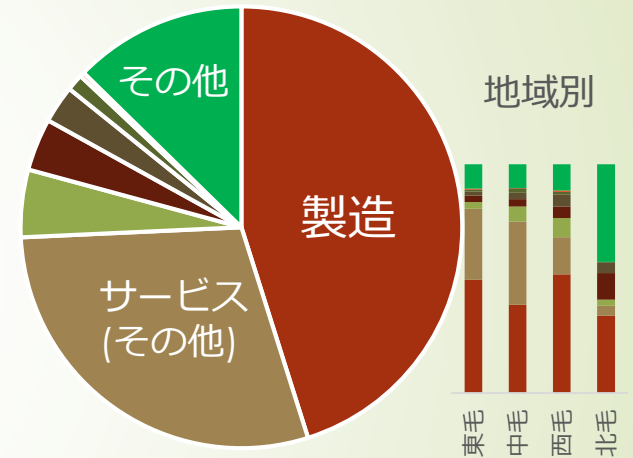
国籍	人数
ブラジル	7,512
ベトナム	5,950
フィリピン	4,912
中国	4,612
その他	12,440

在留資格



在留資格	人数
身分に基づく在留資格	17,665
技能実習	8,201
専門的・技術的分野	3,273
特定活動	2,569
資格外活動	2,818

業種



業種	人数	業種	人数
製造	14,432	農業	1,158
サービス(その他)	10,905	建設	960
卸売・小売	1,720	医療福祉	509
宿泊・飲食サービス	1,374	その他	3,468

外国人活躍推進課の設置(企画部)

平成31年4月1日

今後、様々な分野で活躍が期待される外国人について、県内への受入促進とあわせて、共生のための環境を一元的に推進するため、企画部に「外国人活躍推進課」を設置

3 外国人の円滑かつ適正な 受入支援施策



- ① 外国人と企業のマッチング
（外国人材向け合同企業説明会（県内、東京））
- ② 企業向け情報提供・相談対応
（人材受入れ相談会、特定技能説明会、人材受入環境整備セミナー）
- ③ 多言語・動画による情報発信（作成中）
（生活・仕事情報 群馬に来てよかった等）
- ④ 外国人留学生の定着促進
（企業見学バスツアー、JETインターンシップ等）
- ⑤ 知事と外国人との座談会 等

さらに令和2年1月 「群馬モデル」公表

① 外国人と企業のマッチング (外国人材向け合同企業説明会 (県内、東京))

**外国人材を対象とした
合同企業説明会 出展企業募集!**

**業種
不問**

群馬県では、国内の外国人材を対象とした合同企業説明会を2会場で開催します。
貴社のご都合に合わせて、両会場共の参加・1会場での参加いずれも可能です。

参加対象外国人材 参加者は現在募集中

外国人留学生
大学・大学院・専修学校・日本語学校

外国語指導助手 ALT・国際交流員 CIR
JETPの参加者等 (詳細は裏面)

特定技能での就労を希望する外国人材

応募要件

①、②のいずれかの採用に関心のある県内企業*
※群馬県内に拠点を置く企業 (群馬県内に事業所のある企業)

出展企業数

各会場最大**20社**
応募多数の場合は選考

**説明等は
日本語で
OKです!**

出展料

無料

特定産業分野について、
一定の専門性・技能を
有し即戦力となる人材

① 高度外国人材・グローバル人材

JETPの在留期間中の
中途採用は御遠慮ください。

グローバル人材の強み
国際感覚を持った人材
高い言語能力
ブリッジ人材候補

⇒海外進出・グローバル展開に
⇒海外からのお客さまや海外顧客への対応
⇒外国人社員と日本人社員の橋渡しに

**② 在留資格「特定技能」
での就労を希望する
外国人材**

東京会場 Gunma-Local Career Fair

開催日 2019年 **10月26日 土** 13:00~16:00

会場 TKP東京駅大手町カンファレンスセンター
東京都千代田区大手町1-8-1 KDDI大手町ビル 22F

募集締切 **9/27 (金)**
応募状況により募集を早めに
締切する場合があります

詳しくは、**県WEBサイト**
http://www.pref.gunma.jp/03/ci11_00011.html

群馬会場 Global Career Fair in Gunma

開催日 2019年 **11月30日 土** 13:00~16:00

会場 ホテル ラシーネ新前橋 前橋市古市町1-35-1
(旧厚生年金会館)

募集締切 **9/17 (火)**
応募状況により募集を早めに
締切する場合があります

詳しくは、**県WEBサイト**
http://www.pref.gunma.jp/04/c36g_00120.html

(一助) 自治体国際化協会助成事業

申込方法 裏面の申込用紙を以下の申込み先へ送付ください。
申込書は、県WEBサイトからもダウンロード可能です。

申込先 群馬県庁 外国人活躍推進課 [住所] 371-8570前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-3396
問い合わせ先 E-mail gaikokuka@pref.gunma.lg.jp FAX 027-223-4371

外国人材受入れセミナー・個別相談会

**群馬県
主催**

労働力不足が深刻化する中、外国人材に対するニーズが高まっています。一方、外国人材を雇用するにはどうしたらよいか分からないことが多く、戸惑う事業者も多いようです。
県では、外国人材の受入れについて事業者の皆様が抱える悩みを解消し、円滑な受入れが進むよう、専門家によるセミナー及び個別相談会を開催します。

日時

2019年**12月19日 (木)**
10:00~16:00 受付9:30~

外国人を雇用したいがどのようにすればよいか?
在留資格手続きはどのようにすればよいか?
どのような仕事に従事可能か?
社会保険などの労務管理はどうすればよいか?
経営面から考えた場合、外国人を雇うメリットはあるか?

会場 群馬県庁昭和庁舎 3階 35会議室 前橋市大手町1-1-1
※駐車場は、**県庁舎県民駐車場を利用の上、駐車券を会場までお持ちください。**
※駐車場の相当な混雑が予想されますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

対象 外国人材の採用を考えている県内企業・事業者の方

定員 **60名 先着順**
・申込状況により、業種別人数を調整させていただくことがあります。
・申込み人数は会場の都合により、1社・事業者につき1名とさせていただきます。

参加費 無料

内容

① セミナー (10:00~12:00)
・外国人雇用に係る在留資格 (群馬県行政書士会) 10:00~10:30
・外国人雇用に係る労務管理 (群馬県社会保険労務士会) 10:30~11:00
・経営面から見た外国人雇用 (群馬県中小企業診断士協会) 11:00~11:30
・質疑応答、事務連絡 11:30~12:00

② 個別相談会 (13:00~16:00)
専門家 (行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士) が外国人材の受入れに関する相談について、個別に対応します。
行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士ごとのデスクを設けます。

申込み方法

ぐんま電子申請受付システムよりお申込みください
https://s-kantan.jp/pref-gunma-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=1511

申込み期限 **12/12 (木)**

※ 申込み状況により早めに募集を締め切ることがあります。
※ 12/13 (金) 以降に参加の可否についてご連絡します。

QRコードから
申込サイトにアクセス

問い合わせ先

群馬県企画部外国人活躍推進課 電話 027-226-3396 Eメール gaikokuka@pref.gunma.lg.jp

② 企業向け情報提供・相談対応 (人材受入れ相談会、特定技能説明会、人材受入環境整備セミナー)

外国人材の受入れについて 専門家が相談に対応します

事業者向け

労働力不足が深刻化する中、外国人材に対するニーズが高まっています。県では、外国人材の雇用を考えている県内事業者の皆様からの相談に対する「外国人材の受入れ相談会」を開催します。

外国人を雇用したいがどのようにすればよいか？

在留資格手続きはどのようにすればよいか？

どのような仕事に従事可能か？

社会保険などの労務管理はどうすればよいか？

経営面から考えた場合、外国人を雇用するメリットはあるか？ など

相談料無料

【日時】令和元年 10月23日(水)、10月30日(水)、11月12日(火)
10:00~12:00、13:00~16:00 ※1事業者30分程度

予約制です

【場所】群馬県庁 昭和庁舎会議室 (前橋市大手町1-1-1)

【対応者】行政書士、社会保険労務士、中小企業診断士、県職員

(群馬県行政書士会、群馬県社会保険労務士会、(一社)群馬県中小企業診断士協会の会員、県外国人活躍推進課)

【申込み】**事前申込みが必要**です。裏面の申込票を送付してください。

※**先着順**(申込み多数の場合は、対応できない場合があります。)

対応の可否、日時・会場については、後日調整のうえ決定し、ご連絡します。

【申込期限】各回の1週間前

【問合せ先】群馬県企画部外国人活躍推進課 TEL:027-226-3396

外国人材に関する企業向け説明会 「特定技能制度」説明会

群馬県
主催

本年4月1日から、新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入が可能となりました。この新しい制度に関する説明会を開催します。

【日時】2019年7月30日(火) 13:20~16:40 受付12:30~

【会場】群馬会館 ホール 前橋市大手町二丁目1番1号
※駐車場は、**県庁倉庫民駐車を利用の上、駐車券を会場までお持ちください。**
※駐車場の相当な混雑が予想されますので、可能な限り公共交通機関をご利用ください。

【対象】◆在留資格「特定技能」による受入れを希望される群馬県内所在の企業・団体・個人の方
◆登録支援機関となることを希望される群馬県内所在の企業・団体・個人の方
◆群馬県及び県内の地方公共団体の職員の方

【定員】380名 先着順
・申込状況により、業種別人数を調整させていただくことがあります。
・申込み人数は会場の都合により、1社・団体につき1名とさせていただきます。

【参加費】無料

第1部のみ、第2部のみ参加も可能です

スケジュール (調整中)

第一部 13:20-14:50	特定技能制度に関する概要説明 法務省・県行政書士会からの説明	
第二部 15:10-16:40	分野別個別説明会①	登録支援機関による 個別相談
	分野別個別説明会②	

分野別個別説明会

分野毎に別室(当日アナウンス)で行う予定です。

厚生労働省	介護
経済産業省	素材材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業
国土交通省	建設、宿泊
農林水産省	農業、飲食品製造業、外食業

分野別個別説明会①・②は、同内容の説明が行われます。事務局にて①・②のどちらかに御参加者の数を割りあてます。

申込み
方法

ぐんま電子申請受付システムよりお申込みください

<https://www.shinsei.elg-front.jp/gunma/uketosuke/dform.do?acs=tokuteigoino0730>

申込期限: 7/24(水)

※申込み状況により早めに募集を締め切ることがあります。
※7/24以降に参加の可否についてご連絡します。

QRコードから
申込サイトにアクセス



問い合わせ先

県企画部外国人活躍推進課 電話 027-226-3396 Eメール gaikokuka@pref.gunma.lg.jp

④ 外国人留学生の定着促進 (企業見学バスツアー、JETインターンシップ等)

For INTERNATIONAL STUDENTS
2019 BUS TOUR to local companies in Gunma
 がいこくじん りゅうがくせい きょうよう けんがく
外国人留学生のための企業見学バスツアー

FREE!

ないよう 内容
 If you join this project, you can...
 ・県のバスに乗って2社の企業に行きます！
 ・仕事についての説明を聞いたり、見学できます！
 ・このツアーは、あなたがこれから日本で、群馬県ではたらくのに、役に立ちます！

<p>あつまる 集合 8月28日(木)</p> <p>高崎駅 8:30 前橋駅 9:10 伊勢崎駅 10:00</p> <p>訪問先・製造業</p> <p>協立エアテック株式会社 開業工場内に設計部署を新設！</p> <p>ポッカサッポロフード & ビバレッジ株式会社 様々な国の出身者が活躍！ シンガポールに海外拠点！</p> <p>しめきり Application deadline: 8月21日(水)</p>	<p>あつまる 集合 9月4日(木)</p> <p>前橋駅 7:50 高崎駅 8:30</p> <p>訪問先・宿泊業</p> <p>紀州鉄道 軽井沢ホテル 元留学生の先輩活躍！</p> <p>株式会社 中沢ヴィレッジ 「森と生きる」リゾートホテル 外国人スタッフ活躍中！</p> <p>しめきり Application deadline: 8月28日(水)</p>
<p>あつまる 集合 9月12日(木)</p> <p>伊勢崎駅 8:40 前橋駅 9:15 高崎駅 10:00</p> <p>訪問先</p> <p>TEAD株式会社 産業用ドローン 海外との開発案件及び取引有り！</p> <p>株式会社 クボタ 製造業 インドネシア ベトナム出身者活躍中！</p> <p>しめきり Application deadline: 9月5日(木)</p>	<p>お問い合わせ 問合せ</p> <p>If you have any question, contact us!</p> <p>ぐんまけんりょう がいこくしゅうがくせいしんが 群馬県庁 外国人活躍推進課 前橋市大手町1-1-1 [TEL] 027-226-3396 [FAX] 027-223-4371 [E-mail] gaikokuka@pref.gunma.lg.jp</p> <p>申込書は県HPからDLできます。 このチラシのウラも申込書として使うことができます。</p> <p>http://www.pref.gunma.jp/03/ci11_00009.html</p>

15

JETインターンシッププログラムin GUNMA ~インターンシップ実習生受入企業を募集します！~

群馬県主催

グローバル人材をお探しの企業が、その活用を具体的にイメージできるよう、
 県内就職に関心のある外国人材を対象としたインターンシッププログラム
 (就業体験)を実施します！

メリット

- 企業の海外進出・グローバル展開にあたり、外国人材は大変貴重な存在です！
- 参加者は日本での生活・勤務経験があるため、海外展開を目指す企業にとって即戦力となり得るグローバル人材です！
- 外国からのお客様対応など、高まるインバウンド需要にも活かされます！

実施時期

2019年8月～11月のうち原則5日間 (企業と参加者が協議の上決定)

応募要件

群馬県内に拠点を置く企業
 (群馬県内に事業所のある企業)

募集企業数

5社程度 (1カ所2名程度)

※就業体験となるため報酬の支払いはありません。 ※応募多数の場合は選考いたします。

参加対象の外国人材

- ・県内企業への就職に関心のあるALT・CIR
 (全国のJETプログラム参加者及び県内市町村独自採用者)
- ・日本語での日常的な会話ができる人 (N3程度以上)
 ※参加者は今後募集しマッチングします。
 ※任用期間中の採用はご遠慮ください。



▷JETプログラムは、総務省、外務省、文部科学省、(一財)自治体国際化協会の協力のもと、主に学校において語学指導等を行う外国青年(ALT:外国語指導助手、CIR:国際交流員)を招致し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業です。
 現在全国で約5,500人(群馬県内でも約180人)が参加しています。

募集締切

6月28日(金) ※期日が過ぎた場合でも受け付ける場合もあります。

申込み方法

群馬県ホームページより募集要綱をご確認いただき、
 申込書類ダウンロードの上、期日までにメールにて申込みください。
 ※件名に「JETインターンシップ 実習生受入申込」とご記入ください。
 (http://www.pref.gunma.jp/03/ci11_00004.html)

申込・問合せ先

群馬県庁 外国人活躍推進課 [住所] 前橋市大手町1-1-1
 [E-mail] gaikokuka@pref.gunma.lg.jp
 [TEL] 027-226-3396 [FAX] 027-223-4371

※この事業は(一財)自治体国際化協会の助成事業により実施されています。



④ 外国人留学生の定着促進 つづき

がい こく じん りゅう がく せい
外国人留学生
しゅうしょく
就職ガイダンス
in Gunma

参加無料
定員40名
事前申込

開催日時 2019年 **12月12日** 木
13:30~16:30 (受付13:10~)

参加対象 群馬県内の企業や就職に関心のある、大学・大学院・専門学校等に在籍する外国人留学生で、日本語による説明が理解できる方(学年は不問)

プログラム [13:30~16:30]
 ① 日本での就職活動の方法と準備
 一般社団法人留学生支援ネットワーク 事務局長 久保田 学 氏
 ② くまの中小企業の紹介
 (内容) 群馬県内中小企業の紹介
 ③ センパイと語る
 (内容) 県内留学生、企業で働く元留学生の就職活動経験など

開催場所 群馬県庁昭和庁舎21会議室
 新前橋駅バス7分
 前橋市大手町1-1-1

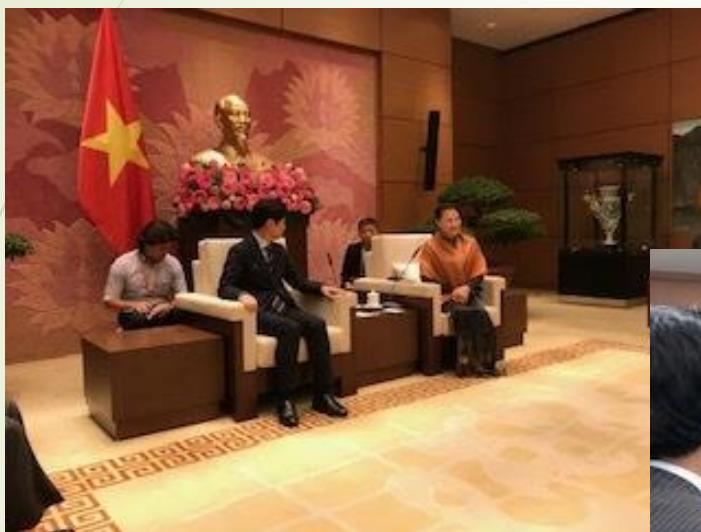
お申し込み PCからはこちら▼
<https://bit.ly/3517k4l>
 スマートフォンからはこちら▶

お問い合わせ 群馬県庁 外国人活躍推進課 TEL. 027-226-3396 E-mail. gaiko kuka@pref.gunma.lg.jp

主催 群馬県、関東経済産業局 協賛 一般社団法人留学生支援ネットワーク

令和元年度 群馬県「留学生定着促進事業」 令和元年度 関東経済産業局「地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援事業」

令和元年11月5日@ハノイ
山本知事、Minh副首相兼外務大臣等ベトナム政府要人と面談



17

Minh副首相兼外務大臣との面談：
更なる企業進出、更なる受入れ（大臣から）
交響楽団等文化的な交流を（知事から）

知事と外国人との座談会

(1) 日時：令和元年8月22日(木) 12:30~14:00

(2) 場所：群馬県庁

(3) 参加者：外国人6名(ベトナム、中国、インドネシア、ネパール 【高度人材、技能実習生】)、雇用主6社(製造、介護、宿泊、農業)

(4) 概要：県内で働く外国人が生活や仕事のことについて、知事と自由に歓談

(5) 課題：外国人から提起された課題・要望等

項目	内容	現状、制度概要
高度人材(高度専門職)の要件緩和	「高度専門職」の取得要件が厳しかったため、外国人留学生や高度人材(「技術・人文知識・国際業務」等)が取得することは困難。	①在留資格「高度専門職」は、我が国の学術研究や経済発展に寄与できる人材。※1号・2号があり、2号取得には1号で3年間の活動が必要 ②1号の類型は、イ)高度学術研究、ロ)高度専門・技術、ハ)高度経営・管理。 ※2号は1号のすべての活動が可能 ③1号は、ポイント計算で70点を上回る必要あり(ロとハは年収300万円以上必要)。 ④優遇措置あり(複合的な在留活動、在留期間5年の付与、永住許可要件の緩和、配偶者の就労等)。※2号は在留期間が無期限
在留期間の延長	できるだけ長く働きたいので、在留期間を長くしてほしい。	法務省が認める「技術・人文知識・国際業務」の在留期間は5年、3年、1年、3月 ※付与する在留期間は法務大臣の裁量
配偶者の就労	配偶者(家族滞在)の労働時間を長くしてほしい。	在留資格「家族滞在」は就労資格ではないため、就労を希望する場合は、資格外活動として週28時間以内が認められる。

「外国人との新たな共生推進会議（第1回）」

本県が作成する、外国人との新たな共生のための「群馬モデル」について意見交換

1 構成員分野等氏名役職

- 1 座長 山 本 一 太 群馬県知事
- 2 受入れ・共生研究者 山 脇 啓 造 明治大学教授
- 3 国政策・実務 安 本 大 輔 東京出入国在留管理局統括審査官
- 4 事業主（製造業） 柴 田 洋（株）柴田合成代表取締役社長
- 5 事業主（農業） 星 野 美 樹（有）農園星ノ環労務管理担当
- 6 外国出身住民 平野 パウロ 勇（株）アルテソリューション代表取締役
- 7 外国出身住民 山 本 雄 次（株）DS in Japan 代表取締役
- 8 地域の課題 相 京 恵 グローリーハイグレイス（有）代表取締役

2 日時・会場

令和元年11月26日（火） 15時30分～17時00分 於秘書課会議室（6階）

「外国人との新たな共生推進会議（第1回）」 つづき

3 意見交換の内容

「外国人材に群馬を選んでもらい、外国人との共生を進める」ための手法について意見交換しました。具体的には以下のような意見が出されました。

- ・外国人材と企業とのきめ細やかなマッチングなどの就業支援や起業支援が必要
- ・外国人材を呼び込むためには、企業の優良事例等が外国人本人に伝わるような積極的な情報発信が必要
- ・日本人が『やさしい日本語』で語りかけたり、日本語学習の機会提供が必要
- ・外国人を仲間と捉え、受け入れていく環境整備が必要
- ・受入れ環境を整備すれば、外国人材の来県→彼らが群馬のよさを拡散
→それを見た者が来県・情報拡散、というサイクル構築が可能 等

20

4 今後のスケジュール

第2回 12/20（金）13:00～14:30

第3回 1/21（火）15:30～17:00 ※「群馬モデル」公表 1月中を予定

4 多文化共生施策



【群馬県多文化共生推進指針】（平成30年3月改定）

●基本目標

「外国人住民が持つ多様性を活かし、誰もが参加・協働し安心して暮らせる、活力ある社会の実現」

●施策目標

- ① 外国人が安心して暮らせるための幅広いサポートの提供
- ② 多様性を活かし、外国人が活躍できる環境づくり
- ③ 多様性を尊重し、日本人と外国人がともに支え合うための意識の醸成

さらに令和2年1月 「群馬モデル」公表

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

- 県内に住む外国人のみなさんが、安心して群馬で生活し、働くことができるよう、情報提供や様々な相談に対応する窓口
- 外国人住民に窓口等に対応する県内市町村のバックアップの役割も担う

■開所日 令和元年7月1日

■場 所 群馬県庁昭和庁舎1階

■対応言語

- ・相談員による対応：英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、スペイン語
やさしい日本語
- ・翻訳機による対応：74言語

■国や市町村等との連携

- ・東京入管職員による相談サポート、相談員研修(月1回)
- ・県内市町村や労働局等国機関と連携確認
- ・一部市町とテレビ電話接続



ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター チラシ

がいこくじん そうごうそうだん
ぐんま外国人総合相談
ワンストップセンター

相談無料
 秘密厳守

One-Stop Consultation Center for Foreign Residents of Gunma

生活や仕事などの悩みごとがあればお気軽にご相談ください。
 外国人を受け入れている事業者等からの相談も受け付けています。

在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの生活など、どんなことでも御相談ください。



TEL **027-289-8275**

時間 **9:00 ~ 17:00**

[月(Mon)~金(Fri)] (祝日・年末年始は除く)

言語	相談日
英語・ベトナム語	月~金
ポルトガル語	月・火・水
中国語・スペイン語	月・火・木・金

専門相談(無料)	相談日
東京入国管理局による相談	毎月第4火曜日
弁護士、行政書士、社会保険労務士による相談	つきあいでいど開催 月1回程度開催 (お問い合わせください。)

場所
Location

群馬県昭和庁舎1階
 (前橋市大手町 1-1-1)

Gunma Prefectural Office
 Showa Chosha Building 1F
 (1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi)



群馬県

TEL **027-289-8275**

時間 ● **9:00 ~ 17:00** [月~金] (祝日・年末年始は除く)

場所 ● **群馬県昭和庁舎** (前橋市大手町 1-1-1)

ぐんま がいこくじん そうごうそうだん ワンストップセンター

[時間] 9:00 ~ 17:00 (げつようび~きんようび)
 ※やさしいほんご: げつようび~きんようび
 [ばしょ] ぐんまけん しょうわちようしゃ 1かい (まえばしし おおてまち 1-1-1)

英語

One-Stop Consultation Center for Foreign Residents of Gunma

[Hours] 9:00-17:00 (Excluding weekends, holidays, New Year holidays)
 ※ English-speaking advisors : available Monday through Friday
 [Location] Gunma Prefectural Office Showa Chosha Building 1F(1-1-1 Ote-machi, Maebashi-shi)

ポルトガル語

Centro de Consulta Geral para os Estrangeiros de Gunma

[Horário] 9:00 às 17:00 (fechado aos sábados, domingos, feriados nacionais, final e início do ano)
 ※ Consultor de Português : Segunda-feira à Quarta-feira
 [Local] Gunma Ken Showa Chosha 1º andar (Maebashi-shi Ote-machi 1-1-1)

ベトナム語

Trung tâm tư vấn tổng hợp dành cho người nước ngoài tỉnh Gunma

[Thời gian] Từ 9:00 đến 17:00 hàng ngày trừ thứ 7, chủ nhật và ngày lễ, Tết.
 ※ Thông dịch bằng tiếng Việt : từ thứ hai đến thứ sáu
 [Địa điểm] Tầng 1 Tòa nhà văn phòng chính phủ ShowaChosha, Ủy ban nhân dân tỉnh Gunma (Maebashi-shi Ote-machi 1-1-1)

中国語

群馬外国人総合咨询中心

[時間] 9:00 ~ 17:00 (周末、国定假日、年底年初除外)
 ※ 中文咨询员: 星期一・二・四・五
 [地点] 群馬县政府昭和庁舎1楼 (前橋市大手町 1-1-1)

スペイン語

Centro de Consulta General para los Extranjeros de Gunma

[Horario] 9:00 ~ 17:00 (excepto sábado, domingo, asuetos nacionales y final e inicio del año)
 ※ Consultora en español : Lunes - Martes - Jueves - Viernes
 [Lugar] Gunma Ken Showa Chosha piso 1º. (Maebashi-shi Ote-machi 1-1-1)

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター チラシ

25



外国人を雇用する事業主のみなさんへ
外国人を同僚に持つ職員のみなさんへ
日本語学校関係者のみなさんへ

群馬県では、群馬で学び、働き、生活する外国人県民のみなさんが、安心して群馬暮らしができるよう、以下のとおり「ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター」をつくりました。

御社の外国人従業員（学生）の方に別添の5言語で書かれたチラシを手交いただき、小さなことでもよいですからどんどん利用してもらえよう、紹介してあげてください。

たとえば、在留手続き、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育など、当センターに来所いただくか、お電話いただければ、母国語で相談員がお答えします（相談員の対応言語は以下のとおり）。

秘密は厳守します。

市町村役場関係のことでも、その場で該当の市町村におつなぎして解決していきます。

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター

- 1 開 所 令和元年7月1日（月）
- 2 場 所 群馬県庁昭和庁舎1階
- 3 開設時間 9：00～17：00（土日、祝日、年末年始を除く）
- 4 対応言語

外国語相談員（英語、ポルトガル語、ベトナム語、中国語、スペイン語）とお話でき、それ以外の言語でも、翻訳機で職員が対応させていただきます。

お気軽にお電話を！

TEL 027-289-8275

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター 実績

ぐんま外国人総合相談ワンストップセンター 利用状況（開所～8月末時点）

令和元年10月1日 外国人活躍推進課

■利用件数 129件

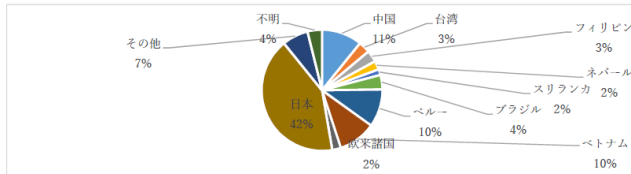
※市町村・国の機関等からの照会・連携依頼等を含む。括弧内は専門相談数。

	来訪	電話	その他（手紙、メール等）	合計
7月	25	44	1	70
8月	30(7)	28(3)	1	59(10)
計	55	72	2	129

<国籍別>

	中国	台湾	韓国	フィリピン	ネパール	スリランカ	ブラジル	ペルー	ベトナム	欧米諸国	日本※	その他	不明	計
7月	4	2	0	3	0	1	2	7	8	1	35	4	3	70
8月	10(2)	2	1	3	1(1)	0	3	6(2)	5(2)	2(1)	19(2)	5	2	59(10)
計	14	4	1	6	1	1	5	13	13	3	54	9	5	129

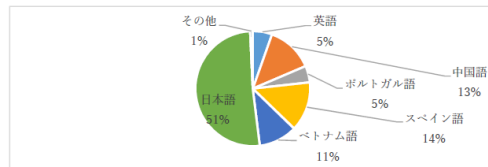
※市町村・国の機関等からの照会・連携依頼等を含む。括弧内は専門相談数。



<対応言語別>

	英語	中国語	ポルトガル語	スペイン語	ベトナム語	日本語※	その他	計
7月	2	6	2	8	8	44	0	70
8月	5(1)	11(2)	4(1)	10(1)	6(3)	22(2)	1	59(10)
計	7	17	6	18	14	66	1	129

※市町村・国の機関等からの照会・連携依頼等を含む。括弧内は専門相談数。



<内容別>

	入管手続	雇用・労働	社会保険 医療	年金・税金	出産・子育て	子供の教育	防災・災害	住宅	身分関係 結婚/離婚等	その他※	合計
7月	10	8	4	5	0	5	0	0	4	44	80
8月	17(8)	9(1)	2	3	4	3	0	0	1	23(2)	62(11)
計	27	17	6	8	4	8	0	0	5	67	142

■相談内容が複数にわたる場合は、それぞれを1件として計上

(例：入管手続と住宅について相談があった場合は、入管手続1件、住宅1件として計上)

※市町村・国の機関等からの照会・連携依頼等を含む。括弧内は専門相談数。

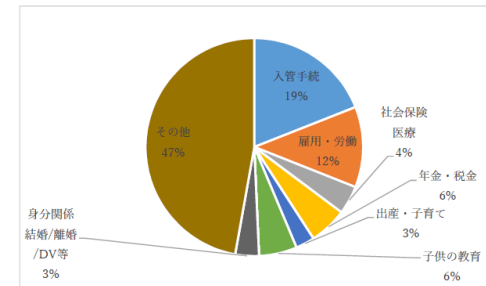
※「その他」の内容

(外国人住民)

- ・養子について
- ・慰謝料について
- ・遺言状について
- ・ボランティアをしたい
- ・センターではどんなサービスが受けられるか

(関係機関)

- ・外国人相談窓口同士での連携相談（一般社団法人）
- ・保険加入者保護・支援での連携相談（NPO）
- ・日系人の支援での連携相談（独立行政法人）
- ・大学との連携はどうか（県内大学）
- ・相談状況に関する意見交換（他県）



外国人活躍推進キャラバン

興味のある方はどなたでも参加、発言できます。
みな 皆さんの声をお聞かせください！！

群馬県事業

外国人活躍推進キャラバン

一地域の一人としての外国人

外国人活躍推進キャラバンは、発表とディスカッションを行います。参加者からも意見を聞きます。第1弾、第2弾を下のとおり行います。参加を希望する人は真の申込書に書き、FAX、メールまたは電話でお申し込みください。多くの人の参加を待っています。外国人の方もぜひ参加してください。



日時	会場	テーマ	発表者
第1弾 11月15日(金) 18:00~20:00	太田市役所 南庁舎 交流サロン(2階) (太田市浜町2-7)	日本語教育 について考えよう	大泉国際交流協会 代表取締役社長 糸井昌信氏
第2弾 12月13日(金) 18:00~20:00	共愛学園前橋国際大学 4204教室(4号館2階) (前橋市小屋原町1154-4)	留学生の県内定着 代表取締役社長 相京恵氏	グローリーハイグレイス(有)



問合せ・申込先
群馬県企画部外国人活躍推進課
TEL:027-226-3394 FAX:027-223-4371
メール:gaikokuka@pref.gunma.lg.jp

申込期限
【第1弾】11/13(水) 定員30名
【第2弾】12/11(水) 定員30名

外国人活躍推進キャラバン登壇者

進行 群馬県多文化共生推進士	国籍や民族などの多様な背景を持つ人々が地域社会の一員として、ともに質の高い生活を送れるよう「多文化共生」の視点を持って地域の活性化を担う人材。群馬大学が行う「多文化共生推進士」育成ユニットの全てのコースを修了した者に対して、群馬県が19名認定。
コーディネーター 西館 崇氏 (共愛学園 前橋国際大学准教授)	共愛学園前橋国際大学准教授。専門分野は国際協力学。大学時代には、国際関係論研究を行う一方で、指導教員らと共にフィリピンでNGO活動を行ったり、北京大との若者交流に参加したりと、机上と現場の双方で学ぶ。大学院修了後は外務省などで研究業務に携わる一方、震災後の東北地方への現地調査を行う。現在は学生と共に、真の国際協力のあり方を求めて地域に学び、活動している。主要著書に「留学生による伊勢崎地域インターナショナルシップ事業の意義」『共愛学園前橋国際大学論集』(第18号)2017、『群馬で学ぶ多文化共生』(上毛新聞社)2019など。
第1弾事例報告 糸井 昌信氏 (大泉国際交流協会長)	元大泉町職員。元前橋国際大学非常勤講師(多文化地域論)。移民政策学会会員、むすびめの会(図書館と多様な文化・言語的背景をもつ人々をむすぶ会)事務局員、「ハタラクラスジム」群馬大学日本語講座指導者。文化庁地域日本語教育コーディネーター。大泉国際交流協会の日本語講座は現在、日本語講座年次コースと日本語講座受験コース(N1-N2)を実施中。大泉町の日本語講座は、平成7年に大泉国際交流協会が設立される前、日系人が増加しはじめた平成4年頃からボランティアにより、不定期に開催。
第2弾事例報告 相京 恵氏 (グローリーハイグレイス(有) 代表取締役社長)	高崎市出身。東京の大学に進学、就職を経て、高崎市内でグローリーハイグレイス(有)を起業。レストラン経営の他、高崎地域の活性化に取り組む。2016年8月に、群馬で外国人材を雇用し、グローバルビジネス事業(観光インバウンド・アウトバウンド・多言語WEBサイト制作、翻訳通訳、留学生及び外国人就業支援・グローバル教育・多文化共生支援・日本語教育等)を外国人視点を入れて行うspectrum事業部を設立。日本企業向け海外進出支援、自治体・中小企業の海外プロモーション&受入体制支援等に取り組み。また、県内で地域に根ざした国際化に向けても活躍中。2018年 経済産業省「高度外国人材活躍企業50社」に認定。
上記以外の登壇者	第1弾「日本語教育について考えよう」、第2弾「留学生の県内定着」に関連する活動を行う方々等がディスカッションに参加します。

群馬県企画部外国人活躍推進課
FAX027-223-4371
メール:gaikokuka@pref.gunma.lg.jp

申込期限
【第1弾】11/13(水) 定員30名
【第2弾】12/11(水) 定員30名

参加を希望する方に○を付けてください。

参加を希望する方に○を付けてください。	第1弾()	第2弾()
所属	氏名	氏名
TEL	メール	
備考		

医療通訳ボランティア養成事業

外国人の患者が、医師や病院スタッフなどとコミュニケーションがとれない場合に、そのやりとりを通訳。

通訳する内容は、診察や検査、入退院時の説明、インフォームドコンセント、医療費の支払いなど。

●医療通訳ボランティア養成講座

- ・医療通訳の活動や医療のきまり・医療機関の仕組み等の講義、実際の現場を模したロールプレイなどを実施
- ・レベルチェックに合格した人が医療通訳ボランティアとして登録

●ボランティア登録者数: のべ198名

中国語・英語・スペイン語・ポルトガル語・韓国語・
ネパール語・ベトナム語・タイ語・タガログ語・
インドネシア語・フランス語(11言語)



医療通訳派遣制度

【実施主体】（平成30年6月1日から）

ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会（平成30年5月1日設立）
（構成員）

群馬県、（公財）群馬県観光物産国際協会、NPO法人群馬の医療と言語・文化を考える会

【運営主体（派遣コーディネート）】

NPO法人群馬の医療と言語・文化を考える会

※派遣の依頼方法は昨年度と同様

【派遣先】

ぐんま医療通訳派遣システム運営委員会と協定を結んだ医療機関等

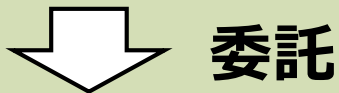
※医療機関等21（H31.5.27時点）

【医療通訳ボランティア】

県の養成講座を終了し、県のレベルチェックに合格した者等

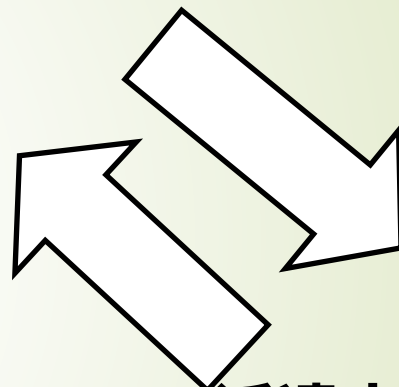
派遣の流れ

ぐんま医療通訳派遣
システム運営委員会



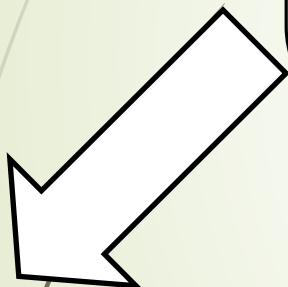
NPO法人群馬の医療と
言語・文化を考える会

派遣連絡



派遣申請

手配



医療通訳
ボランティア

交通費負担

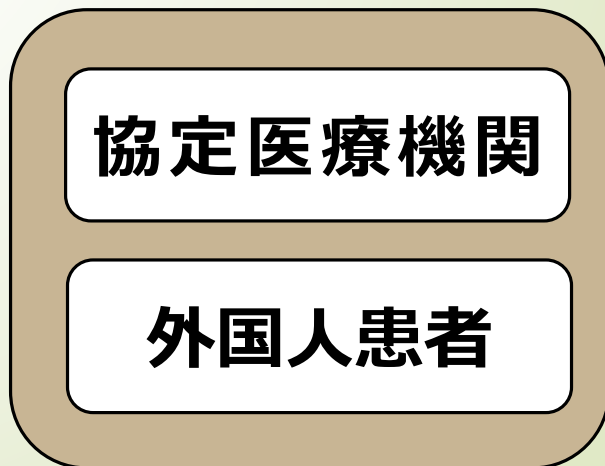


派遣



協定医療機関

外国人患者



災害時外国人支援事業

災害時に、外国人住民に対して正確な情報提供を行う「災害時多言語支援センター」を設置・運営するための訓練を、市町村と連携して実施。

●H30年実施事業

①災害時通訳ボランティア養成講座

- ・災害時の外国人支援や災害に強いまちづくりについての講座、グループ活動、外国人支援の訓練などを実施
(参加言語: 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語等)

②外国人住民のための防災訓練

- ・避難所想定訓練、非常食訓練などを実施
- ・ミャンマー、インドネシア、タイ、ブラジル、マレーシアなどの外国人住民が参加

●R1年は安中市と共催で実施

- ①10月20日(日) ②11月10日(日)



外国人住民のための避難訓練の様子



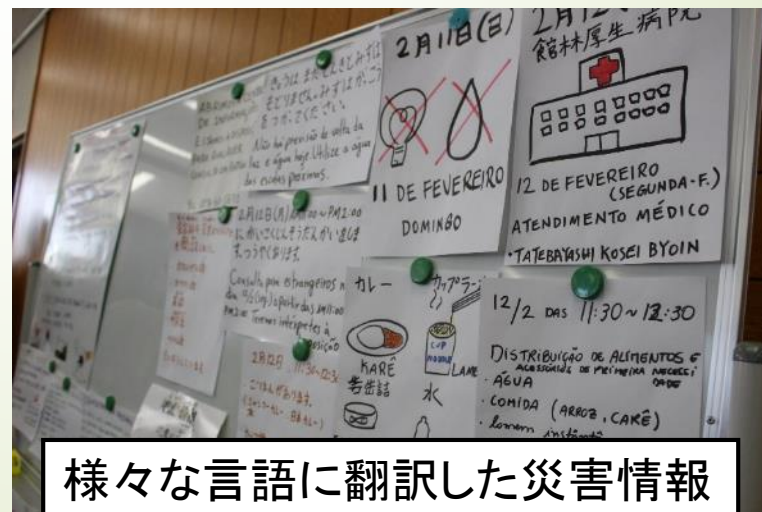
防災についての講義



非常食体験



模擬避難所体験



様々な言語に翻訳した災害情報

多文化共生推進士について

群馬県と群馬大学の協働プロジェクト

「多文化共生の視点に立つて、地域課題を解決し、地域活性化を図る人材」として 群馬大学が養成し、群馬県が認定・活用。
 →多文化共生社会の実現による豊かな地域づくりを目指す。

群馬大学

養成 H22年度～

※3年間の履修プログラム

アナリストコース
 (分析力を育てる)

プランナーコース
 (企画力を育てる)

インタラクティブコース
 (実践力を育てる)

各コース70時間以上

群馬県

認定 H25年度～



多文化共生推進士
 19名(養成は終了)



NPO法人多文化共生ぐんま
 設立(H27.4.1)
 →推進士の活動拠点

活用

県内の多文化共生推進の
 キーパーソンとして活用

- 【県】多文化共生推進士連携事業
 <H30年度シンポジウム開催等>
- ・在住外国人によるインバウンド対策
 - ・外国人児童生徒のキャリア教育
 - ・国際交流サロン

【市町村】

- ・市教委事業にて、公民館で外国人の人権について講演
- ・市の災害時ボランティア研修会にて、講義とワークショップの講師

【養成・認定スケジュール】

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	認定者数
1期生		養成		認定				5名
2期生		養成			認定			5名
3期生			養成			認定		6名
4期生				養成			認定	3名
								合計19名

外国人住民向け日本語教育 (外国人コミュニティコーディネーター養成事業)

外国人住民を対象に、日本語指導や日本文化等の日本での生活に必要な情報・知識について指導を行う人材を養成するため、日本語指導者養成講座を開催する。

●H30年度実施内容

「町内会（自治会）」 伊勢崎市羽黒町区長

「子どもとともに」 榛名女子学園 統括専門官

「児童相談所」 群馬県中央児童相談所 児童福祉司

「民生委員」 伊勢崎市福祉こども部社会福祉課

「在留資格と在留管理」 行政書士三石事務所 特定行政書士

「地域福祉」 伊勢崎市地域包括支援センター



●H30年度実施状況(参加人数)

13人(ブラジル、ペルー、中国、フィリピン)

5 これからの取組

～外国人との新たな共生を目指して～

外国人との新たな共生「群馬モデル」

背景

- ◆ 群馬県では、従前からの日系の南米国籍者（「定住者」資格）に加え、近年、アジアからの「技能実習」「留学」が急増
 - ・外国人住民は年々増加
- 人数 56,597人（全国12位）（H31.1） 人口割合 2.9%（東京、愛知に次ぎ3位）
 - ・大泉町は7,623人で全国の町村で1位（H31.1）。※人口割合18.2%
 - ・近年は、ベトナム等アジアからの「技能実習」が急増
- ◆ 少子高齢化により、業種を問わず深刻な人手不足にあり、外国人材に頼らざるを得ない状況
 - ・有効求人倍率は1.75倍（R1.6）と高い水準（全国11位）、業種により4倍超も
- ◆ 各業界では、「技能実習」等の活用に取り組んでいるが、短期滞在等の制約があり、正面から外国人材の活躍推進に取り組む必要
 - 新たな在留資格「特定技能」等を有効に活用し、Win-Winの関係構築を

外国人が県内で暮らしていくことに伴う課題

課題

行政・生活情報の多言語化

生活習慣、宗教、文化等の違いによる日本人とのトラブル(ゴミ出し、騒音等)

- 日本語教育の必要性、日本人による「やさしい日本語」の必要性
- 外国人が安心して暮らすための相談体制、外国人のコミュニケーション支援に向けた通訳、多言語による行政情報の提供を充実させる必要

医療・保険・福祉

医療、福祉等の社会保障制度を円滑に利用できる環境整備が不十分、適切な医療を受けづらく

- <これまでの取組> 医療通訳ボランティアの養成 延べ11言語、170人
【平成29年度派遣実績】 209件

安全・防災

災害に対する知識や経験、災害時に外国人を支援する通訳等の人材が少なく、外国人が必要な情報にアクセスできない可能性

教育

外国人児童生徒、保護者との意思疎通の困難、生活習慣の相違等から生じる問題に対応する必要。

- 現在、本県で日本語指導上必要とされる言語数は27に及ぶ
(英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語等の他、ウルドゥ語・トンガ語など多数)。
日本語、生活習慣等の理解不足から、学力不足や問題行動等につながる児童生徒もいる。
- 転入してくる児童生徒の国籍が多様化する中、それに対応できる指導者が不足

外国人との新たな共生「群馬モデル」が目指すもの

1 外国人等の声を聴く仕組みづくり

外国人、受入れ企業等の声、専門家の意見を聴き、県政に反映する仕組みを構築

- (例)
- ・外国人との新たな共生推進会議（知事と専門家との会議）
 - ・知事との懇談会
 - ・ぐんま外国人相談ワンストップセンター
 - ・企業・事業主に対するセミナー、個別相談会の開催 など

2 外国人材の円滑な受入れ

深刻な人手不足に直面する県内企業・事業所が外国人材を積極的に活用できるよう、マッチング支援、受入れ負担軽減など総合的に支援

- (例)
- ・県内企業・事業者と外国人材の採用マッチング支援
 - ・留学生の県内就職支援 など

3 生活者としての外国人支援

集住都市の知見をその他の市町村にも敷衍する等、日本人・外国人の共生に向け、外国人集住県らしい先進的な取り組み

- (例)
- ・日本語教育
 - ・児童・生徒支援
 - ・医療、福祉、健康サービス など

外国人との新たな共生「群馬モデル」構築に向けて



「群馬モデル」を通じて目指すべき群馬県のすがた

- ・外国人材が個々の能力を発揮して活躍できる社会
- ・日本人、外国人が相互に理解しあい、安心して暮らせる共生社会

→ 「働くなら群馬がいちばん」を実現

令和2年1月 「群馬モデル」公表



ありがとうございました。

資料1 附属資料

令和元年12月25日

群馬県企画部外国人活躍推進課

外国人留学生・技能実習生実態調査結果について
(集計速報に基づく第1次分析)

【目的】群馬県内で就学・就労している外国人留学生及び技能実習生の生活・就労実態を調査し、県の外国人活躍施策に反映させる。

【調査対象】外国人留学生、技能実習生ほか（在籍校、受入企業、監理団体等）

【調査期間】令和元年6月～11月

1 外国人留学生（院生、大学生、専門学校生、日本語学校生）

(1) 日本語能力

・日本語能力資格N3（日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できる）を取得している者が最多（39.2%）。N2は16%。N1は10%。

・書くこと、複雑な会話や方言を聞き取ること、ふりがな無しの文章を読むことが難しいと感じる者が多い（それぞれ3～5割）

→日本での就職に当たっては、企業側は高いレベル（N1、N2）を求める傾向にあるところ、留学生定着促進のためには彼らの日本語能力の向上がカギ。

(2) 日本での暮らし

・困りごととしては「医療・健康・福祉や就職に関する情報の入手の困難性」（約4割）、「病気・ケガや金銭」（それぞれ約3割近く）

→これまで以上に、情報発信、相談対応体制を強化する必要性

(3) 卒業後の進路希望

・日本での就職希望者が7割と多く、うち群馬での就職希望者が6割程度（104名）。一方、給与面や仕事内容について心配する声あり（約4割）。

・学校側は、就職支援の課題として、「留学生採用企業の少なさ」、「留学生が企業と出会う機会の少なさ」、「留学生の研究不足」を挙げている。

→本県で就職を希望する者に対して、具体的な就職活動方法、就職先を知る機会の提供を強化する必要性。

2 外国人技能実習生

(1) 実習の状況

- ・半数以上が業務内容や取得できる専門知識に満足
- ・日本語がわからないことや技能検定に合格できるかが不安
- ・多くはほぼフルタイムで働き、残業をしている者も76.7%
残業時間は30時間以上～45時間未満で46.0%（全体から見ると35%）
- ・技能実習2号実習中の7割程度が群馬での就労を希望、群馬を選択する理由は、労働条件がよいことが52.8%で最多。

→業務内容や職場に満足していても、暮らしにおいて困りごと(3)↓
企業や監理団体に対して、サポート強化等情報提供の必要性

(2) 日本語能力

- ・職場でのやりとりから日本語を学ぶ者が最多（68.6%）
- ・自費で購入した日本語教材で学習を進めている者もあり（33.8%）
- ・職場で困っていることで一番多かったのは、日本語がわからないこと（28.6%）
- ・受入企業の半数は日本語教育の機会を提供
- ・実習生の日本語能力について「職場では問題なし」と考える企業は83.4%
→企業と実習生の認識の間にずれ、企業や監理団体によるサポート強化の必要性

(3) 日本での暮らし

- ・手に入らず困っているのは「医療・健康・福祉に関する情報の入手」（24.3%）、「役所からのお知らせ」（13.3%）、「母国語の情報」（11.9%）
- ・公的機関・医療機関では言葉の不安あり（45.2%）、費用の不安（33.3%）
- ・監理団体の75%が多言語での相談機会を提供
相談内容は、「職場の人間関係」（56.3%）や「健康医療」（50%）
→長期間の暮らしには公的機関・医療機関での不安解消の必要

(第三種郵便物承認)

就職活動に関する情報が留学生に十分届いていないという課題が浮かんだ。県は外国人との共生に向けた施策の方向性を示す「群馬モデル」の策定に向け、調査結果を生かす。

県調査

県内の外国人留学生の4割が「就職に関する情報を得るのが難しい」と感じていることが11日、県の実態調査で分かった。人手不足を背景に外国人採用に意欲的な企業が増える中、求人や

企業との接点課題

本県就労、6割希望

ミナーを開く。

調査には技能実習生210人も協力した。公的機関や医療機関とのやりとりで、言葉の不安があるとしたり人が半数近くを占めた。職場で困っている点として、「日本語が分からない」を挙げた人も3割弱いた。一方で、受け入れ企業の8

割超が日本語能力について「職場では問題ない」とみていた。

外国人との共生に向けた課題や可能性を探るため、県が6～11月にアンケートをした。留学生や技能実習

生のほか、学校や受け入れ企業などにも協力を依頼。県は来年1月をめどに群馬モデルを公表する方針で、有識者会議を設けて議論している。

留学生の4割 就活情報不足

外国人との共生に関する県議会の特別委員会が同日報告した。県のアンケートに答えた留学生は大学や日本語学校などに通う2500人。日本での就職希望者は176人で、そのうち就職先で本県で希望したのは6割(104人)、東京が2割(34人)を占めた。

留学生が通う学校から

は、就職支援の課題として留学生の採用企業や、留学生と企業が接する機会の少なさを指摘する声寄せられた。県は「留学生に対する就職活動の方法や、就職先を知る機会の提供を強化する必要がある」として、情報発信を強化する。採用に前向きな企業に対し、労務管理などの疑問に答えるセ

SAPPORO

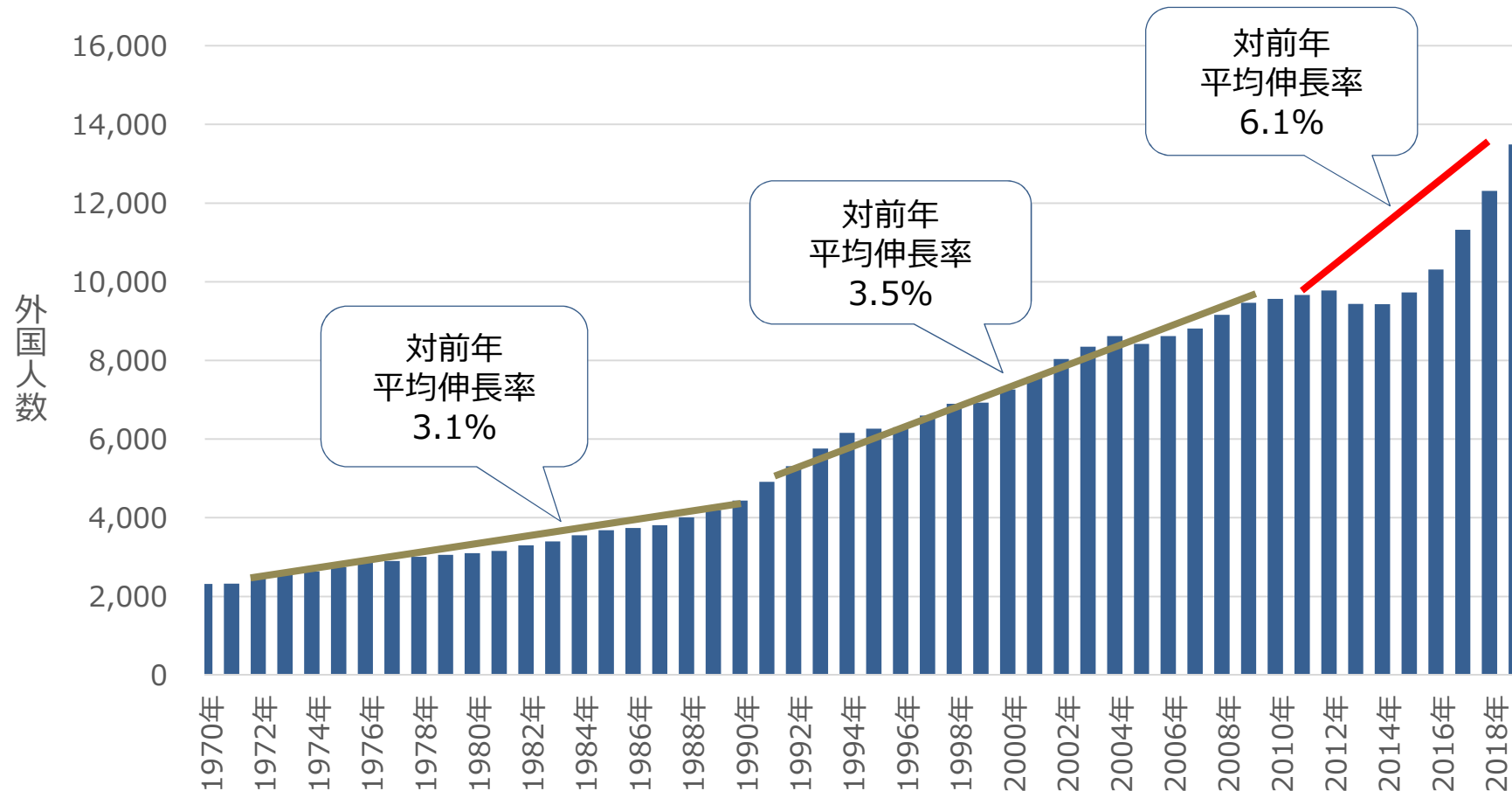
札幌市の多文化共生の取組について

第2回多文化共生の推進に関する研究会 資料

令和元年12月25日
札幌市総務局国際部

札幌市における外国人の概況(1)

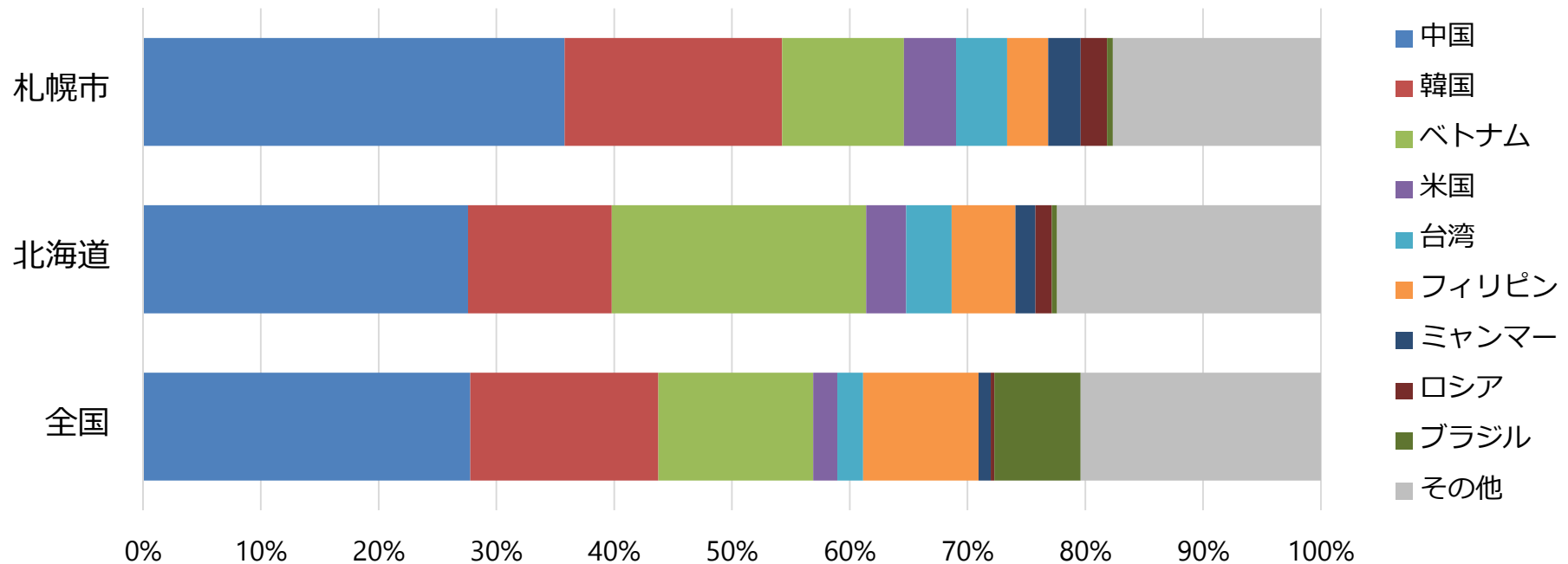
札幌市の在留外国人数の推移



2019年12月1日現在 **14,943人**

札幌市における外国人の概況(2)

札幌市、北海道、全国の国籍割合の比較 (2019年6月現在)

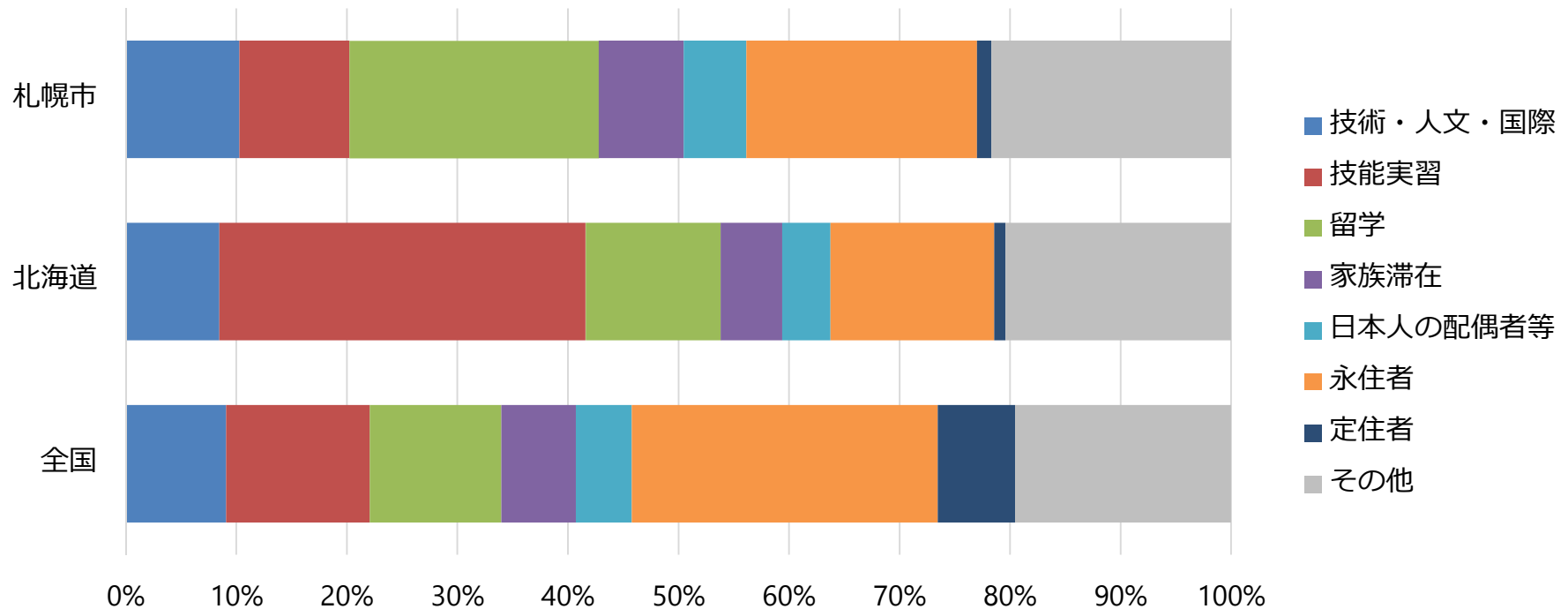


○札幌市や全国では、中国、韓国、ベトナムの順に多いが、北海道は、中国に次いでベトナムが多い。

○札幌市や北海道は、全国に比べるとフィリピンやブラジルの割合が少ない。

札幌市における外国人の概況(3)

札幌市、北海道、全国の在留資格割合の比較 (2019年6月現在)

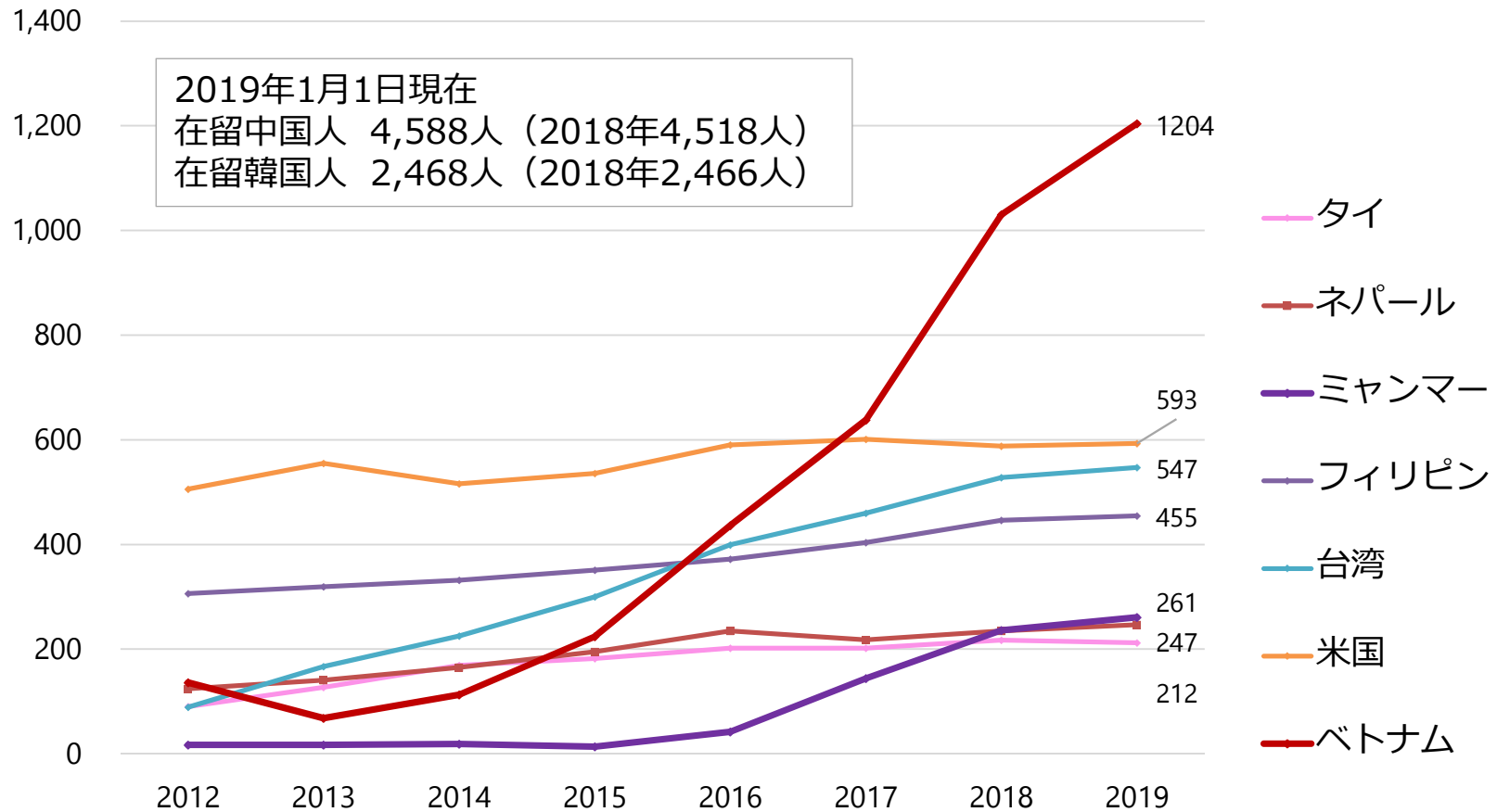


○札幌市は、北海道や全国と比べて「留学」の割合が高い一方、「技能実習」の割合は比較的低い。

○札幌市や北海道は、全国と比べると「永住者」や「定住者」の割合が低い。

札幌市における外国人の概況(4)

近年増加が著しい国籍の在留外国人数の推移



○近年は、ベトナムやミャンマーなどの国籍の外国人の増加率が大きい。

札幌市における外国人の概況(5)

札幌市における在留資格の変化

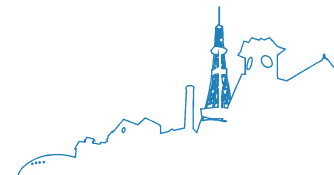
	2014年①	2019年②	②/①
技術・人文・国際	556	1,545	2.78
技能実習	137	1,600	11.68
留学	2,205	3,342	1.52
永住者	2,341	2,947	1.26
その他	4,373	5,198	1.19

全国における在留資格の変化

	2014年①	2019年②	②/①
技術・人文・国際	76,902	256,414	3.33
技能実習	167,626	367,709	2.19
留学	214,525	336,847	1.57
永住者	677,019	783,513	1.16
その他	985,759	1,084,933	1.10

- 札幌市は全国に比べて「技能実習」の増加率が著しく高い。
- 「技術・人文・国際」の在留資格の増加率が、他の在留資格の増加率に比べて高い。

札幌市における多文化共生施策の考え方



札幌に起きる又は起きている変化

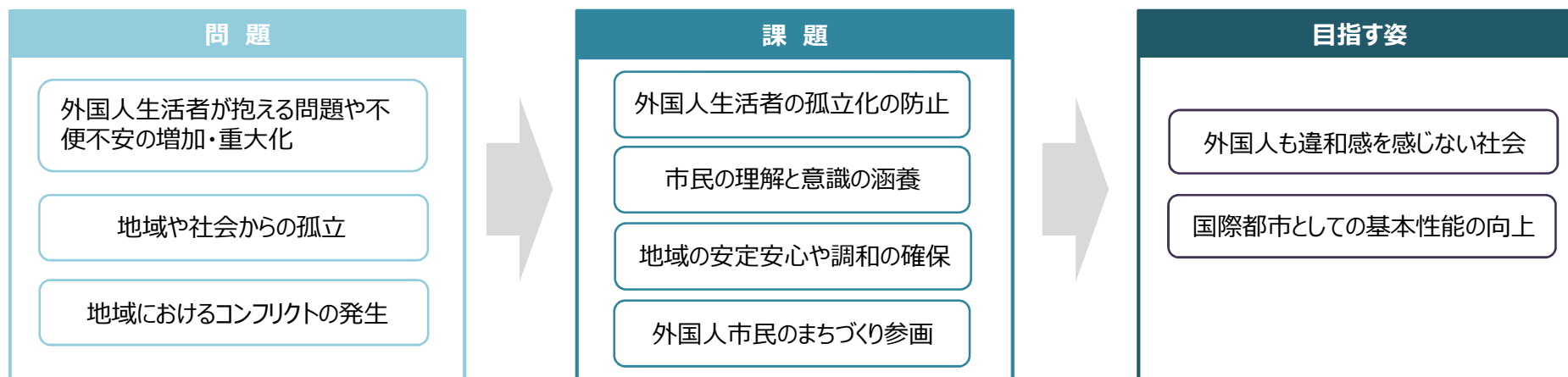
特定技能や、特定技能への移行を前提とした技能実習生や日本語学校留学生の増加

日本語を十分には解さない外国人生活者の増加

非英語圏・母語が日本人にとって馴染みのない国からの在留者の急増

永住者又は日本人や永住者の配偶者をはじめ、中長期在留資格者の増大

異なる母語や習慣をもつ外国人が隣人として普通に暮らす社会



取組の方向性

外国人生活者の孤立化を防止する
暮らし・コミュニケーションのサポート



日本人も含めた市民全体の
異文化理解の促進

国際化推進の政策目標

グローバルな時代に求められる国際感覚を備えたさっぽろの**“ひとづくり”**

グローバルな潮流や人流に対応した包容力あるさっぽろの**“まちづくり”**

憧れと尊敬を集め、国際社会に存在感を示すさっぽろの**“ブランドづくり”**

札幌市が今後取り組む9つの分野



1 さっぽろ外国人相談窓口

SAPPORO HELP DESK for Foreign Residents

在留資格、子育て・教育、福祉、医療、雇用など暮らしに関わる情報提供や相談を多言語で行う総合相談窓口

インフォメーション業務
問い合わせに対して専門機関や利用可能な制度、手続きをご案内するほか、必要に応じてアポ取りや通訳手配を行う。

相談対応業務（コーディネイト業務）
複雑な相談ごとに対し関係機関や地域と問題を共有し、連携して対応する体制を構築しながら問題解決にあたる。

自立支援業務
不安や問題を抱える外国人自らがそれらの解消に向けて行動できるように助言や提案、見守り活動を行う。

「概要」
開設：2019年11月28日（木）
場所：札幌国際プラザ（北1西3 MNビル）
3階：相談カウンター、相談個室、パンフレットコーナー
9階：相談個室、会議スペース
時間：9時30分～17時（原則として、祝日、年末年始を除く月～金曜日）
人員：相談員4名（正職員2名、有期雇用職員2名）
対応方法：来館、電話、メール。日本語、外国語による問合せ可。
言語：電話通訳やタブレット翻訳も利用し、11言語に対応（英語、中国語、韓国語、ベトナム語ほか）

2 行政サービスの多言語発信

わかりやすい日本語の活用

外国人の不便不安を軽減し、孤立化を防止するための一丁目一番地となる行政サービスの多言語発信と「やさしい日本語」の活用

多言語生活ガイド

子育て世帯や高齢者、若年層など標準的な利用者をイメージして、言語別分野別に統一感を持ったリーフレット形式で作成。

「イメージ」
医療、災害、出産子育て
ヘッダーを言語別に色分け

Webサイト

外部サーバーを活用し、相談窓口へ寄せられる相談実績等も踏まえた外国人相談窓口Webサイトを構築。
将来的には、関係部局や関係機関を構成員とする製作委員会（事務局：国際プラザ）を設置し、管理運営を行う手法も視野に入れて検討。

ユーザー側となる外国人の意見も取り入れて製作
外国人コミュニティや支援団体のSNS等のメディアも活用して周知

「課題」
「やさしい日本語」の研究

3 日本語習得支援

札幌で暮らし始める外国人を中心に日本語初学者を対象に日常生活上、社会生活上必要な初級日本語を学ぶ連続講座を開催

「課題」
参加者の確保及び学習意欲の喚起、あわせて学習を継続させるための仕掛けづくり
日本語学校との連携

4 生活ルール・法令理解促進

日本や札幌で暮らすための生活ルール・生活習慣、法令や地域の文化・風習を学ぶガイダンスを、実地講座も交えながら開催

「課題」
参加者の確保及び学習意欲の喚起、あわせて学習を継続させるための仕掛けづくり

5 医療通訳派遣制度の整備

専門的な知識・倫理観を備えた人材の拡充や通訳人材を社会全体でシェアリングする仕組みづくり。
制度試案を作成し、対象医療機関を限定した実証実験を実施するほか、医療機関や外国人利用者、医療通訳者等と試案を検証する研究会議を開催することを予定。

「スキームイメージ」
外国人患者 受診（将来拡充すべき部分）
医療機関
行政・関係団体
通訳ボランティア
医療通訳団体
電話通訳会社
運営事務局

①電話
②通訳
③利用料支払い
④派遣依頼
⑤通訳派遣
⑥詳細把握
⑦利用料支払い
⑧登録
⑨報酬支払
⑩委託

「課題」
通訳人材の確保・育成
通訳者の身分保障、報酬制度

医療機関、札幌市、札幌国際プラザ、電話通訳会社、医療通訳団体、外国人、評選委員会

6 コミュニティ通訳の育成

区役所等の行政窓口や学校、保育所などの依頼に応じて、行政手続等のコミュニケーション支援を行う外国語通訳ボランティアの育成・派遣。

「課題」
コミュニティ通訳制度の強化・拡充（課題：ドメインの吟味）
通訳者の知識や語学力、倫理観の高度化
安心して通訳業務に従事していただくための身分や報酬等も含めた制度の確立

8 外国人市民のまちづくり参画

外国人ボランティアネットワーク事業

外国人が地域社会の構成員として地域のまちづくりやイベントに参画する仕組の構築。事業を通じたリーダーシップの涵養を目指す。

7 異文化理解促進

地域における交流の促進

異文化に対して寛容な意識の醸成やグローバル人材の育成に資するとともに、外国人市民の共助の輪づくりにもつながる事業（講座、セミナー、集客行事等）の構築。

9 災害時の外国人対策

災害時に公助の側に立って外国人被災者を支援する外国語力を持った市民スタッフ（仮称）Sapporo Multilingual Rescuesを養成するシステムの構築。
災害多言語支援センターの体制強化（各種訓練の実施も含む）
外国人に対する防災啓発

9つの分野を策定するにあたり



札幌市多言語総合相談窓口意見交換会

- ✓ 北海道大学高等教育推進機構 高橋 彩 副機構長を座長に、学識経験者、外国人支援団体関係者、外国人市民らと相談窓口の在り方などについて協議する意見交換会を実施。
- ✓ 共生社会づくりに向けて、行政や社会全体で整えなければならない事業や制度、仕組みに関する論点についてもいくつか示されたことを受け、9つの分野を策定。



これまでの多文化共生の取組(1)



1 行政サービスの多言語化とわかりやすい日本語の活用

くらしのガイドの発行



暮らしに必要な情報を多言語で提供する「くらしのガイド」を発行

《言語》 英語、中国語、ハングル、ロシア語

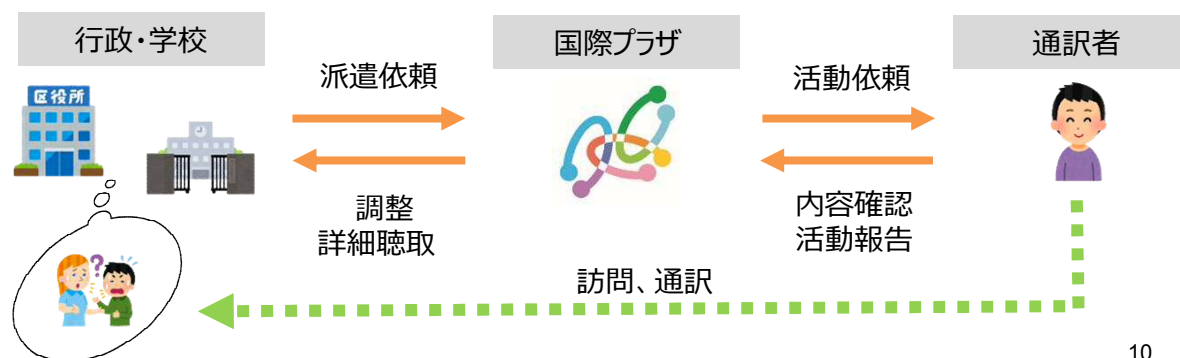
コミュニティ通訳派遣事業



区役所等の行政窓口や学校、保育所などの市関連施設において、行政手続き等のコミュニケーション支援を行う外国語通訳ボランティアの派遣・養成
(札幌国際プラザ補助事業)

《派遣実績》

	H28	H29	H30	R元 ※12/12まで
派遣件数	23	29	76	61



これまでの多文化共生の取組(2)

2 さっぽろ外国人相談窓口 (2019年11月28日開設)

想定相談者

外国人生活者

在留外国人の
日本人の友人知人

在留外国人の属する
コミュニティ・教会

在留外国人の
支援者・支援団体

在留外国人の
受入団体・雇用主

登録支援機関
監理団体

中長期滞在旅行者



さっぽろ外国人相談窓口

SAPPORO HELP DESK for Foreign Residents

在留資格、子育て・教育、福祉、医療、雇用など暮らしに関わる情報提供や相談を多言語で行う総合相談窓口。

インフォメーション業務
問い合わせに対して専門機関や利用可能な制度、手続きをご案内するほか、必要に応じてアポ取りや通訳手配を行う。

相談対応業務（コーディネート業務）
複雑な相談ごとに対し関係機関や地域と問題を共有し、連携して対応する体制を構築しながら問題解決にあたる。

自立支援業務
不安や問題を抱える外国人自らがそれらの解消に向けて行動できるように助言や提案、見守り活動を行う。

時間	9時30分～17時（祝日、年末年始を除く月～金曜日）
体制	職員5名（管理職1名、正職員2名、有期雇用職員2名） 外国語ボランティア
対応方法	面談、電話、メール
言語	■相談員の対応可能言語：日本語、英語、中国語 ※電話通訳サービスも活用し、全12言語対応

これまでの多文化共生の取組(3)



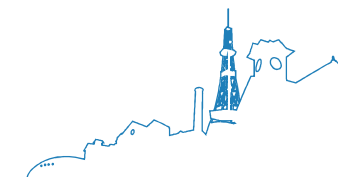
3 医療受診時等急訴救急時の安心対応

医療通訳派遣者等の養成

- 高度医療通訳者を対象としたスキルアップ研修
- 医療従事者を対象とした初歩的な医療英語セミナー
- 医療通訳についての理解を広げることを目的とした医療通訳セミナー
(札幌国際プラザ補助事業)



これまでの多文化共生の取組(4)



4 地域での共助共生に資する日本語習得支援

日本語ボランティアセミナー

H30の取組事例として

- 日本語ボランティアのスキルアップと、新たな担い手の掘り起しを目的としたセミナーの開催
- 市内で活動する日本語ボランティア団体と、日本語ボランティアとして新たに活動を希望する方とのマッチングを目的とした合同説明会の実施
(札幌国際プラザ補助事業)

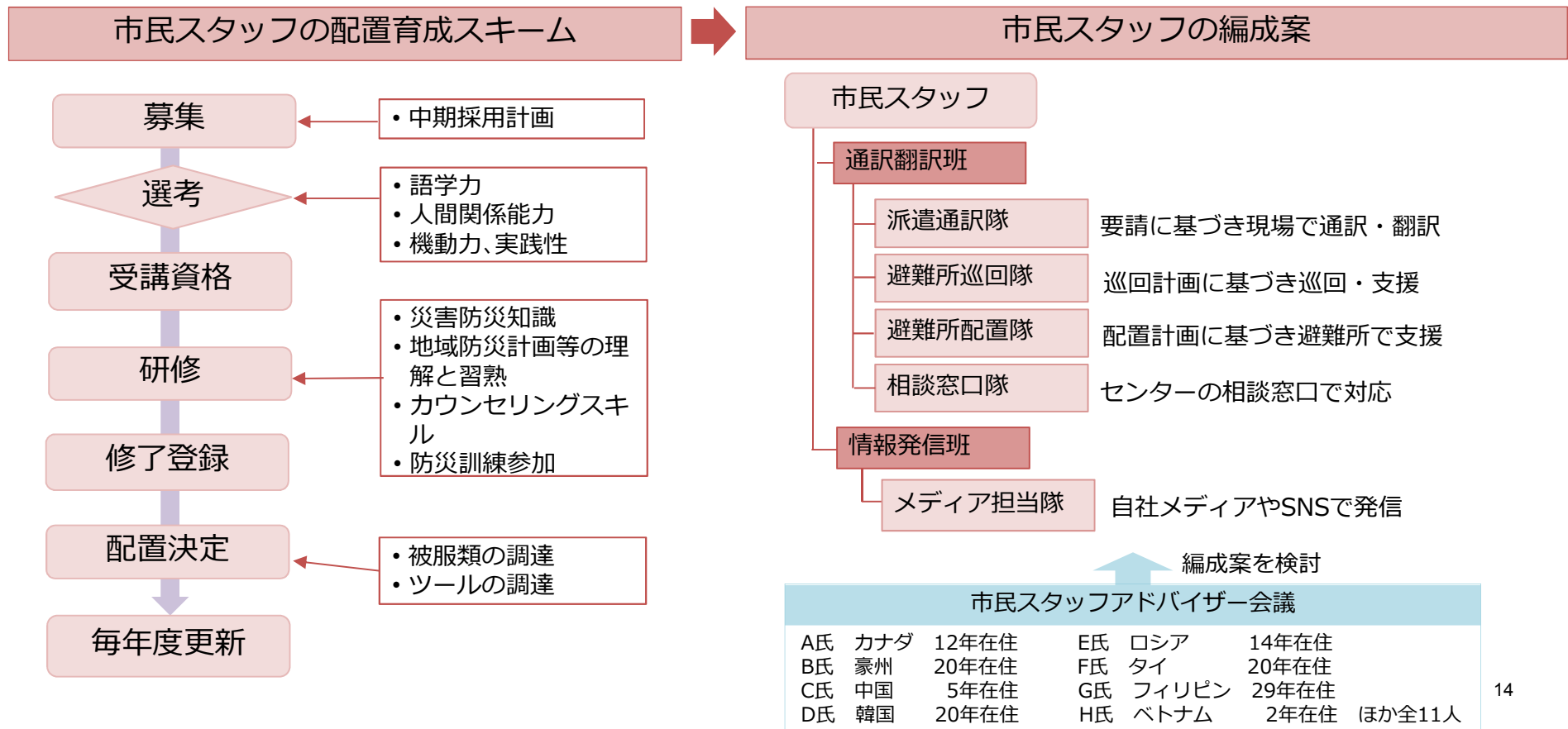


これまでの多文化共生の取組(5)

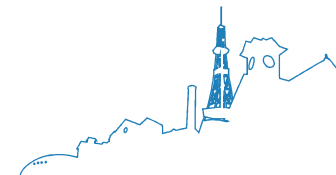
5 被災者・支援者の両側面から捉えた災害時外国人対策

災害多言語市民スタッフの養成

災害時に公助の側に立って外国人被災者を支援する市民スタッフを、外国語ができる日本人市民及び日本語ができる外国人市民の中から事前に選抜育成するための枠組みづくり



これまでの多文化共生の取組(6)



6 外国籍市民のまちづくり参画

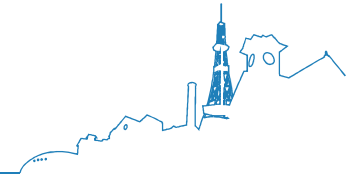
外国人まちづくりボランティアネットワーク事業

外国人まちづくりボランティアネットワークを形成し、地域の主催者と一緒になったコミュニティ行事への参画、地域に暮らす外国人との公助・共生を支える取組、外国人の目線やアイデアを活かしたまちづくり事業等を実施。

(札幌国際プラザ補助事業)



今後の取組み体制上の課題



課題1

行政だけでは資源の限界もあり、きめ細やかな対応が困難

企業や学校などの受入機関、地域コミュニティなど、様々な担い手が一体となって取り組んでいくという意識や風土の醸成

課題2

共生社会の実現に取り組む担い手同士の連携が不可欠

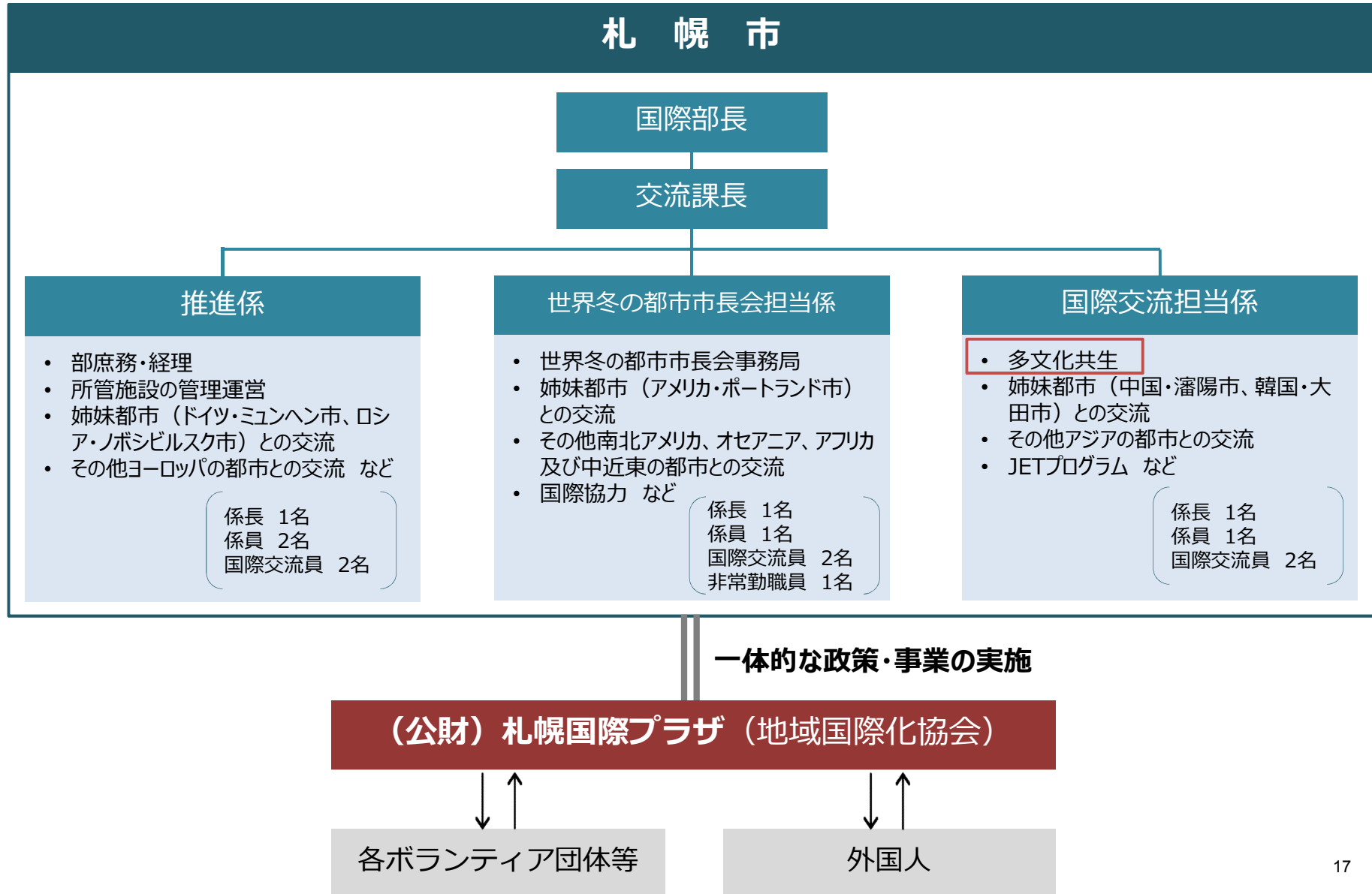
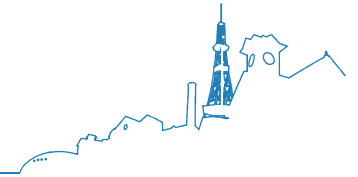
札幌国際プラザ（地域国際化協会）のコーディネート機能の拡充と各担い手をエンパワーメントする仕組みづくり

課題3

庁内における多文化共生の推進に係る取組の充実

保健福祉、医療、子育て・教育、コミュニティ振興等を所管する各部署と部課長級会議を設置し、外国人との共生に係る課題の共有、施策・事業の連携強化・円滑化を図る

多文化共生事業の実施体制



令和元年度

市民生活部

人権・まちづくり課

国際・交流推進係

総社市における 多文化共生施策 の概要



総社市

1. 総社市の概要

総社市は、岡山県の南西部に位置し、東部は岡山市、南部は倉敷市の2大都市に隣接しています。人口は7万人弱、総面積は212.00平方kmで、地域の中央を北から南に岡山県の三大河川のひとつ高梁川が貫流しており、瀬戸内海特有の温暖、少雨の恵まれた気候です。

本市は、かつての古代吉備の国の中心として栄えた地域であり、古墳時代には吉備の中心地として栄えたことをうかがわせる数多くの古墳が残されています。飛鳥・奈良時代には、備中の国府も置かれ、備中の国の政治・経済・文化の中心地として栄えました。平安時代には備中国内の神々を合祀した総社宮が建てられました。総社市の名称はこれに由来しています。



2. 総社市多文化共生施策の背景

総社市には、三菱自動車を中心とした自動車部品工場が集積した地域があり、平成2年の出入国管理及び難民認定法改正以降、南米系ニューカマーであるブラジル人、ペルー人をはじめとする多くの外国人労働者が雇用されました。外国人労働者の多くは非正規雇用等の不安定な就労状況にあり、平成20年秋のリーマン・ショックに端を発した経済危機により多大な影響を受け、その多くが解雇されました。

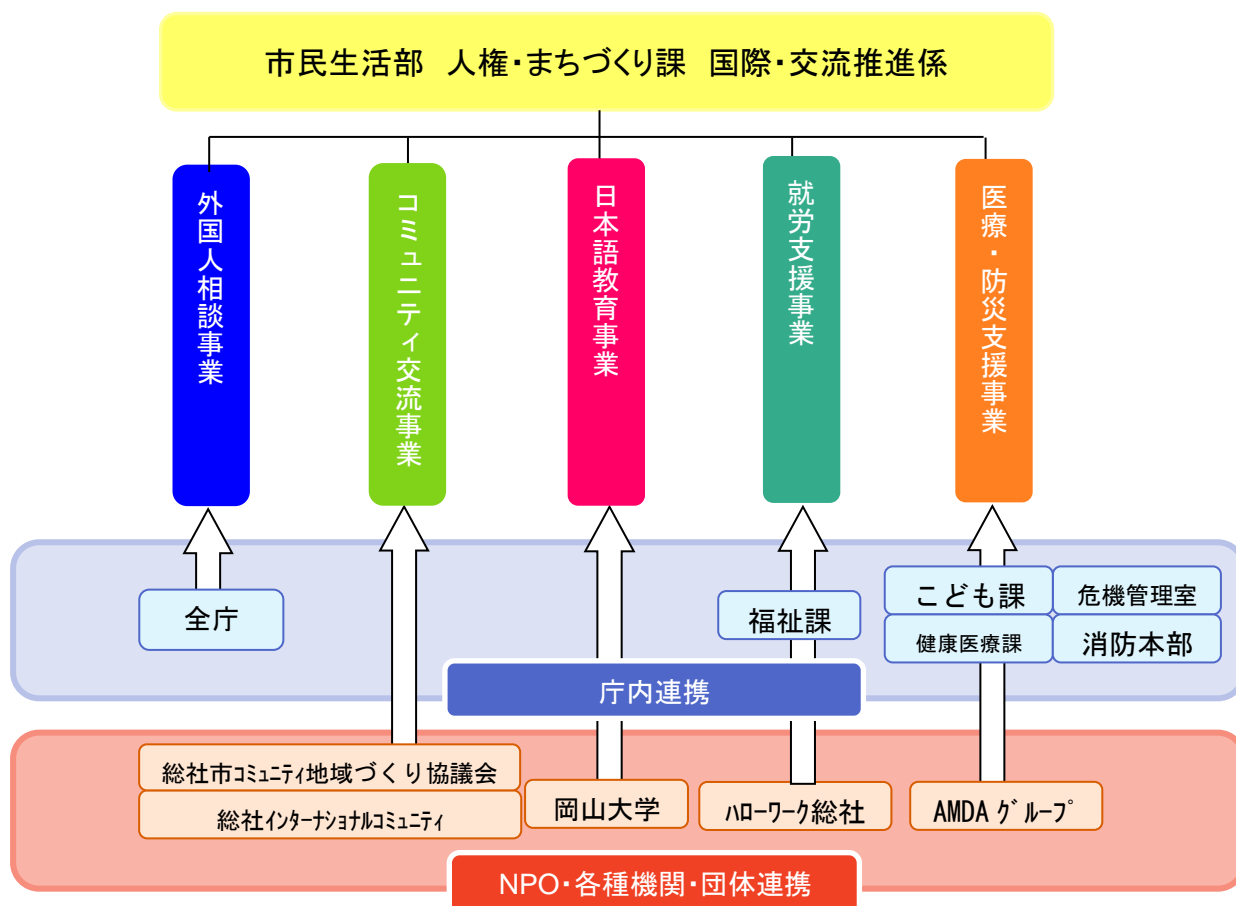


市はこうした事態を受け、平成20年12月に、解雇された日系ブラジル人等の相談窓口として、商工観光課内にブラジル人通訳を配置し、雇用に関する相談業務を行ってききましたが、解雇に起因する問題は就労問題だけに留まらず、住宅、医療、保険、教育など日常生活全般に関して多岐に及んでいました。

そのような状況の中、平成21年4月、外国人市民の生活全般に関わる自立支援を行う目的で人権・まちづくり課内に国際・交流推進係を新設しました。「国籍を越えた多文化共生のまちづくり」をキーワードに、多文化共生施策を市政の重要施策と位置づけ、係設置直後から「外国人市民との顔が見える関係づくり」を目指し、多文化共生推進員を配置して、きめ細やかな相談業務を通じて聞こえてくる外国人市民の声を反映した特徴のある多文化共生事業を展開しています。

また、国際的医療・救援系NGOであるAMDAグループと協定を締結、多文化共生施策の先進都市である静岡県浜松市と覚書を締結、南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市等で構成された外国人集住都市会議に加盟するなど、他団体の活動経験から得られたノウハウや知識を活かした多文化共生事業を推進しています。近年はベトナム人を中心に企業で働く技能実習生が急速に増加しており、企業との連携も視野に入れ、地域の多文化共生推進により一層力を入れています。

4. 多文化共生事業の推進体制



【外国人集住都市会議への参加】

平成 22 年 4 月から、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人住民が多数居住する都市によって構成されている「外国人集住都市会議」に加入し、各会員都市との情報交換や研究等を行っています。会員都市の中では人口に占める外国人比率は最も低い総社市ですが、外国人比率の高い自治体とは少し異なった視点から小規模自治体としての問題点についても提言を行っています。

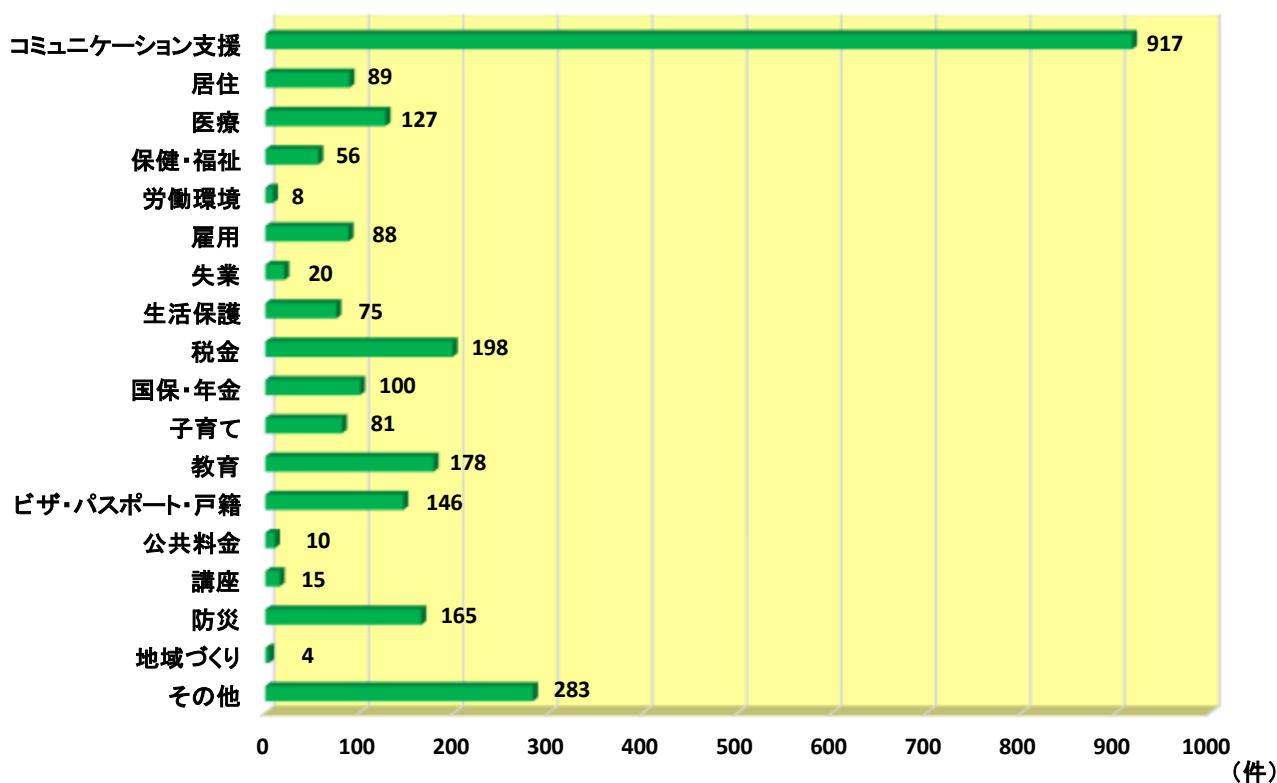
平成 27 年度には三重・滋賀・岡山ブロックのブロックリーダー市になり、自治体間での連携を強化しながら多文化共生事業を推進し、平成 28 年度には、外国人を雇用している企業へのニーズ調査を実施しました。

5. 外国人相談事業

総社市では、平成 21 年 10 月から外国人窓口を設置し、通訳を 1 名（英語・ポルトガル語・スペイン語対応）配置。平成 26 年 4 月には新たに 1 名（中国語通訳）増員し、平成 31 年 4 月からさらに 1 名（ベトナム語通訳）増員しました。

相談内容はコミュニケーション支援が最も多く、子どもの教育（保育・公立学校）や医療、税金、ビザ、居住、生活保護に関する相談も多く寄せられています。

相談内容別集計(H30)



【外国語広報紙「SOJA BRAZILIAN NEWS」「総社チャイニーズニュース」

「総社ベトナムミーズニュース」の配布】

外国人市民が行政の情報を入手しやすいよう、毎月、市の広報紙を抜粋し、ポルトガル語に翻訳した「SOJA BRAZILIAN NEWS」と、中国語に翻訳した「総社チャイニーズニュース」とベトナム語に翻訳した「総社ベトナムミーズニュース」を発行しています。

ブラジル人・ペルー人・中国人・ベトナム人全世帯に配布し、市の行事や健康・生活に関わる情報を発信しています。



6. コミュニティ交流事業

平成 22 年 7 月 18 日、日本社会の一員として自立し、互いに助け合い、交流活動を積極的に行うことを目的に、南米系外国人市民を中心に「総社ブラジリアンコミュニティ」が設立されました。現在は、南米系以外の外国人をも含めた「総社インターナショナルコミュニティ」として活動しています。

日本人市民のコミュニティの集合組織である「総社市コミュニティ地域づくり協議会」との協働企画により、年に1度、日本人と外国人との交流イベントを開催しています。



7. 日本語教育事業

「総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業」

外国人住民が日本人住民との交流を通して、日本語の習得とコミュニケーション能力の向上を図りながら地域社会の一員として積極的に参加できるよう地域全体が支える多文化共生のまちづくりを目指す。

日本語教室の設置・運営
(H22年度からの継続事業)
「地域でつながる日本語教室」
(H24～)
「暮らし方教室」(R1～)

日本語教育を行う人材の育成・研修
(H22年度からの継続事業)
「地域に根ざした日本語学習サポーター
育成研修」(H24～)

日本語教育のための
学習教材の作成
「地域密着型日本語学習
教材作成」(H24～H26)

地域の各種団体・機関等との連携・協力による日本語教育の推進
「地域コミュニティ連携防災訓練事業」(H27～)
「地域ではぐくむ子育て応援事業」(H27～)
「地域で働く外国人就労者の日本語教育支援に関する調査研究事業」(H28～H29)

平成22年度から平成30年度まで、文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を受託し、令和元年度から市の財源による事業運営に移行しました。毎週日曜日、市役所で「地域でつながる日本語教室」を開講しています。地域に暮らす外国人市民が、日本人市民との交流を通して、日本での生活を円滑に行うために必要な日本語コミュニケーション能力の向上を図りながら、地域住民同士がつながる場を提供することを目的としています。また、日曜日も就業している外国人就労者へのニーズに対応するため、平日夕刻に行う「暮らし方教室」を新たに開設しました。

「地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修」では、地域の日本語教育に携わる専門家により外国人支援に関する基礎的知識を習得するとともに、日本語学習サポーターとして、実際に日本語教室に参加して学ぶ交流・実践型研修を実施しています。

「地域コミュニティ連携防災訓練事業」では、地域に暮らす外国人住民に対し、防災訓練へ参加する機会を提供し、外国人住民の立場に立った防災知識の習得と災害時のより実用的な日本語習得を目指すとともに、日本人住民と日常からの「顔が見える関係づくり」を行っています。

「地域ではぐくむ子育て応援事業」では、子育て世代の外国人保護者と子供を対象に、同世代の親子が集まる交流の場に参加する機会を提供し、地域全体で子育てを応援することを目的としています。

「地域密着型日本語学習教材作成」では、日本語教室で使用した学習教材や教室活動の様子を3冊の冊子にまとめました。「地域で働く外国人就労者の日本語教育支援に関する調査研究事業」では、外国人を雇用している企業における日本語教育支援の実態とニーズや課題を明らかにするため、企業と、企業で働く外国人就労者にアンケート調査を行いました。

【職員研修「やさしい日本語」の実施】

外国人市民を支援する最前線にいる市職員を対象に、多文化共生意識の啓発・向上と、「やさしい日本語」の習得を目的に、専門家である外部講師を招いて職員研修を毎年実施しています。



8. 就労支援事業

国の出先機関との一体的な支援業務に基づき、平成23年7月から倉敷職業安定所総社出張所（ハローワーク総社）に「就労支援ルーム」を設置し、「福祉から就労」支援事業を実施しています。

就労支援ルームは、生活保護者、児童扶養手当受給者、住宅手当受給者、障がい者及び外国人等の就労困難者の早期就職による経済的自立の実現を図ることを目的としています。

- 総社市：相談員 自立支援推進員（1名）、
ポルトガル語通訳（1名）
- ハローワーク総社：就職支援ナビゲーター（2名）
就職相談員（福祉人材誘導）（1名）、
心理カウンセラー（非常勤）
- 支援内容：「就労支援プラン」策定、「就労支援メニュー」の提供、障がい者雇用の促進、自殺予防対策、外国人等の支援（履歴書作成指導、同行紹介、基金訓練等による能力開発）など



9. 医療・防災支援事業

AMDAグループは、我が国の医療系・国際救援系の数あるNGOの中で、国際連合から総合協議資格の認証を与えられた団体であり、世界各国での活動経験から得られたノウハウを本市の多文化共生施策に生かす目的から、平成21年6月に「多文化共生に関する協定」を締結しました。

AMDAグループと総社市との連携協力に関する協定

保健・福祉・産業・環境・教育・文化・まちづくりなどさまざまな分野で連携協力・相互支援し、国際貢献活動を推進し、相互扶助の精神や相互理解の心を国境を超えて人々にはぐくみ、真の多文化共生の実現を目指す。



【多言語医療ガイドの作成・配布】

AMDA 国際医療情報センター（在日外国人のための医療相談や医療情報の提供を実施）の協力により、『総社市多言語医療ガイド』（5カ国語対応：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）を作成し、市内在住外国人全世帯及び市内全医療機関に配布しています。

多言語医療ガイドには、市内医療機関マップ、診療補助表、服薬指導、歯科診療補助表が収められています。



【外国人防災教室】

平成 22 年度総社市防災訓練に、初めて外国人市民が参加しました。防災訓練後、AMDA グループ公設国際貢献大学の協力により「外国人向けの防災教室」を実施しました。

平成 23 年度は、日本人市民・外国人市民がともに地域住民として一体となった避難訓練と避難所体験訓練を行いました。避難所では、炊き出しを食べたり、AED 使用法の研修を実施しました。

平成 24 年度以後も毎年、総社市防災訓練に外国人市民が参加し、日本人市民とともに実体験を通して防災について学んでいます。



【外国人防災リーダー養成研修】

平成 25 年度には、公設国際貢献大学（新見市）等との連携による「外国人防災リーダー養成研修」を開催しました。

災害時の定住外国人への支援に関して、被災者の心理的ストレスや支援者のセルフケアの方法について学び、非常食の作成体験、多言語防災カードに関するワークショップを行い、普通救命講習、避難所模擬研修を受けました。また、総社市で起こった過去の災害状況を知り、今後予想される災害について学ぶとともに、外国人防災リーダーとしての今後の取り組みについて話し合うワークショップを実施しました。



平成 26 年度から、市主催の防災訓練で市民の方へ土のう作りをレクチャーするなど、「支援する側」としての活動を始めています。

【外国人防災カード作成事業】

平成 25 年度に開催した「外国人防災リーダー養成研修」の一環として「総社市外国人防災カード」（やさしい日本語版と、5カ国語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語に日本語を併記したもの）を作成しました。外国人防災カードは、「災害伝言ダイヤル 171 カード」とともに防水ケースに入っています。

外国人防災カードに記載する内容は、外国人防災リーダーと行政職員との協働によるワークショップにより決定しました。



総社市 市民生活部 人権・まちづくり課 国際・交流推進係

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目 1 番 1 号

TEL: (0866) 92-8242 FAX: (0866) 93-9479

URL: <http://www.city.soja.okayama.jp/>

e-mail: jinken-machi@city.soja.okayama.jp



総社市日本語教育事業の概要



多文化共生社会を実現する
まちづくりを目指して

総社市 市民生活部

人権・まちづくり課 国際・交流推進係

1. 日本語教育事業実施の背景

平成 20 年秋のリーマン・ショックに端を発した経済危機により、日系ブラジル人をはじめ多くの非正規雇用である外国人労働者が解雇されました。市では、平成 21 年 4 月に外国人市民の生活全般に関わる自立支援を行う目的で人権・まちづくり課内に国際・交流推進係を新設し、「国籍を超えた多文化共生のまちづくり」をキーワードとする多文化共生施策に重点的に取り組むこととしました。

外国人との「顔が見える関係づくり」を目指し、日本人との交流機会の創出やきめ細かな相談業務を行い、外国人相談内容から課題を的確に把握し、施策へ反映するというやり方でひとつひとつ課題解決を図ってきました。外国人支援を始めた当初、その多くは行政窓口でのコミュニケーション支援でした。本市には、比較的長く日本に住んでいる南米系の定住外国人が多いのが特徴ですが、雇用期間中は派遣会社の通訳に頼っての生活に慣れていたため、窓口で日本語を問題なく話すことができる外国人市民はごく少数でした。このような状況の中、日本語教室の開講を望む声が多く寄せられるようになりました。

地域に暮らす外国人市民と直接的に関わる市役所として、責任を持って外国人の日本語教育施策に取り組む必要性を感じるとともに、地域での日本語教育に関わる課題等の把握の観点からも、文化庁「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を平成 22 年度から受託し、市を実施主体とする日本語教育事業に取り組むことといたしました。文化庁委託事業としての運営は平成 30 年度で終わり、令和元年度からは市の財源により事業を継続・運営していくこととなりました。

2. 平成 22～23 年度の日本語教育事業概要

(1) 日本語教室の設置・運営

①「ココロの洗濯、リフレッシュ日本語教室」(毎週火曜・全 20 回開催)

家の中に閉じこもりがちでストレスのたまりやすい育児期の母親を対象に、子育てという共通のテーマを持つ母親同士の交流やリフレッシュの場となることを目的として開講しました。家庭生活や地域社会での生活に必要とされる日本語を中心に学び、子育て期に必要な情報(検診や予防接種、学校行事の案内など)の提供や、子どもへの教育に関する理解や就学準備のサポートを行いました。

②「地域でつながる日本語教室」(毎週日曜・全 20 回開催)

地域に暮らす外国人住民を対象に、日常生活に必要な日本語のコミュニケーション能力を身につけるとともに、地域社会で必要な情報を得る場を提供することで、地域社会で孤立しがちな外国人が、自立して社会生活を営めるようサポートすることを目的に開講しました。地域コミュニティとの連携、地域の行事への参加を通じて、地域に暮らす日本人・外国人が相互理解を深めるための交流を行いました。

(2) 日本語指導者養成

「日本語教室ボランティア育成入門研修」(H22 年度)(隔週土曜・全 5 回開催)

「地域に根ざした日本語教室ボランティア育成研修」(H23 年度)(隔週日曜・全 10 回開催)

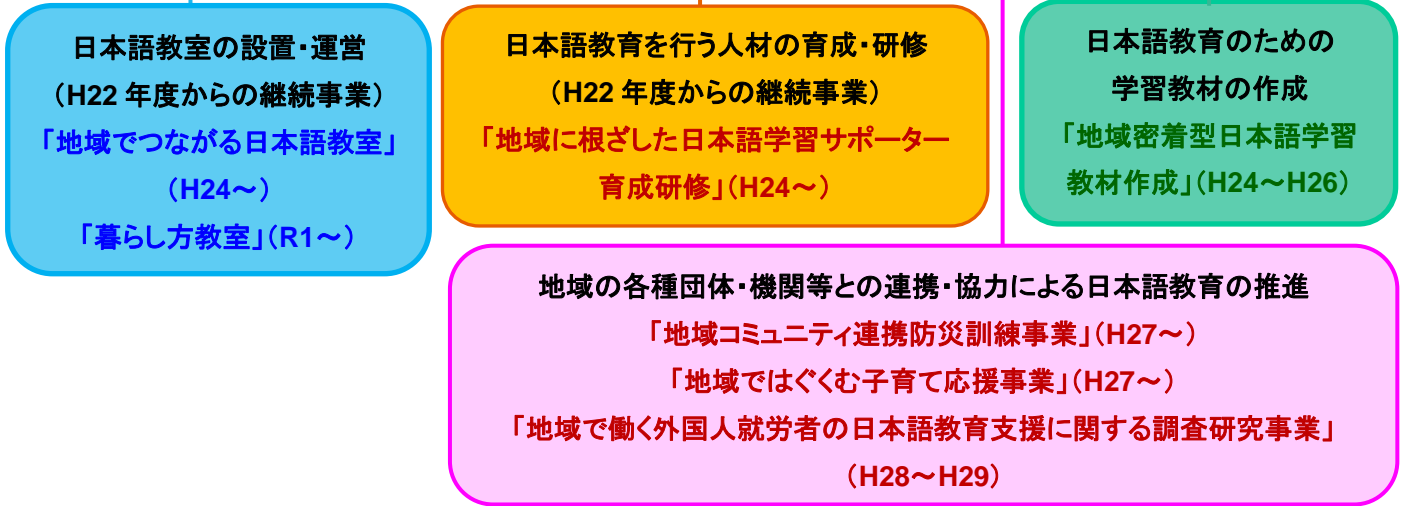
外国人支援や日本語教育に関心のある地域住民を対象に、外国人への日本語指導の方法や異文化理解について学ぶ機会を提供し、外国人住民が地域社会に溶け込めるよう、日本人住民との関係構築を行うとともに、地域に暮らす外国人の日本語学習を、生活支援の一環としてサポートできる人材を育成することを目的に開講しました。本市主催の日本語教室にボランティアとして参加したり、地域のイベントに参加するなど、実際の異文化交流を通じて外国人住民を支援する方法を実践的に学びました。

3. 平成24年度～令和元年度の日本語教育事業概要

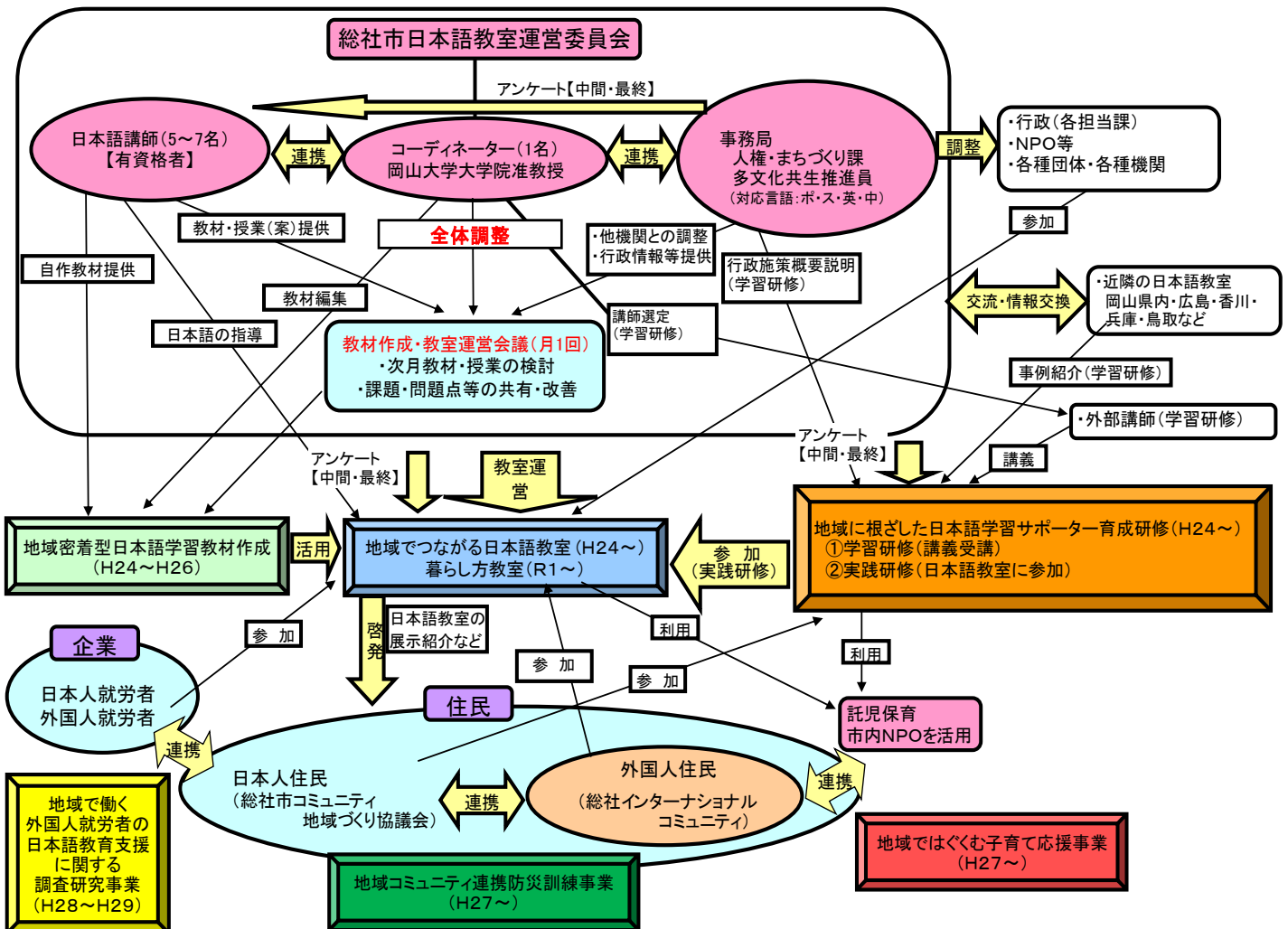
(1) 事業理念と事業に関する取り組み

「総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業」

外国人住民が日本人住民との交流を通して、日本語の習得とコミュニケーション能力の向上を図りながら地域社会の一員として積極的に参加できるよう地域全体が支える多文化共生のまちづくりを目指す。



(2) 事業の実施・連携体制



(3) 事業運営に関わる学術的調査研究

①「総社市における南米系定住外国人の言語生活実態調査」(平成 24 年 7 月報告書 公刊)

総社市日本語教育事業運営に関するニーズ調査、日本語教育プログラム立案に必要な基礎的データ収集を行うため、本市に居住する外国人住民の約半数を占めるブラジル人を中心とする南米系外国人に対し、言語生活実態調査を行いました。

②「総社市における多文化共生推進施策に関する意識調査」(平成 28 年 6 月報告書 公刊)

総社市に居住する日本人住民を対象に、地域社会での外国人住民との関わり合い・交流などの実態を把握し、多文化共生事業や日本語教育事業を推進し地域社会に根付かせるため、多文化共生推進施策に関する意識調査を行いました。

③「総社市における外国人就業者の日本語教育支援に関する調査」(平成 30 年 11 月報告書公刊)

総社市で外国人住民を雇用している企業と、企業で雇用されている外国人就業者(ベトナム人技能実習生)を対象に、企業における外国人の日本語教育支援の実態とニーズや課題を明らかにすることを目的に、ヒアリング調査とアンケート調査を行いました。



上記の調査研究は、本市日本語教育事業運営委員兼日本語教室コーディネーターである岡山大学大学院中東靖恵准教授との協働事業です。

(4) 事業に関する取り組み

①日本語教室の設置・運営 (H22 年度からの継続事業)

「地域でつながる日本語教室」(毎週日曜 9:30~11:30・全 30~35 回開催) (H24~)

地域に暮らす外国人住民が、日本人住民との交流を通して、日本での生活を円滑に行うために必要な日本語コミュニケーション能力の向上を図りながら、地域生活を営む上で不可欠な保健・医療・福祉・教育・防災などの行政情報・生活情報を得るとともに、外国人住民が地域社会の一員として積極的に参加できるよう、地域住民同士がつながる場を提供することを目的として開講しています。

「暮らし方教室」(毎月第 3 水曜 19:00~20:00・全 10 回開催) (R1~)

地域に暮らす外国人住民が、日常生活に必要なルールやマナー、日本の文化・習慣を学び、地域社会の一員として、安心・安全に生活を送ることができるよう、防災・交通ルール・ゴミ出しなどの行政情報・生活情報の提供や、日本人住民との文化交流・食の交流・若者同士の意見交換等を行います。日曜日も就業している外国人就業者のニーズに対応するための新たな試みです。

【日本語教室の特徴】

- 総社市版「生活者としての外国人」に対する日本語教育カリキュラム(30 単位)を策定。
- 総社市版日本語教育カリキュラムに基づき、【医療】【救急警察】【防災】【買物】【交通】【挨拶】【仕事】【社会生活】【地域を知る】など日常生活場面に関する学習シラバスを作成し、授業内容を構成。
- 外国人住民の日本語学習を支援する「日本語学習サポーター」が日本語教室に参加し、より細かな日本語学習支援を行うとともに、地域住民同士がつながり、交流を促進する場となるようにする。
- 市役所内部署・岡山県内 NPO・各種機関・団体との連携により体験学習を行い、理解を促進する。

【平成 28 年度日本語教室実績】

受講者総数 84 人・平均受講者数 18.6 人／回（ブラジル 13 人，ペルー 2 人，中国 26 人，ベトナム 26 人，フィリピン 7 人，ジャマイカ，ミャンマー，インドネシア，タイ，パナマ，台湾，アメリカ，トリニダード・トバゴ，メキシコ，日本 各 1 人）。

【平成 29 年度日本語教室実績】

受講者総数 82 人・平均受講者数 19.0 人／回（ブラジル 18 人，ペルー 5 人，中国 17 人，ベトナム 33 人，インドネシア 3 人，アメリカ 3 人，ジャマイカ，タイ，日本 各 1 人）。

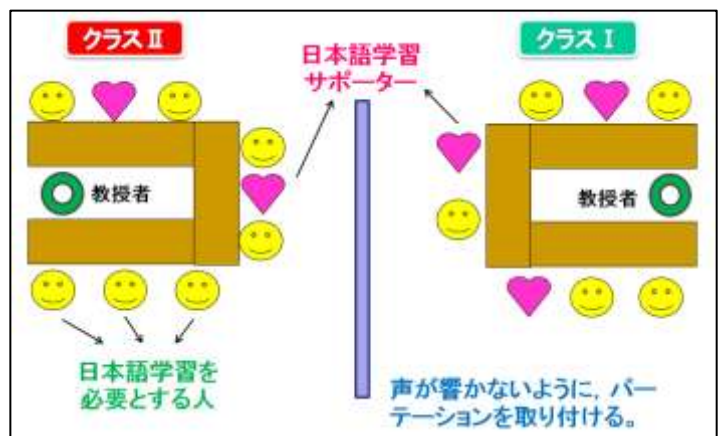
【平成 30 年度日本語教室実績】

受講者総数 108 人・平均受講者数 27.1 人／回（ブラジル 7 人，ペルー 3 人，中国 17 人，ベトナム 67 人，インドネシア 6 人，ネパール 2 人，ミャンマー，タイ，フィリピン，エジプト 各 1 人，日本 2 人）。

■日本語教室のイメージ図

・クラスはゆるやかに 2 つに分ける。

- クラス I : ひらがなが読めない。
- クラス II : ひらがな・カタカナが読める。



■日本語教室の実際の授業風景

日本語指導者

(5~7名:毎回2名ずつローテーション)

有資格者, 教授歴・経験豊富

日本語学習サポーター

地域居住のボランティア日本人住民

「人材育成研修」の一環として教室に参加

日本語のモデル発話, ペア練習の相手, ロールプレイの見本, レベル差の大きい学習者の補助等を行う。

日本語学習者

地域に居住する
外国人住民(成人)。
ゼロ初級レベル。
母語は限定しない。



総社市役所職員

人権・まちづくり課
国際・交流推進係
総社市日本語教育事業
の事務局

日本語学習サポーターを配置し, 地域の生活情報の提供, 生きた日本語との接触, 地域住民同士の交流を促進することで, 日本語教室を「地域住民同士がつながる場」として機能させる

■市役所内各担当部署・岡山県内 NPO・各種機関・団体との連携



【ごみの分別講習】



【交通安全・マナー講習】



【防災訓練での救命訓練】



【消防署での消火訓練】



【病院での診察体験】



【茶道講師による文化講座】

■実体験を伴う授業活動・日本人との交流や日本語の活動を通じての実践的な日本語習得



【習字を習う】



【七夕の短冊書き】



【年賀状を書く】

■地域の外国人支援活動・多文化共生を推進するための基盤作り



【日本語教室の展示】



【国際フェスタの開催】



【盆踊りの練習】

②日本語教育を行う人材の育成・研修（H24～）（H22年度からの継続事業）

「地域に根ざした日本語学習サポーター育成研修」

地域住民を対象に、言葉の壁によって地域社会と孤立しがちな外国人住民の生活支援の一環として、日本語学習をサポートする方法について実践的な研修を行い、地域社会に暮らす隣人として外国人住民を支える「日本語学習サポーター」を育成することにより、外国人支援活動を根付かせ、地域の多文化共生活動を推進するための基盤作りを行うことを目的に開講しています。

【日本語学習サポーター育成研修の特徴】

- 地域における外国人住民の状況や「やさしい日本語」の指導など、地域の日本語教育に携わる専門家により外国人支援に関する基礎的知識を習得する「学習研修」と、本市に開設する「地域でつながる日本語教室」に参加して実際に外国人住民と交流をしながら、生活支援の一環として日本語学習をサポートする方法を実践的に学ぶ「実践研修」の2つの研修から構成。



【平成 28 年度実績】

「学習研修」は平成 28 年 6 月～8 月まで日曜開催（13:30-15:30）全 3 回。「実践研修」は平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月まで毎週日曜開催（9:30-12:00）全 30 回。受講者総数は 17 人（全員日本）。平均受講者数：学習研修 10.3 人／回，実践研修 7.4 人／回。

【平成 29 年度実績】

「学習研修」は平成 29 年 6 月～9 月まで日曜開催（13:30-15:30）全 3 回。「実践研修」は平成 29 年 6 月～平成 30 年 3 月まで毎週日曜開催（9:30-12:00）全 30 回。受講者総数は 16 人（全員日本）。平均受講者数：学習研修 9.3 人／回，実践研修 6.5 人／回。

【平成 30 年度実績】

「学習研修」は平成 30 年 6 月 10 日に開催（13:30-15:30）。西日本豪雨被害のため今年度は全 1 回。「実践研修」は平成 30 年 6 月～平成 31 年 3 月まで毎週日曜開催（9:30-12:00）全 23 回。受講者総数は 12 人（全員日本）。平均受講者数：学習研修 10 人／回，実践研修 6.1 人／回。

③日本語教育のための学習教材の作成（H24～H26）

「地域密着型日本語学習教材作成」

地域に暮らす外国人住民が、生活に必要な日本語の語彙・表現や日本の文化・習慣を学ぶとともに、地域生活に不可欠な行政情報・生活情報を得ることのできる学習教材を作成しました。継続的・自律的に日本語学習を行い、地域社会で安心した生活を送り、地域社会への積極的参加を促すことができるようにすることを目指しました。



『地域でつながる日本語教室 2012～2014』

④地域の各種団体・機関等の連携・協力による日本語教育の推進

「地域コミュニティ連携防災訓練事業」(H27～)

地域に暮らす外国人住民に対し、地域コミュニティ、外国人防災リーダー、行政が連携し、防災訓練へ参加する機会を提供し、外国人住民の立場に立った防災知識の習得と災害時のより実用的な日本語習得を目指すとともに、日本人住民と日常からの「顔が見える関係づくり」を行い、情報伝達ができないことによる災害時要支援外国人住民を減少させるとともに、日本人住民に対して外国人支援意識の向上・啓発を図ることを目的に実施しています。



「地域ではぐくむ子育て応援事業」(H27～)

市内の保育・子育てNPO法人との連携により、子育て世代の外国人保護者と子供を対象に、同世代の親子が集まる交流の場に参加する機会を提供し、育児に関する基礎的知識、育児用語や学校用語など子育てに関する日本語の習得を目指すとともに、地域に暮らす住民として子育ての悩みを相談・共有することで、外国人保護者の子育てに対する不安を緩和・解消し、地域全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育てを応援することを目的に実施しています。



「地域で働く外国人就労者の日本語教育支援に関する調査研究事業」(H28～H29)

従来から本市に多く居住しているブラジル・ペルーなどの南米系の外国人就労者に加え、近年、中国・フィリピン・ベトナム・インドネシアなどアジア諸国の技能実習生が急速に増加している状況から、外国人住民を雇用している企業と雇用されている外国人就労者に対しヒアリング・アンケート調査を実施し、日本語教育支援の実態とニーズや課題を明らかにし、今後の企業と行政との連携・協働の可能性について検討することを目的に実施しました。

4. 今後の日本語教育事業の方向性

今後の日本語教育事業の方向性と、事業主体である本市が担うべき役割は、地域に暮らす外国人住民が継続的・自律的に日本語学習を行いながら、日本人住民との相互交流を通して、地域住民同士が繋がる場を提供し、多文化共生への意識啓発・意識醸成を図りながら、継続的に外国人支援を担っていく人材の育成と、外国人住民の自立と社会参加を支援する基盤システムとしての役割を果たすとともに、近隣地域との相互連携を強化し、有機的な人的交流・情報交換が行える地域間相互ネットワークを形成することにより、「多文化共生社会を実現できるまちづくり」を可能にする国際交流と相互理解の中核的拠点として、地域社会に貢献していくことであると考えています。




総社市 市民生活部 人権・まちづくり課 国際・交流推進係

〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号

TEL (0866) 92-8242 FAX (0866) 93-9479

URL: <http://www.city.soja.okayama.jp/> E-mail: jinken-machi@city.soja.okayama.jp



 総社市



総社市の 多文化共生事業



ベトナム視察



・労働省
ゾアン マウ ジエプ労働副大臣



・商工省
人材教育部及び人事管理部
ファム ヴァン クアン 副部長(写真左)
アフリカ・アジア市場部
ドフォン ズン 副部長(写真右)

ベトナム視察



在ベトナム大使 梅田大使との対談

技能実習生送出し機関 国営企業ニュータコの日本語学校



総社市の在留外国人の状況

(1) 総社市の人口

総人口:69,279人 2019年12月1日現在
 (対前年 +123人)

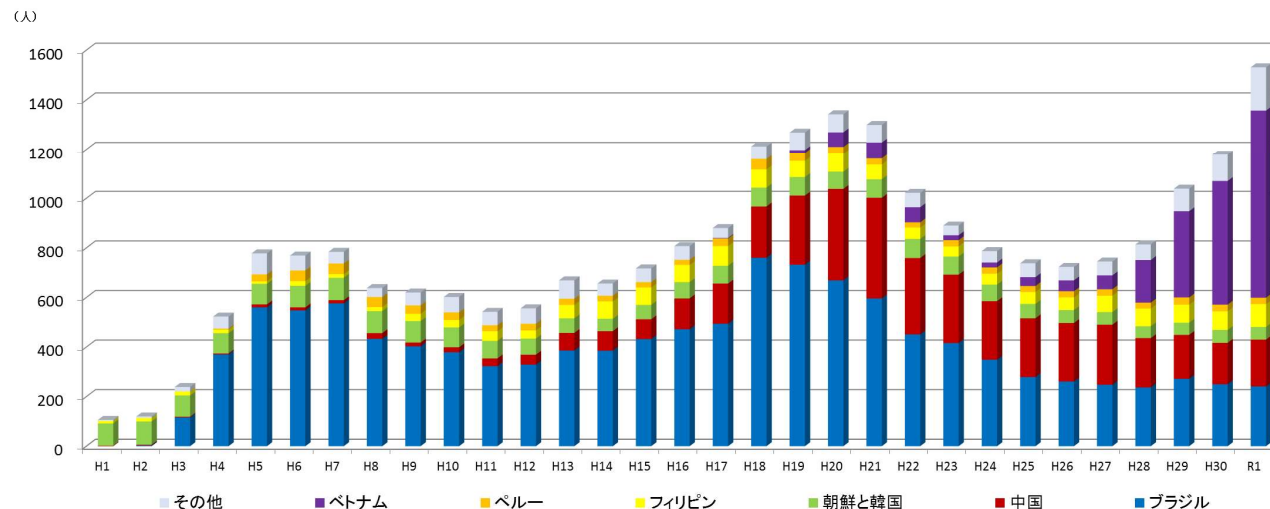
うち在留外国人 1,676人 (対前年 +209人)

(総人口に占める割合 2.42%(対前年 +0.30%))

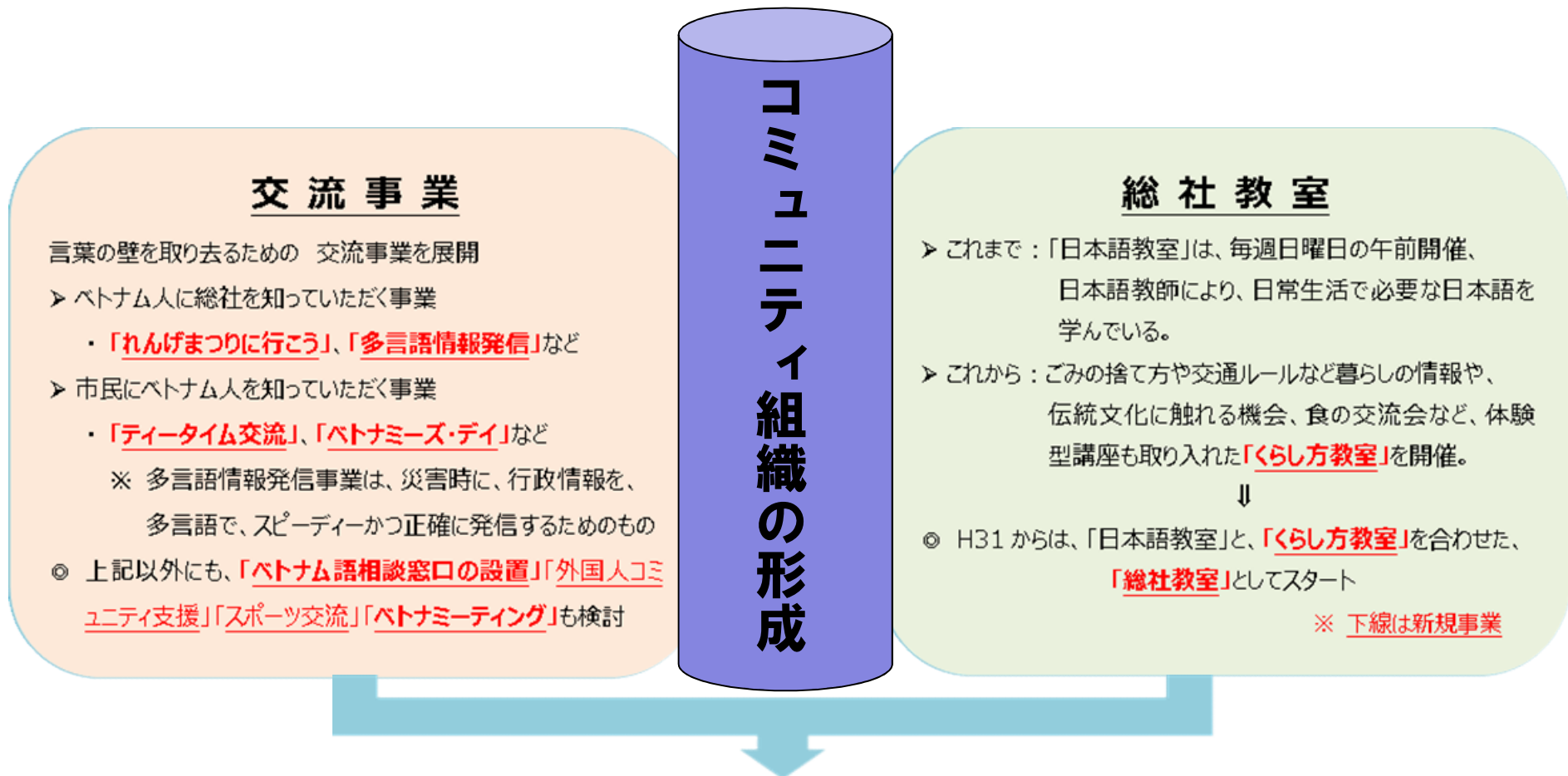
うちベトナム人 853人(対前年 +157人)

(在留外国人に占める割合 50.89%) (対前年 +3.45%)

【在留外国人人口の推移(平成1~令和元年度)】



コミュニティ組織の形成



総社を好きになり、第2のふるさとと感じていただけるように、施策を展開

市長との意見交換会

～技能実習生が困っていることなど市長自ら聞き取り～



交通教室

～市の交通指導員による自転車の乗り方のルールを指導～



- ・市内のベトナム人のほとんどが自転車を移動手段としている
主に自転車のマナーについて、安全・安心のための交通教室を定期的に行っている

地域との交流

～下原自治会のみなさまとの新春もちつき大会～



- ・被災のあった下原地区で、新年にもちつき大会が行われ、ベトナム人も餅つきに参加し、地域の方と交流してもらった。
また災害についても知ってもらう機会となった。

着物で行こう！成人式！

～総社市で一生で一度の思い出を作ってもらおう～



・ボランティアの方の協力により、成人するベトナム人(16名)に対して、着物の無料レンタル、着付けを行った。



ベトナムミーティング

～ベトナム人についてもっと知るための講演会～



・市内で働くベトナム人(通訳経験者3名)による講演会
ベトナムの文化や性格の特徴などを、市内企業や一般市民(約60名)に対して
講演をしてもらった。

食の交流会+若者会議

～食で触れ合う同世代交流会～



- ・市内で働くベトナム人技能実習生と岡山県立大学生、市若手職員を対象に参加者を募り、食の交流会を開催した。
ベトナム料理の「フォー」と「揚げ春巻き」を作り、歓談を交えつつ食事会を行った。¹¹

ベトナム人多文化共生推進員の雇用

～ニーズの把握や生活支援の推進～



TẠP CHÍ VIỆT Ở SOJA

総社 ベトナムニュース ニュース

No. 1
Tháng 5 - 2019
Niên hiệu Reiwu

LỊCH TRỰC Y TẾ

△ Cấp cứu: ☎ 119
△ Bác sỹ trực: ☎ 92 - 1998 (máy hướng dẫn tự động)
△ Hội y bác sỹ Kibi: ☎ 93 - 5976
△ Tư vấn về cứu hộ/cấp cứu: ☎ 93 - 1119 (Tư vấn 24/24 về cơ quan y tế/cấp cứu/cứu hộ.)
※ Có trường hợp không có khoa nhi và khoa ngoại. Vì vậy xin hãy gọi điện xác minh trước!

BUỔI TỐI
Ngày làm việc: thứ 4 + thứ 6
Thời gian làm việc: 19:00 - 21:00

NGÀY/THÁNG	CƠ QUAN Y TẾ - ĐỊA CHỈ - ĐIỆN THOẠI (HIỆU THUỐC PHỤ TRÁCH)
Ngày 08/05	Phòng khám nội khoa Tomono (Hiệu thuốc Honobono) Tombara ☎ 92 - 8822
Ngày 10/05	Bệnh viện Nagano Soja 2 chome ☎ 92 - 2361
Ngày 15/05	Phòng khám Dan Minagi ☎ 99 - 1120
Ngày 17/05	Bệnh viện Nagano Soja 2 chome ☎ 92 - 2361
Ngày 22/05	Phòng khám nội khoa Miyashita (Hiệu thuốc Sakae) Makabe ☎ 95 - 2860
Ngày 24/05	Bệnh viện Nagano Soja 2 chome ☎ 92 - 2361
Ngày 29/05	Phòng khám Yamamoto (Hiệu thuốc Miwa) Miwa ☎ 93 - 7773
Ngày 31/05	Bệnh viện Nagano Soja 2 chome ☎ 92 - 2361
Ngày 05/06	Phòng khám Kunitomi Monde ☎ 92 - 0255

Trẻ nhỏ bệnh hay bị thương đột xuất ban đêm, cần hỗ trợ hãy gọi: **# 8000**

▲ Ngày thường:
7 giờ tối ~ 8 giờ sáng hôm sau.

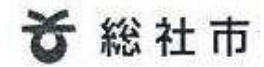
▲ Ngày khác:
6 giờ tối ~ 8 giờ sáng hôm sau.

Ngày nào cũng tiếp nhận (chỉ NỘI KHOA)	Bác sỹ Sugio Monde ☎ 92 - 5771 (Cần liên lạc trước)
--	---

- ・2019年4月から新たにベトナム人多文化共生推進員として ジュン・ティ・トウエット・チンを採用。
- ・ベトナム語版広報紙「総社ベトナムニュース」を発行

ベトナムீズデイ in 総社の開催

～外国人にとって最もやさしいまちづくり～



・写真左から、ヴー・ホン・ナム大使、片岡市長、加藤議長
総社市コミュニティ協議会平松会長、SIC譚会長



講演するヴー・ホン・ナム大使



ベトナム人によるカラオケ大会



ビンゴ大会



ベトナムをはじめとした各国の屋台



- ・2019年5月18日に国際交流イベント「ベトナムீズデイ in 総社」を開催。ベトナム大使を招聘し、ベトナム大使来総記念フォーラム内で「多文化共生まちづくり宣言」を採択した⁴³
- ・ステージイベント、カラオケ大会、ビンゴ大会で会場を盛り上げた。

日本語教室＋暮らし方教室

～総社市地域参加型生活サポート日本語教育事業～



- ・毎週日曜日に「地域でつながる日本語教室」を開催(年30回)
日本語学習だけでなく、日本人との「顔が見える関係づくり」を目指し、地域住民として社会に溶け込めることを支援する。
- ・毎月第3水曜日に「暮らし方教室」を開催(年10回)
地域に暮らす外国人住民が、日常生活に必要なルールやマナーを学ぶ機会を設ける

そうじゃインターナショナルフェスタの開催

～日本人と外国人との交流イベント～



ベトナムをはじめとした各国の屋台



ベトナム人によるパフォーマンス



参加者全員による抽選会



屋外ステージでの各国のパフォーマンス



- ・日本人市民のコミュニティの集合組織である「総社市コミュニティ地域づくり協議会」との協働企画により、年に1度、日本人と外国人との交流イベントを開催。

そうじゃし す がいこくじんじゅうみん
総社市に住む外国人住民のための

こうほう
広報そうじゃ

にほんごばん
やさしい日本語版

そうじゃし やくしょ じんけん か
総社市役所 人権・まちづくり課

TEL : 0866-92-8242

H P : <http://www.city.soja.okayama.jp>

e-mail : jinken-machi@city.soja.okayama.jp



お知らせ

にほんご おく こんかい お がつごう そうじゃし
やさしい日本語ニュースを送るのは、今回で終わりです。1月号からは、総社市の

ホームページ か facebook を見てください。

そうじゃし
総社市ホームページ :

[http://www.city.soja.okayama.jp/jinken-machi/kurashi/
tabunkakyousei/foreign_language_news/
foreign_language_news_2019.html](http://www.city.soja.okayama.jp/jinken-machi/kurashi/tabunkakyousei/foreign_language_news/foreign_language_news_2019.html)



facebook

と あ じんけん か
問い合わせ : 人権・まちづくり課 ☎ 0866-92-8242

やす ひ よる い びょういん
休みの日、夜に行く 病院

やす ひ
休みの日

じかん
時間 9:00~17:00

いつ	びょういん 病院		
がつついたち 12月1日 にちようび (日曜日)	みやけないかしょうにかいいん 三宅内科小児科医院 井手 ☎ 93-8511	い て	しょうわいいん 昭和医院 美袋 ☎ 99-2762
がつようか 12月8日 にちようび (日曜日)	やまてクリニック 岡谷 ☎ 92-9200	おかだに	くにとみクリニック 門田 ☎ 92-0255
がつ にち 12月15日 にちようび (日曜日)	さかえ外科内科クリニック 真壁 ☎ 93-8800	まかべ	すぎもと 杉本クリニック 駅前二丁目 ☎ 92-1000
がつ にち 12月22日 にちようび (日曜日)	はらだせいけいげ か 原田整形外科 井手 ☎ 94-8881	い て	だんいん 旦医院 美袋 ☎ 99-1120
がつ にち 12月29日 にちようび (日曜日)	ひらかわないか 平川内科クリニック 久代 ☎ 96-2002	くしろ	たにむかないか 谷向内科 井手 ☎ 94-8801
がつ にち 12月30日 げつようび (月曜日)	やくしじじけいびょういん 薬師寺慈恵病院 ☎ 92-0146	そうじゃいつちようめ 総社一丁目	たにぐち 谷口レディスクリニック 真壁 ☎ 94-3300
がつ にち 12月31日 かようび (火曜日)	とものないかいいん 友野内科医院 ☎ 92-8822	とんぼら 富原	わたなべいいん 渡辺医院 真壁 ☎ 92-7222
がつついたち 1月1日 しゅくじつ (祝日)	もりしたびょういん 森下病院 ☎ 92-0591	えきまえいつちようめ 駅前一丁目	ひ にようきか しおづか泌尿器科クリニック 金井戸 ☎ 90-0055
がつぶつか 1月2日 もくようび (木曜日)	ながのびょういん 長野病院 ☎ 92-2361	そうじゃにちようめ 総社二丁目	せいけいげ か こうら整形外科 中央六丁目 ☎ 90-2020
がつみっか 1月3日 きんようび (金曜日)	いすみ 泉クリニック ☎ 94-5050	こでら 小寺	あさのクリニック 中央二丁目 ☎ 93-8808
がついつか 1月5日 にちようび (日曜日)	すぎう 杉生クリニック ☎ 92-0252	み す 三須	きよね 清音クリニック 清音三因 ☎ 94-4111

しか
歯科

がつ ついたち 12月1日 にちようび (日曜日)	やまて 山手グリーン歯科 井手 ☎ 92-8148	しか	おかだに 岡谷
がつようか 12月8日 にちようび (日曜日)	みやお歯科クリニック 真壁 ☎ 92-0181	しか	まかべ 真壁
がつ にち 12月15日 にちようび (日曜日)	むかえ歯科・小児歯科 井手 ☎ 31-8500	しか しょうにしか	い て 井手
がつ にち 12月22日 にちようび (日曜日)	むとう歯科医院 ☎ 94-4118	しか いん	そうじゃ 総社
がつ いつか 1月5日 にちようび (日曜日)	むらき歯科医院 ☎ 93-9876	しか いん	もんて 門田

こども きゅうきゅういりょうでんわそうだん
子どもの救急医療電話相談

#8000

■ 平日は 19:00~ 次 つぎ の日の 8:00 それ以外の日は 18:00~ 次 つぎ の日の 8:00

きゅうきゅうびょういん (行くまえに電話してください) 救急病院

もりしたびょういん 森下病院	えきまえいっちょうめ 駅前一丁目	☎ 92-0591
やくしじけいびょういん 薬師寺慈恵病院	そうじゃいっちょうめ 総社一丁目	☎ 92-0146

よる 夜 じかん 時間 19:00~21:00

いつ	びょういん なまえ 病院の名前	ばしょ 場所	でんわ 電話
がつ よっか すいようび 12月 4日 (水曜日)	おか 岡ハートクリニック	おかだに 岡谷	93-3033
がつ むいか きんようび 12月 6日 (金曜日)	ながのびょういん 長野病院	そうじゃにちようめ 総社二丁目	92-2361
がつ にち すいようび 12月 11日 (水曜日)	とものないかいいん 友野内科医院	とんばら 富原	92-8822
がつ にち きんようび 12月 13日 (金曜日)	ながのびょういん 長野病院	そうじゃにちようめ 総社二丁目	92-2361
がつ にち すいようび 12月 18日 (水曜日)	だんいん 旦医院	みなぎ 美袋	99-1120
がつはつか きんようび 12月 20日 (金曜日)	ながのびょういん 長野病院	そうじゃにちようめ 総社二丁目	92-2361
がつ にち すいようび 12月 25日 (水曜日)	みやしたないかいいん みやした内科医院	まかべ 真壁	95-2860
がつ にち きんようび 12月 27日 (金曜日)	ながのびょういん 長野病院	そうじゃにちようめ 総社二丁目	92-2361
がつ ようか すいようび 1月 8日 (水曜日)	やまもといん やまもと医院	みわ 三輪	93-7773
いつでもOK	しんりょう すぎう 診療 ドクター杉生	もんで 門田	92-5771

いろいろなお知らせ

インターナショナル子育て広場

いろいろな国の こども (6歳まで) と親が 参加 します。参加したい人は 電話してください。

時間: 12月 5日 14:30~16:30

場所: なかよし広場ぴよっこ (天満屋3階)

問い合わせ: 人権・まちづくり課

☎ 92-8242

無料の法律相談

市役所で 弁護士に 相談 できます。予約は 12月 16日 からです。一人30分です。

時間: 1月 8日 13:30~16:30

場所: 西庁舎301会議室

問い合わせ: 人権啓発係

☎ 92-8253

インターナショナルプレイルーム

外国のこどもと親で和楽器を弾き、クリスマスグッズをつくります。参加したい人は 電話してください。

時間: 12月 15日 9:30~11:30

場所: 総合福祉センター

問い合わせ: NPO法人保育サポート「あい・あい」

☎ 94-3280

外国人のための無料相談

行政書士が 入国管理局などに出す書類の 作り方などを 教えてくれます。

時間: 12月 11日 13:00~15:00

場所: 西庁舎301会議室

問い合わせ: 人権・まちづくり課

☎ 92-8242

インターナショナル クリスマス パーティー

がつ にち にちようび
12月22日 (日曜日)

11:00~15:00

そうごうふくし
総合福祉センター



そうじゃし す くに hito さんか
総社市に住む いろんな国の人 が 参加する

たの
楽しいクリスマスパーティーです。ミセスコ

ンテストも あります。参加する人は、

た もの の もの も
食べ物や飲み物を持ってきてください。

こうかん えん
プレゼントを交換したい人は、2000円の

も
プレゼントを持ってきてください。

と あ じんけん か
問い合わせ：人権・まちづくり課

☎ 0866-92-8242

12月のイベント

じかん ばしょ
時間・場所

ないよう
内容

がつこのか げつようび
12月9日 (月曜日)

14:00~15:30

しほけん
市保健センター

おやこけんこう こうえんかい
親子健康づくり講演会

そうじゃし す hito そうじゃきたしょうがっこうきょうとう きし
総社市に住む人のために、総社北小学校教頭の貴志
ともこ はったつしょう はな
知子さんが、発達障がいのことについて話します。

と あ けんこういりょうかけんこうそうしんがかり
問い合わせ：健康医療課健康増進係

☎ 0866-92-8259

クリスマスコンサート

がつ にち にちようび
12月22日 (日曜日)

14:00~

ゆめ
きよね夢てらす

フルート・ピアノ・ホルン・パーカッションの演奏、歌のコン
サートです。楽しいので、来てください。

と あ きよねこうみんかん
問い合わせ：清音公民館

☎ 0866-94-0131

岡山県 総社市 在留外国人等データ

データ: 令和元年12月1日現在

●担当部署職員数

人権・まちづくり課	課長	課長補佐	係長	主任	主事	嘱託	合計
統括	1	1					2
国際・交流推進係			1	1	3	2	7
人権啓発係				1			1
合計	1	1	1	2	3	2	10

●児童生徒数

保育園	第3ひかり	みどり	すずらん	いじりの					合計
	1	2	1	1					5
幼稚園	総社北	常盤	総社南	総社					合計
	2	3	2	1					8
小学校	総社	総社中央	総社北	常盤	神在	総社西	新本	清音	合計
	3	5	1	10	4	1	1	1	26
中学校	総社東	総社西	総社	昭和					合計
	1	4	1	1					7

●在留外国人数

在留資格別									労働者	技能実習生
在留資格	ベトナム	ブラジル	中国	インドネシア	フィリピン	韓国	その他	計		
教授								-	1,056	873
研究								-		
教育					1		2	3		
技術								-		
技能			4				4	8		
技能実習1号イ								-		
技能実習1号ロ	277		21	34	10		14	356		
技能実習2号ロ	380		38	51	16		32	517		
経営・管理			1					1		
技術・人文知識・国際業務	92		3	6			4	105		
技能実習3号ロ	62		2	2				66		
文化活動								-		
留学	2		3	2	1	2	2	12		
研修								-		
家族滞在	29		13				5	47		
特定活動			6		6		44	56		
特別永住者						32	5	37		
日本の配偶者等	7	20	21		4	1	7	60		
永住者の配偶者等		5	3		1	1		10		
定住者	1	48	4		8	1	1	63		
永住者	3	181	60	1	38	11	41	335		
合計	853	254	179	96	85	48	161	1,676	1,112	939

在留外国人
1,676人

66%

労働者
1,112人

(教授・研究
・教育・技術
・技能
・技能実習
(1号・2号・3号)
・経営・管理
・技術人文知識
・国際業務
・文化活動
・特定活動)

84%

技能実習生
939人

- ①ベトナム 719人 (76.6%)
- ②インドネシア 87人 (9.2%)
- ③中国 61人 (6.5%)
- ④ミャンマー 42人 (4.5%)
- ⑤フィリピン 26人 (2.8%)
- ⑥タイ 2人 (0.2%)
- ⑥カンボジア 2人 (0.2%)

●在留外国人数

	2019年度 R1年度											
	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1
ベトナム	758	759	781	771	739	766	830	817	853			
ブラジル	241	243	255	259	264	258	257	254	254			
中国	189	187	192	188	187	185	179	189	179			
インドネシア	66	76	76	80	97	94	92	92	96			
フィリピン	92	91	80	85	88	83	83	81	85			
韓国	46	46	46	46	46	45	47	47	48			
台湾	20	24	13	23	37	45	48	48	45			
ミャンマー	35	35	35	35	29	29	42	42	43			
ペルー	26	27	27	28	27	28	26	26	26			
ネパール	8	8	8	8	10	10	10	10	10			
タイ	10	6	8	5	7	5	6	8	6			
朝鮮	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
米国	4	4	4	4	5	5	5	5	5			
フランス	3	3	4	4	4	4	4	4	4			
カンボジア	3	3	3	3	3	3	3	3	2			
カナダ	4	3	3	2	2	2	2	2	2			
ロシア	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
英国	1	1	1	1	1	2	2	2	2			
オーストラリア	1	2	2	2	1	1	1	1	1			
アルゼンチン	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
マレーシア	5	5	5	5	5	5	1	1	1			
ニュージーランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
スリランカ	3	3	1	1	1	1	1	1	1			
フィンランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
エジプト	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
パナマ	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
シンガポール	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
パキスタン	1	1	1	1	1	1	1					
ボリビア	2	2	2	2	1	1	1					
不明		3					1					
合計	1531	1545	1560	1566	1568	1586	1655	1646	1676			
16歳未満	63	68	68	69	70	69	71	70	69			
技能実習生	854	851	874	853	836	848	912	907	939			
外国人世帯数	1183	1188	1204	1206	1206	1223	1285	1281	1309			
複数国籍世帯数	143	143	142	142	143	146	149	148	148			
総人口	68994	69052	69077	69123	69169	69217	69290	69266	69279			
外国人の割合(%)	2.22%	2.24%	2.26%	2.27%	2.27%	2.29%	2.39%	2.38%	2.42%			

年齢別	
年齢	人数
0～5歳	25
6～10歳	25
11～15歳	19
16～20歳	180
21～25歳	549
26～30歳	337
31～35歳	161
36～40歳	93
41～45歳	61
46～50歳	61
51～55歳	57
56～60歳	34
61～65歳	18
66～70歳	29
71～75歳	15
76～80歳	4
81～85歳	4
86～90歳	2
91～95歳	2
96～100歳	-
101～105歳	-
合計	1,676
平均年齢	30.1歳

在留外国人

年度	総人口	外国人		外国人の割合	ベトナム人	ベトナム人の割合
H28.4.1	67,912 人	26 カ国	814 人	1.20%	172 人	21.18%
H29.4.1	68,237 人	27 カ国	1,039 人	1.52%	348 人	33.49%
H30.4.1	68,537 人	25 カ国	1,178 人	1.72%	499 人	42.36%
H31.4.1	68,994 人	29 カ国	1,531 人	2.22%	758 人	49.51%
R1.12.1	69,279 人	27 カ国	1,676 人	2.42%	853 人	50.89%

● 国籍別

	2019年度												
	R1年度												
	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	
ベトナム	758	759	781	771	739	766	830	817	853				
ブラジル	241	243	255	259	264	258	257	254	254				
中国	189	187	192	188	187	185	179	189	179				
インドネシア	66	76	76	80	97	94	92	92	96				
フィリピン	92	91	80	85	88	83	83	81	85				
韓国	46	46	46	46	46	45	47	47	48				
台湾	20	24	13	23	37	45	48	48	45				
ミャンマー	35	35	35	35	29	29	42	42	43				
ペルー	26	27	27	28	27	28	26	26	26				
ネパール	8	8	8	8	10	10	10	10	10				
タイ	10	6	8	5	7	5	6	8	6				
朝鮮	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
米国	4	4	4	4	5	5	5	5	5				
フランス	3	3	4	4	4	4	4	4	4				
カンボジア	3	3	3	3	3	3	3	3	2				
カナダ	4	3	3	2	2	2	2	2	2				
ロシア	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
英国	1	1	1	1	1	2	2	2	2				
オーストラリア	1	2	2	2	1	1	1	1	1				
アルゼンチン	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
マレーシア	5	5	5	5	5	5	1	1	1				
ニュージーランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
スリランカ	3	3	1	1	1	1	1	1	1				
フィンランド	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
エジプト	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
パナマ	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
シンガポール	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
パキスタン	1	1	1	1	1	1	1						
ボリビア	2	2	2	2	1	1	1						
不明		3					1						
合計	1531	1545	1560	1566	1568	1586	1655	1646	1676				
16歳未満	63	68	68	69	70	69	71	70	69				
技能実習生	854	851	874	853	836	848	912	907	939				
外国人世帯数	1183	1188	1204	1206	1206	1223	1285	1281	1309				
複数国籍世帯数	143	143	142	142	143	146	149	148	148				
総人口	68994	69052	69077	69123	69169	69217	69290	69266	69279				
外国人の割合(%)	2.22%	2.24%	2.26%	2.27%	2.27%	2.29%	2.39%	2.38%	2.42%				

● 年齢別

年齢	人数
0～5 歳	25
6～10 歳	25
11～15 歳	19
16～20 歳	180
21～25 歳	549
26～30 歳	337
31～35 歳	161
36～40 歳	93
41～45 歳	61
46～50 歳	61
51～55 歳	57
56～60 歳	34
61～65 歳	18
66～70 歳	29
71～75 歳	15
76～80 歳	4
81～85 歳	4
86～90 歳	2
91～95 歳	2
96～100 歳	-
101～105 歳	-
合計	1,676
平均年齢	30.1 歳

●在留資格別

在留資格	ベトナム	ブラジル	中国	インドネシア	フィリピン	韓国	その他	計	労働者	技能実習生
教授								-	1,056	873
研究								-		
教育					1		2	3		
技術								-		
技能			4				4	8		
技能実習1号イ								-		
技能実習1号ロ	277		21	34	10		14	356		
技能実習2号ロ	380		38	51	16		32	517		
経営・管理			1					1		
技術・人文知識・国際業務	92		3	6			4	105		
技能実習3号ロ	62		2	2				66		
文化活動								-		
留学	2		3	2	1	2	2	12		
研修								-		
家族滞在	29		13				5	47		
特定活動			6		6		44	56		
特別永住者						32	5	37		
日本の配偶者等	7	20	21		4	1	7	60		
永住者の配偶者等		5	3		1	1		10		
定住者	1	48	4		8	1	1	63		
永住者	3	181	60	1	38	11	41	335		
合計	853	254	179	96	85	48	161	1,676	1,112	939

在留外国人 1,676人

66%

労働者 1,112人

(教授・研究・教育・技術・技能
・技能実習(1号・2号・3号)
・経営・管理・技術人文知識
・国際業務・文化活動・特定活動)

84%

技能実習生 939人

- ① ベトナム 719人 (76.6%)
- ② インドネシア 87人 (9.2%)
- ③ 中国 61人 (6.5%)
- ④ ミャンマー 42人 (4.5%)
- ⑤ フィリピン 26人 (2.8%)
- ⑥ タイ 2人 (0.2%)
- ⑥ カンボジア 2人 (0.2%)

予算

年度	予算		内容
R1	9,873千円	7,322千円	【国際交流事業】 ・多文化共生推進員(中国語・ベトナム語)・外国人集住都市会議 ・ブラジル移動総領事館・ベトナムミーズデー開催経費(新規事業)・その他
		1,351千円	【日本語教育事業】 ・日本語教室 今年度から単市経費で開催 ※文化庁委託事業(H22年度~H30年度)
		1,200千円	【地域振興事業】※多文化共生経費のみ抜粋 ・インターナショナルフェスタ開催経費(R1.10.12開催)

※正規職員(譚俊偉主事)の給料等は上記に含まれていません。

施策

①人権・まちづくり課に国際・交流推進係を設置

H21.4月から交流と多文化共生をキーワードに、国籍を越えたまちづくりの推進を図るため、国際・交流推進係が新設された。

②多文化共生推進員（H21～）

氏名	言語	採用	勤務条件
譚 俊偉	ポルトガル語・スペイン語・英語	H21.10月～	H30.4月から正規職員として採用
赤澤 春香	中国語	H26.4月～	18日勤務/月
ジュン ティ トウエット チン	ベトナム語	H31.4月～	12日勤務/月

③外国人集住都市会議（H22～） H22年度から加入。H31年度の会員都市は全13自治体。

群馬・静岡ブロック	長野・愛知ブロック	三重・岡山ブロック
太田市（群馬） 大泉町（群馬） 浜松市（静岡）	上田市（長野）・飯田市（長野） 豊橋市（愛知）・豊田市（愛知） 小牧市（愛知）	津市（三重）・四日市市（三重） 鈴鹿市（三重）・亀山市（三重） 総社市（岡山）

④相談業務（H21～）

相談件数		相談内容
H28年度	2,018件/年（1日当たり5件）	（H30年度 上位5項目） ① コミュニケーション支援（通訳）…917件 ② 税金…198件 ③教育…178件 ④ 防災…165件 ⑤ビザ・パスポート・戸籍…146件
H29年度	2,285件/年（1日当たり6件）	
H30年度	2,560件/年（1日当たり7件）	

⑤ブラジル移動総領事館（H25～） 総社市で3回開催

	年度	開催日	場所	参加人数
①	H25	H26.3.8（土）・3.9（日）	福祉センター3階	572人
②	H26	H26.11.29（土）・11.30（日）	清音公民館	345人
③	H29	H29.11.25（土）・11.26（日）	福祉センター3階	370人

⑥駐日大使 来総

訪問日	H22.3.27（土）	R1.5.18（土）
国籍	ブラジル	ベトナム
大使	カストロ・ネーバス 駐日ブラジル大使	ヴァー・ホン・ナム 駐日ベトナム大使
大会名	総社ブラジリアンデイ	ベトナムミーズデイ in 総社
その他	総社市国際名誉顧問委嘱	総社市多文化共生まちづくり宣言

⑦インターナショナルフェスタ（多文化共生イベント） H21～毎年1回実施（※H25は中止）

主催	総社市コミュニティ地域づくり協議会・総社インターナショナルコミュニティ
内容	音楽・文化・食を通じた多文化共生イベント
開催日	R1.10.12（土） R元年度で10回目の実施となる
場所	カミガツジプラザ
参加者	約2,000人（H30年度実績）

⑧日本語教育事業（H22～） 文化庁委託事業（H22～H30の9年間）

※コーディネーター…岡山大学大学院社会文化科学研究科 准教授 中東靖恵

H22年度の立上げから継続して、現在も日本語教育事業全般のコーディネートを行っている。

事業		開催回数	開催日	時間	受講者（平均）
日本語教室 (H22～)		30回/年	日曜日	9:30～11:30 (2時間)	H28年度 18.6人/回
					H29年度 19.0人/回
					H30年度 27.1人/回
日本語学習 サポーター (H22～)	学習研修	3回/年	日曜日	13:30～15:30 (2時間)	H28年度 10.3人/回
					H29年度 9.3人/回
					H30年度 10.0人/回
	実践研修	30回/年	日曜日	9:30～11:30 (2時間)	H28年度 7.4人/回
					H29年度 6.5人/回
					H30年度 6.1人/回
やさしい 日本語研修 (H25～)		1回/年	平日	13:30～15:30 (2時間)	H28年度 30人/回
					H29年度 37人/回
					H30年度 48人/回

文化庁委託事業 決算額（H22～H30の9年間）

① H22	② H23	③ H24	④ H25	⑤ H26
1,851,806円	1,662,559円	1,748,396円	2,007,151円	2,289,495円
⑥ H27	⑦ H28	⑧ H29	⑨ H30	
2,335,948円	1,858,130円	1,727,716円	1,280,000円	

※R元年度からは単市予算で実施（R元年度予算額 1,351千円）

⑨暮らし方教室（R1～）

※R元年度からの新規事業（R元年予算額 200千円）

開催回数	開催日	時間
10回/年	毎月第3水曜日	19:00～20:00（1時間）

⑩外国人防災リーダー

全20人

国籍	人数	国籍	人数	国籍	人数
ブラジル	9人	フィリピン	4人	ペルー	2人
中国	2人	アメリカ	2人	ベトナム	1人

⑪西日本豪雨災害時の多文化共生施策

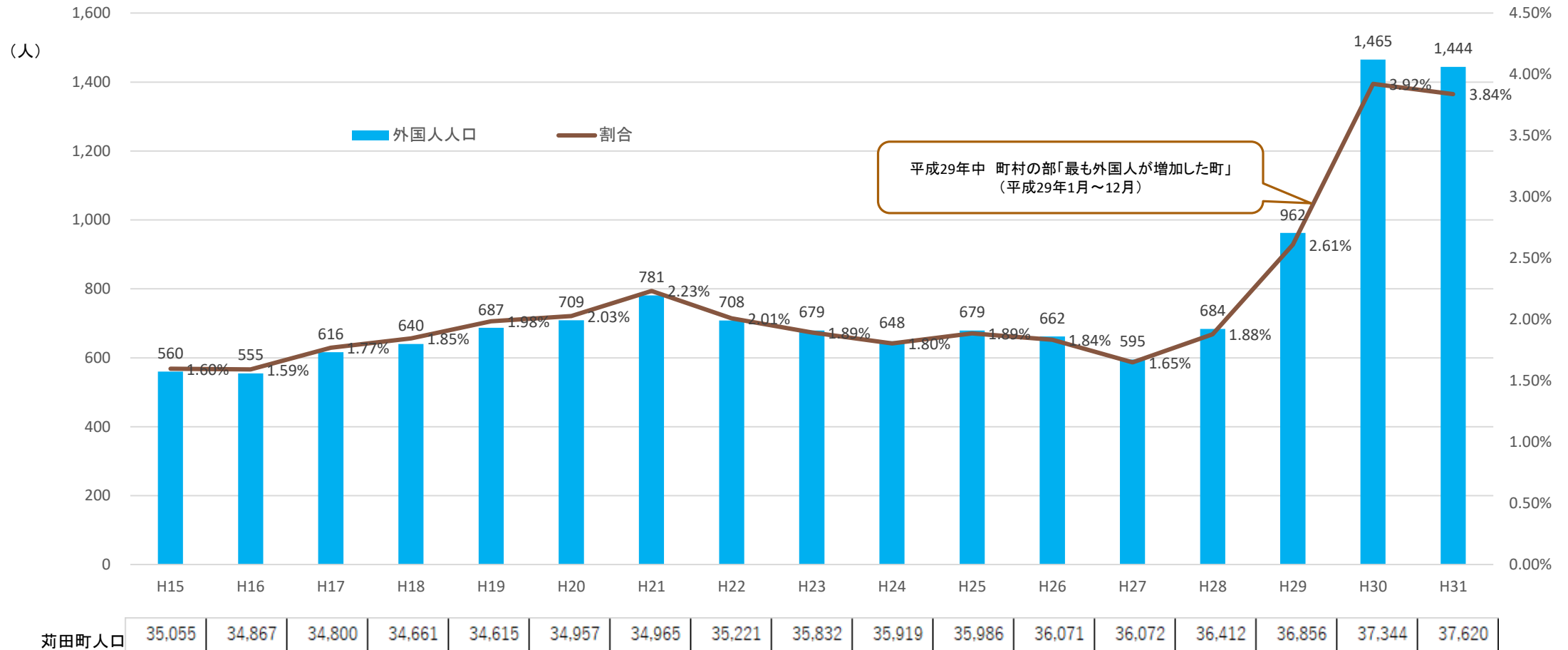
コールセンターの設置	ポルトガル語・中国語・ベトナム語	
相談件数	70件	倉敷 32, 岡山 8, 総社 13, 矢掛 3, 県外 14
		ポルトガル語 58, 英語 4, 中国語 8

苅田町における多文化共生の推進について

福岡県京都郡苅田町 防災・地域振興課

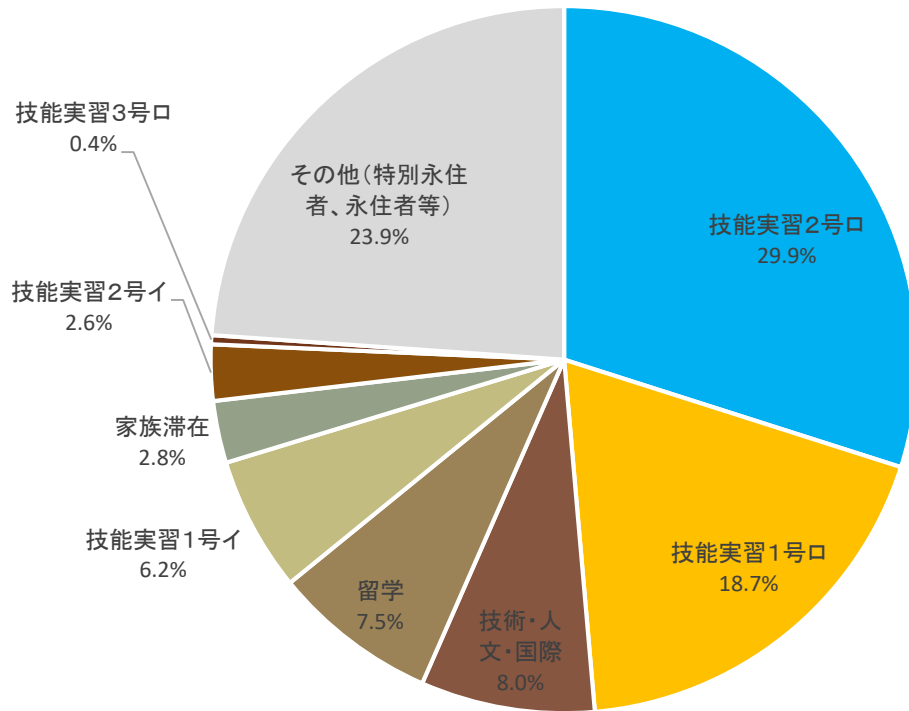
(1) 現状

外国人住民の推移(各年3月末現在)



苅田町人口

在留資格の傾向(平成31年3月末現在)



(総数1,444人)

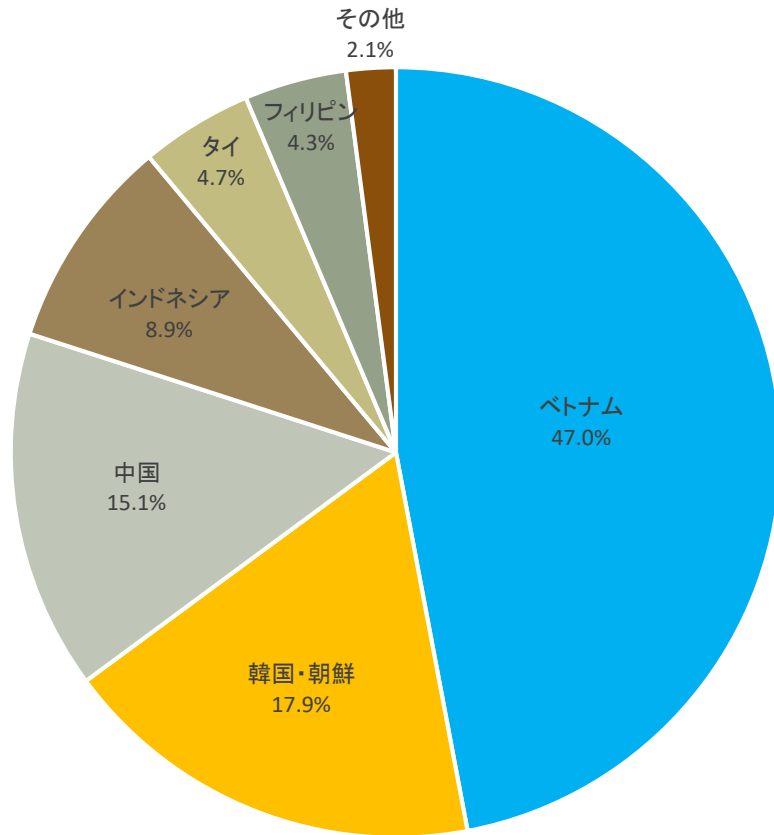
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
留学	151	136	114	92	53	104	109
家族滞在	11	23	11	13	21	34	41
技能実習1号イ	29	36			32	210	89
技能実習1号口	47	20	40	148	252	353	270
技能実習2号イ					0	0	37
技能実習2号口	38	51	43	55	176	294	432
技術・人文・国際				14	64	109	115
技能実習3号口					0	0	6
その他(特別永住者、永住者等)	403	396	387	362	364	361	345
合計	679	662	595	684	962	1,465	1,444

“技能実習1号口”、“2号口”が急増

702人/1,444人中 全体の48.6%を占めている

“技術・人文・国際”、“家族滞在”も増加

外国人の国籍の傾向（平成31年3月末現在）



国籍別人口推移（各年3月末）	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
中国	251	221	174	152	140	194	218
インドネシア	1	1	1	1	2	195	129
韓国・朝鮮	352	347	308	294	289	279	258
フィリピン	25	34	20	45	78	91	62
タイ	1	1	1	1	39	82	68
ベトナム	23	34	67	163	377	594	679
その他	26	24	24	28	37	30	30
合計	679	662	595	684	962	1465	1444

近年

ベトナム、インドネシア、タイ国籍
が増加

(2) 多文化共生に係る取組

苧田町生活情報ガイドブックを作成

緊急時の対応や生活のルール、行政の手続きを多言語化しました。

(H30年度 防災・地域振興課)

4ヶ国語で作成

英 語 : 1,500部

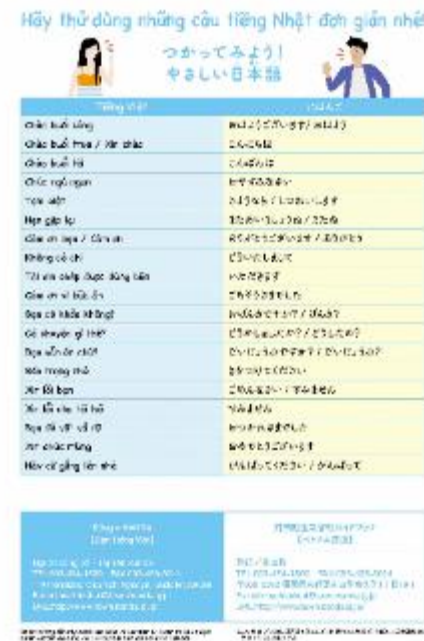
ベトナム語 : 1,500部

中 国 語 : 1,000部

韓 国 語 : 1,000部

住民課窓口、公民館、企業及び大学で配布

町HPよりダウンロード可能(PDF)



国際交流

■国際交流イベント“ワールド文化祭”を開催

(令和元年12月8日)

目的:外国人と地域の人との交流

内容:世界各国の料理の試食

ステージでのパフォーマンス

来場者:約120名

(防災・地域振興課)

■国際交流事業

「アジア太平洋子ども会議イン福岡・苅田」を開催

(令和元年7月17日～7月22日)

目的:地域に根ざし世界に通じる国際人の育成

内容:各小学校での交流活動、ホームステイ

5名(マレーシア:4名の子ども大使と1名の引率者)

(教育総務課)



ワールド文化祭の様子



「アジア太平洋子ども会議イン福岡・苅田」の参加者達

日本語教室の支援

かんだ日本語教室“あおぞら”への支援
 開催場所の提供(令和元年6月～)
 5カ国 63名の方が利用
 (防災・地域振興課)

にほんごひろばを開催

交流のきっかけをつくる場所
 小波瀬コミュニティセンターで開催
 17回開催(22回/年) 99名参加
 (生涯学習課)



にっぽんのむかしあそびをします。
 れんらくはしらないです。
 きたいひとはそのひにきてください。
 H a y k e t b a n o N h a t B a n .
 일본에서 친구를 사귀어 봅시다.
 我们在日本交朋友吧。
 Mari berteman di Jepang.
 Let's make friends in Japan.
 มาเป็นเพื่อนกัน好不好
 いつ？
 2019ねん11がつ16にち
 どようび13:00-14:30
 いくら？ 0えん
 どこ？ おばせコミュニティセンター
 だれ？ がいこくじん、にほんじん、だれでも
 小波瀬(おばせ)コミュニティセンター
 TEL : 0930-23-1000
 mail : obase-c@town.kanda.lg.jp
 (主催: 町田町生涯学習課)



にほんごひろば KANDA
 OBASE COMMUNITY CENTER, KANDA
 町田町小波瀬コミュニティセンター

あなたと、世界が町田町で会話する場所。
 いろいろな国の人と楽しく話そう！
 外国人の友達もできるよ！
 いろいろな国の人と楽しく話そう！
 外国人の友達もできるよ！
 外国人の友達もできるよ！

ボランティア募集中!
 参加費無料 FREE

いつでもだれでも来てください。お友達になりましょう!

日時: 毎月第1・3土曜日
 13:00~14:30
 場所: 小波瀬コミュニティセンター
 住所: 町田町新津1-10-1

●資格のあるひとは、電話でお問合せいただくか、
 「にほんごひろばKANDA」へ直接お越しください。
 (手動はいりません)

お問合せ: TEL 0930-23-1000 E-MAIL obase-c@town.kanda.lg.jp

外国人児童への日本語支援、ALT教員の導入

日本語支援について

日本語支援を必要とする生徒数は6名(小5名、中1名)

小人数補助教員1名が巡回している

(日本語支援は、あくまでも業務の一部)

■児童とは絵のついたカードでやりとり。

一部の児童は日本語での意思疎通ができるようになっている。

ALT教員の導入について

小1から外国語教育を行っている。外国人に対する偏見、壁がなくなるように国際理解教育を行っている。

(教育総務課)



ALT教員の授業の様子

地域の取組

企業と連携して外国人を自治会に受け入れている。祭り、餅つき等で交流を行っている。

与原上区の取組

企業が区内の団地に多数の外国人を入居させた。

⇒日本の文化・ルールが分からず、地元トラブルが絶えなかった。

そこで...区長が企業と連携、各小中学校や自治会内の住民を説得。

祭りの参加、自治会加入を促した⇒神幸祭の山車の担ぎ手として参加！(日本の文化理解)

地域住民の高齢化、担ぎ手不足⇒担ぎ手不足の解消！(地域社会の重要な構成員)

区長より...

国際化ではなく国際時代である

外国人が増えるのは止められない

生産人口が増える事はいいことである

日本人、外国人とかではなく個人の名前、顔で接する事が大事だ



海外研修生news #5 マレリ九州株式会社

(3) 課題

課題

これまでは、来町される外国人の殆どが技能実習生であり、生活面も含めて企業のサポートでほぼ対応可能であったが、近年、苅田町で働くための在留資格を取得して再来日するケースが増加している・・・

それに伴い**家族滞在も増加！ 子どもの数も増加！！**

■数年後に小学校に入学する外国人が増加⇒日本語支援の必要な児童が増加【現状：小人数補助教員1名で対応】

外国人支援：基盤整備ではなく、プラスαの部分である

学力向上にシフトされている教育現場の中で、プラスαの部分である外国人児童の支援がどこまで出来るのか？

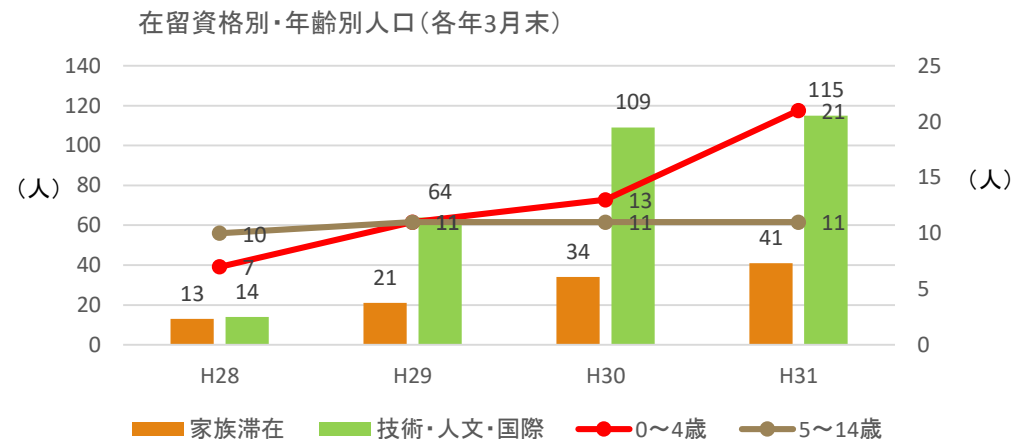
今後、増加すると思われる・・・

☆家族滞在で来日した方を支える体制

⇒地域での孤立化を防ぐ

☆外国人児童生徒を受け入れる体制

⇒日本語支援



課題(ゴミ問題)

ゴミの出し方について

ゴミ分別の理解が難しい⇒文化、習慣の違い

生活情報ガイドブックにも記載されているが、

周知徹底ができていない。



Cách phân loại và vứt rác thải gia đình 家庭ゴミの分け方・出し方

- Vứt đồ dùng đã dùng hết hoặc hỏng trong thùng rác, loại thùng phải có trụ (hộp thùng cấp), rõ các nhãn chỉ dẫn hoặc có màu định.
- Không vứt đồ dùng thì trên cùng cấp nhà riêng. Tận dụng những người có chuyên môn như thợ, những người chuyên dùng kỹ thuật hoặc người nông gia khác vứt vào thùng rác đúng quy định.
- Không vứt rác thải hoặc đồ dùng của nhà mình vào thùng rác của người khác (không vứt rác của nhà mình vào thùng rác của người khác).
- Không vứt rác thải vào bồn cầu hoặc bồn tắm.

- この図は、ごみの分別と出し方のために、ごみの出し方について説明しています。ごみの出し方をよく読んでください。
- 分別したごみは、指定された色のゴミ袋に入れて、指定された場所に出してください。ゴミ袋には、分別のマークを貼ってください。
- ゴミは、指定された時間と場所に出してください。ごみの出し方は、ごみの出し方の説明書をご覧ください。
- 下の表を参考に、ごみの出し方をよく読んでください。

Hàng ngày (毎日)	Tháng 1 lần (1ヶ月1回)	Mùa hè (夏)	Mùa đông (冬)
Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)
Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)
Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)
Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)
Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)
Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)
Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)	Thùng rác (ゴミ箱)

毎日常 (毎日)	1ヶ月1回 (1ヶ月1回)	夏 (夏)	冬 (冬)
ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)
ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)
ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)
ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)
ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)
ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)
ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)	ゴミ箱 (ゴミ箱)

どのようにして伝えるのか？
理解してもらえるのか？

(4) 組織体制

町長—副町長—防災・地域振興課【くらし安全担当、防災担当、地域振興担当】

課長、副課長、地域振興担当係長、担当(多文化共生に携わる直接の職員は2名)

担当業務

- 地域コミュニティの育成及び要望等の調整に関すること
- NPO・ボランティア団体に関すること
- 産学官の連携に関すること
- **国際交流に関すること**
- 住居表示に関すること
- 駐在員及び駐在補助員に関すること

浜松市の多文化共生・国際交流連携の推進

1 外国人住民の状況

- | | |
|-------------------------|---|
| (1) 在留外国人数 | 1 |
| (2) 日本人市民及び外国人市民の意識実態調査 | 2 |

2 施策の指針

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 第2次浜松市多文化共生都市ビジョン | 3 |
| (2) 第2次浜松市国際戦略プラン | 4 |

3 多文化共生推進事業

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 多文化共生センター | 6 |
| (2) 外国人学習支援センター (U-ToC) | 9 |
| (3) 地域共生推進事業 | 11 |
| (4) 外国人集住都市会議 | 13 |
| (5) 外国人学校支援事業 | 14 |
| (6) 多文化共生のまち発信事業 | 14 |
| (7) 定住外国人の子供の就学促進事業 | 14 |
| 参考：教育委員会の取り組み | 15 |

4 国際交流連携推進事業

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 個別の都市との交流・連携 | 17 |
| (2) 国際的なネットワークを通じた海外諸都市との連携 | 19 |
| (3) 外国青年招致事業 | 21 |
| (4) 国際交流推進助成事業 | 21 |

<参考資料>

- | | |
|-------------------|----|
| (1) 国際課の沿革 | 22 |
| (2) 海外諸都市等との交流・連携 | 23 |
| (3) 外国人集住都市会議開催経過 | 25 |

1 外国人住民の状況

(1)在留外国人数

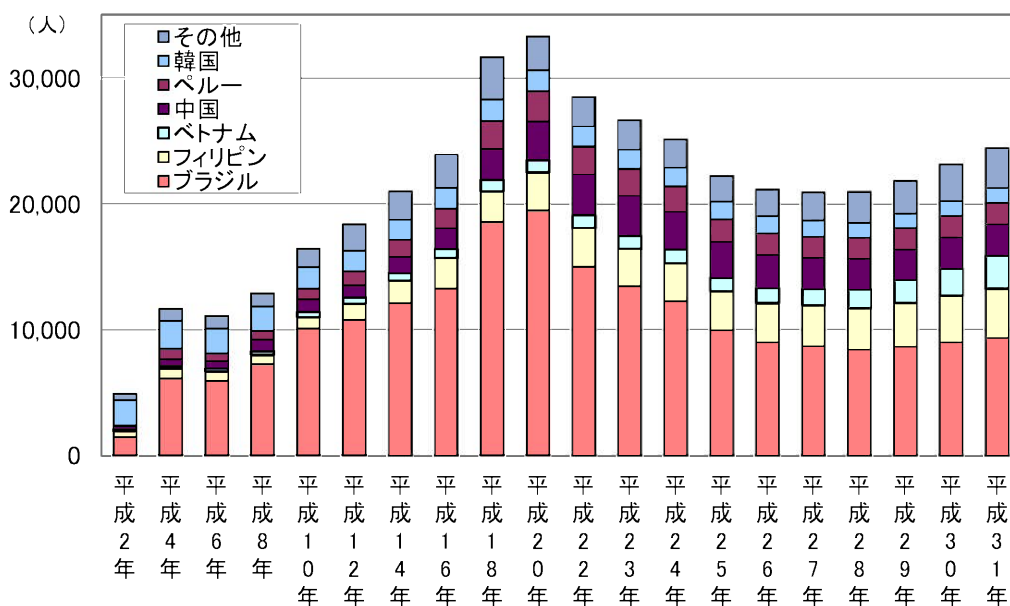
浜松市の在留外国人数は、2019年（平成31年）4月1日現在24,433人であり、総人口802,728人の約3.0%を占めています。国籍別では、ブラジルが最も多く9,363人、次いでフィリピン3,905人、ベトナム2,611人、中国2,503人、ペルー1,721人となっています。

南米地域からの外国人住民が全体の約5割を占めているのが特徴で、特にブラジル国籍者は、全国の都市のなかで最多です。

これらの南米出身者は、日系人やその家族が多く、1990年（平成2年）の出入国管理及び難民認定法の改正施行以後急増しました。しかし、2008年（平成20年）の経済状況の悪化を受けそれまで増加を続けていた本市の在留外国人数も減少に転じました。

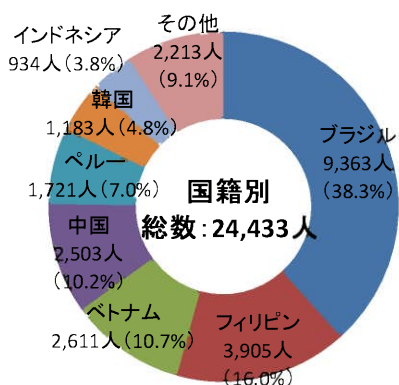
近年では、フィリピン、ベトナム、インドネシアなどアジア地域の外国人が増加しており半数を占めるなど、国籍の多様化が進んでいます。アジア各国からは技能実習生や留学生などが多数在留しています。

浜松市における在留外国人数の推移 (各年4月1日現在)



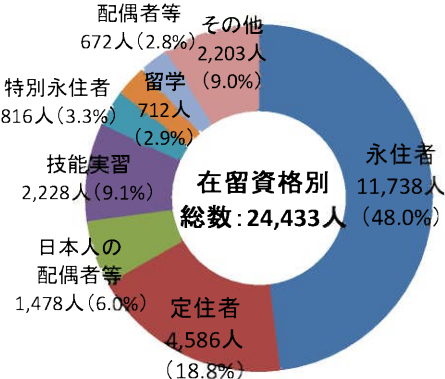
国籍別外国人数

(平成31年4月1日現在)



在留資格別外国人数

(平成31年4月1日現在)



(2)日本人市民及び外国人市民の意識実態調査

本市に居住する外国人市民の生活や就労などの実態を把握し、多文化共生施策の基礎資料とするため、1992年（平成4年）から3～4年に一度、外国人市民の実態調査を行っています。2018年度（平成30年度）には、8回目となる調査を実施しました。

2008年（平成20年）のリーマンショック後、雇用環境が悪化するなど、在留外国人を取り巻く環境は大きく変化しました。近年は、雇用環境の改善をはじめ、在留制度の見直しなどにより、アジア諸国からの外国人が増加する傾向にあります。

【2018年度（平成30年度）の調査概要】

- 調査期間 2018年（平成30年）7月～8月
- 調査対象 市内に居住する18歳以上の外国人市民2,000人（回収率：23.3%）
市内に居住する18歳以上の日本人市民1,200人（回収率：46.3%）
- 調査方法 住民基本台帳データから無作為抽出
- 調査結果

<全体>

- ・外国人市民の定住化が改めて確認できたとともに、今後もこの傾向が続くと見られる
- ・ゴミ問題等のいわゆる外国人問題は解決の方向に向かいつつあると考えられる
- ・日本人市民は、日々の暮らしの中で多文化共生を感じるどころまでには至っていない

<外国人市民に対する意識実態調査から見たこと>

- ・南米系外国人に限らず、他の国籍でも永住化の傾向が見られる。
- ・同じ職場で5年以上働き続ける者の増加や正社員の増加などから、雇用について一定の安定性が見られる。
- ・日本での生活においてコミュニケーションに問題がないと回答する者が8割超、情報の取得手段が母語のメディアより日本のメディアの利用が高いことなどから、日常生活で言葉に困る様子はあまり感じられない。
- ・一方、情報を正確に知りたいとのニーズもあり、日本語学習意欲の高さ、行政情報の多言語化や窓口での通訳の充実を望む声の多さに表れている。
- ・今後も浜松に住み続けるとの回答の高さに加え、持ち家率の高まりや子供を日本の高校へ進学を希望する割合が高いことなどを考えると、家族とともに日本で暮らし続けることを希望していると考えられる。
- ・今後は、専門家の協力が必要となる複雑で困難な問題に対応できるような体制が必要と考えられる。

<日本人市民に対する意識実態調査から見たこと>

- ・近隣以外の者の外国人とはほとんど付き合いがないため、日本人市民が外国人市民との交流はあまり進展していない。
- ・外国人が集住する地域に住んでいない、もしくは、職場に外国人がいない日本人は、外国人との接触機会が少ないため、外国人市民へのサービスがあまり知られていないなど、外国人への関心の低さにつながっている。
- ・外国人市民が増えることを働き手が増えるなどの経済的面だけでなく、国際的な理解・異文化体験の増加等につながると評価していることから、共生に関する意識が低いわけではない。
- ・外国人と実際の付き合いをした、もしくは、付き合いをしている経験が少ないため、日々の生活の中で外国人市民と日本人市民が声を掛け合う場をいかにして作っていくかが課題。

2 施策の指針

(1) 第2次浜松市多文化共生都市ビジョン

本市のマスタープランである「浜松市総合計画」では、都市の将来像として「市民協働で築く『未来へかがやく創造都市・浜松』」がうたわれています。この実現に向け、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して、2012年度（平成24年度）に、「協働」「創造」「安心」の3つの柱からなる、「浜松市多文化共生都市ビジョン」を策定しました。

この「浜松市多文化共生都市ビジョン」は2017年度をもって計画期間が終了したことから、新たに「第2次浜松市多文化共生都市ビジョン」を2018年（平成30年）3月に策定しました。

【基本理念】

○目指す方向性

1. 異なる文化を持つ市民がともに構築する地域
2. 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域
3. 誰もが安心・安全な暮らしを実感できる地域

○都市の将来像

『相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市』

【重点施策】

- 外国人市民のまちづくりへの参画促進
- 多様性を生かした地域の活性化
- 次世代の育成・支援
- 防災対策
- 多様性を生かした文化の創造

【施策体系】

○施策の分野1. 認め合い、手を取り合い、ともに築くまち（協働）

多様な文化を持つ市民がお互いを認め合い、活発な対話や交流が行われ、ともに作りあげる地域を目指します。

→オール浜松での取組推進、多文化共生のための教育・啓発、交流機会の創出、外国人市民のまちづくりへの参画促進

○施策の分野2. 多様性を生かして新たな価値・文化を生み出すまち（創造）

多様性を都市の活力と捉え、誰もが自らの持つ能力を十分に発揮することができ、その多様な文化の交流・融合により新たな価値・文化を生み出す地域を目指します。

→次世代の育成・支援、多様性を生かした文化の創造・地域の活性化、都市間連携の推進

○施策の分野3. 誰もが快適に暮らせるまち（安心）

誰もが安全・安心で快適な暮らしを送ることができる地域を目指します。

→防災対策、コミュニケーション支援、地域共生支援、安心な暮らしの確保

(2) 第2次浜松市国際戦略プラン

本市の特徴や強みを生かし、効果的な国際化施策の展開を図ることで、本市の活性化と国際社会への貢献を果たすため、その指針となる「浜松市国際戦略プラン」を2013年度（平成25年度）に策定しました。この「浜松市国際戦略プラン」は、2018年度（平成30年度）をもって計画期間が終了したことから、新たに「第2次浜松市国際戦略プラン」を2019年（平成31年）3月に策定しました。

【計画期間】

2019年度（平成31年度）～2023年度（令和5年度）（5年間）

【目指す姿】

「産業経済や文化の活動拠点として多様な人材が活躍し、世界的な視点から選択され、多くの人を訪れる魅力ある都市」

【推進方針】

1 施策推進方針

(1) 重点分野への集中した取組

- ①「産業・観光」
- ②「音楽」
- ③「多文化共生」

(2) 多様な連携の強化と活用による推進

- ①民間活力の活性化と官民連携による推進
- ②広域的な都市間連携による推進
- ③市内組織横断的な推進と人材育成

2 都市外交方針

(1) 国際的なネットワークを通じた海外諸都市との関係構築

- ①UCLGのネットワークを生かした海外諸都市との関係強化
- ②ユネスコ創造都市ネットワークの活用
- ③ICCネットワーク参画を通じた多文化共生分野の国際連携

(2) 本市の強みや特長を生かした互恵的協力関係の構築

- ①包括的な友好親善関係ではなく、本市の強みや特長ある分野の振興に資する相互に有益な都市間連携
- ②日本で最多のブラジル人が居住している特長を生かしたブラジルの諸都市との連携

(3) 民間交流を重視した都市外交の推進

- ①国際交流団体による市民レベルでの交流促進
- ②学校や各種団体間の交流促進

【推進施策】

○強みと特長を生かした戦略的な事業展開

施策1：都市ブランドの確立と発信

- (1) 「産業都市」としての潜在力の活用
- (2) 「音楽都市」としてのプレゼンス向上
- (3) 「多文化共生都市」の創造
- (4) 都市の魅力発信と国際貢献

施策2：交流拡大による地域の活性化

- (1) 企業のグローバル展開支援
- (2) インバウンド・MICE 誘致の推進
- (3) 大規模スポーツイベントを通じた活力創出
- (4) 海外の企業や人材等の呼び込みと定着

○推進基盤の強化・充実

施策3：海外諸都市や国際機関等との連携

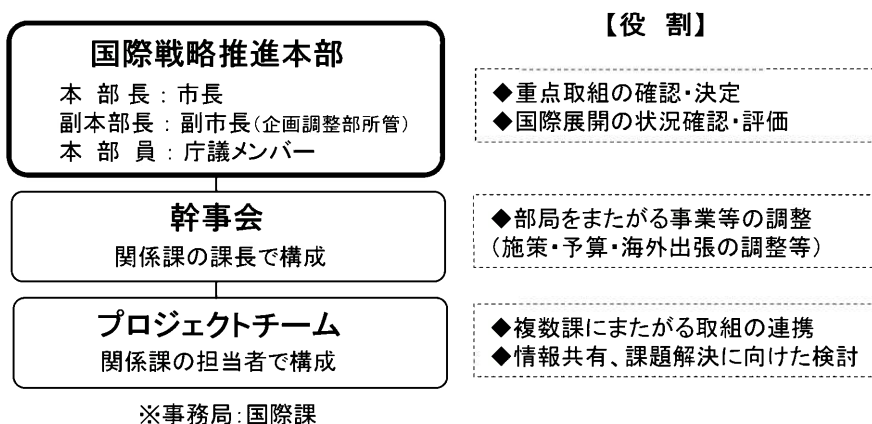
- (1) UCLG 等を通じた海外諸都市との連携
- (2) 交流都市との連携促進
- (3) 駐日外国公館や政府系機関等との連携

施策4：推進体制と人材育成

- (1) グローバル人材の育成と活用促進
- (2) 発信力の強化と受入態勢の整備
- (3) 庁内推進体制の強化と職員の育成

【推進体制】

市長を本部長とする「国際戦略推進本部」を設置し、国際戦略を庁内横断的に推進しています。



3 多文化共生推進事業

(1) 多文化共生センター

平成 20 年 7 月、浜松市国際交流センターを「浜松市多文化共生センター」に改称して、多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、外国人市民の定住化に対応した生活支援や相談業務などをはじめ、地域における多文化共生の取り組みや多様性を生かしたまちづくりに関連した事業を実施しています。

【所在地】

〒430-0916 浜松市中区早馬町 2-1 クリエイト浜松 4F

TEL : 053-458-2170

【開館時間】

午前 9 時～午後 5 時 30 分 ※年末年始は閉館

【事業】

① 相談・情報提供事業

○相談・支援業務

- ・多文化共生総合相談ワンストップセンター

ポルトガル語（火～日）、英語（月～金）

中国語（金）、タガログ語（木）、スペイン語（日）

ベトナム語（土） 等

- ・外国人市民への出張支援

生活相談を実施する中で、支援の必要性がより高いと判断される案件については、必要に応じて多言語による出張支援を行います。

- ・出張相談・講習会

学校や教会など外国人市民が集まりやすい場所に出張し、相談会や講習会を行います。

○情報提供業務

外国人市民に必要な生活情報のほか、多文化共生や国際交流などに関する情報を収集し、カウンターでの対応や電話対応、また多文化共生センター内掲示板や SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を活用して情報提供を行います。



② 地域共生事業

○自治会などを対象とした共生に関する支援

自治会などからの通訳派遣などの相談対応、回覧文書翻訳についての基本様式の作成と周知、及び多言語回覧文書の作成を支援します。また、共生のための交流行事、懇談会、説明会などのコーディネートをします。

○地域共生自治会会議の開催

外国人が多く暮らす地域の自治会や外国人との共生に関心のある自治会を対象として意見交換などの会議を開催します。

○ブリッジ・ビルダーの育成

地域において異なる文化背景を有するコミュニティ間を取り持ち、住民間のパイプ役を担い、地域社会での相互理解を進める人材を育成します。

③ 多文化防災事業

○災害時多言語支援センター設置訓練

大規模災害時に多言語による情報発信や避難所への通訳者派遣など外国人被災者支援活動を行う拠点となる災害時多言語支援センターを設置するための体制整備を行います。



災害時多言語支援センター設置訓練の様子

○モデル地区を設定した多文化防災訓練の実施

外国人住民の防災意識の啓発や、地域との間に顔の見える関係を構築するため、モデル地区を設定し、外国人住民の参加を促して防災訓練を実施します。

○災害時に備えたネットワーク強化（連絡会議の開催）

自治会・民間団体・外国人コミュニティとの間で、日頃から顔の見える関係を構築し、災害時に備えたネットワークの強化を図ります。

○災害時多言語通訳人材の育成

災害時に防災知識の不足や言葉の壁などから必要となる情報・サポートを得ることが困難な外国人を支援するため、バイリンガルによる災害時多言語通訳人材を育成します。

○災害・防災情報の提供

外国人市民向けの災害・防災情報を、SNSなどを活用し、外国人市民に向け広く情報発信します。

④ 人材育成事業

○多文化共生に資する人材育成

・ソーシャルワーク研修

外国人をとりまく幅広い問題について専門知識などを習得するため、ソーシャルワーク研修を行い、外国人を支援する人材を育成します。

- ・外国人コミュニティ エンパワーメント講座

相談員等の役割を担っている外国人市民が、母語により情報の交換や共有をする機会を通じ、コミュニティ内の連携強化やコミュニティリーダーの育成を図ります。

○グローバル人材育成

- ・国際理解教育講座

多様な文化的背景を持つ外国人市民や、青年海外協力隊OBなど海外経験を積んだ日本人市民など地域の人材を活用し、市内の小中学校や協働センターで出前講座を年20回程度、多文化共生センターで年1回実施し、国際理解の向上を図ります。

- ・国際理解教育コーディネート

市内の小中学校や協働センターなどが、国際理解教育の講座を企画する際の企画段階からのアドバイスや、必要なコーディネートをを行います。

⑤ 多様性を生かしたまちづくり事業

外国人市民が持つ多様な文化を発信できる機会の創出や、各種イベント等についての情報を多言語で提供する文化創造事業やグローバル人材の育成など地域の活性化に繋げる取り組みを行います。

○文化創造事業

文化的多様性を生かした創造活動支援、文化・芸術、スポーツ活動の紹介

○地域活性化事業

外国人市民の活躍促進に関するセミナー等の開催、多様性を生かした魅力発信

⑥ 多文化共生理解促進・活動支援事業

多文化共生についての理解を深めてもらう活動や、市内を中心に多文化共生に関連し幅広い取り組みを行っている団体や個人（日本人市民・外国人市民）に対し、必要な助言と支援を行うとともに、新たな自主グループ立ち上げのきっかけ作りを行います。

→多文化共生 MONTH 事業

多文化共生活動団体への支援及び助言

多文化共生活動者ネットワーク会議

民間団体協働事業

多文化共生活動団体の広報及びマッチング支援



(2) 外国人学習支援センター(U-ToC)

外国人市民の学習支援や日本語ボランティアの養成などを通じて多文化共生社会の推進を目指すため、市の既存施設を改修し、平成22年1月に開設しました。

外国人の子供から大人までを対象に総合的な学習支援の充実を図るとともに、日本人市民と外国人市民との交流事業を展開しています。

2階には、準学校法人ムンド・デ・アレグリア学校が入居し、南米系の児童生徒の教育を行っています。

【所在地】

〒431-1103 浜松市西区雄踏町宇布見 9611-1(旧雄踏町役場)

TEL : 053-592-1117

【開館時間】

月～金 午前9時～午後5時

【事業】

① 日本語学習支援講座

外国人市民を対象とした日本語学習支援講座を開催しています。(受講者のニーズ等に合わせて、毎年クラス・内容の見直しをしています。)

→初級総合クラス、日本語能力試験対策クラス、読み書きクラス



日本語学習支援講座

② 日本語学習等支援者養成講座

日本語ボランティア活動希望者等の学習支援者を対象に養成講座を開催しています。

→日本語学習支援ボランティア養成講座、日本語学習支援者スキルアップ講座、教職員多文化共生講座

③ 地域日本語学習支援事業

地域において活動する日本語ボランティアなどを対象とした地域日本語学習支援事業を開催しています。

→日本語学習支援団体ネットワーク会議、地域日本語学習コーディネート業務、日本語学習支援ボランティア活動コーディネート業務、地域における日本語学習支援業務

④ 多文化理解・交流活動

外国人市民と日本人市民とを対象とした多文化理解のための講座や、多文化交流のためのイベント、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたホストタウン・ボランティア養成のための講座を開催しています。

⑤ 外国人支援者のためのポルトガル語講座

外国人市民を支援しているボランティアや公立小中学校の教職員などを対象としたポルトガル語講座を開催しています。

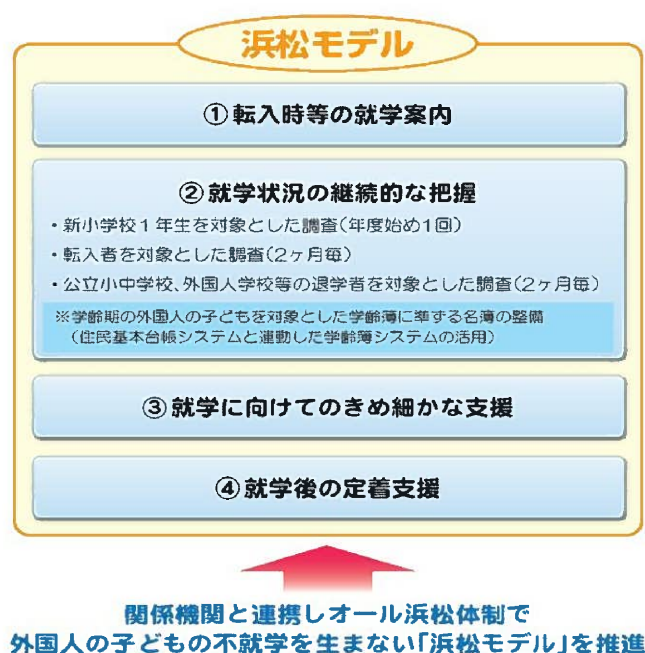
⑥ 外国につながる次世代の学習支援事業

○外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業

本市に在住する就学年齢の外国人の子供の不就学の完全解消を図るため、2011年度（平成23年度）から「外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業」を3ヵ年計画で実施した結果、2013年（平成25年）9月には「不就学者ゼロ」の状態を実現しました。



2014年度（平成26年度）からは、就学状況を継続的に把握し、不就学者に対する情報提供、面談・カウンセリング、就学準備サポートなどのきめ細かな支援により、不就学を生まない仕組み（浜松モデル）を関係機関との連携により推進しています。



○外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業

外国にルーツを持つ青少年の社会参加を促進するため、外国人青少年の支援に係る関係諸機関の情報共有や課題克服を図るネットワーク会議を開催するとともに、高等学校などに在籍する外国人青少年を対象に職業意識の醸成や自らの将来を考える動機づけとなる研修や、就業・進学に関する情報提供などのキャリア支援を行います。

○外国人学校への日本語教師派遣事業

外国人学校で学ぶ子供たちの日本語習得を目的として、外国人学校へ日本語教師を派遣し、子供たちの日本語学習を支援しています。

(3)地域共生推進事業

① 外国人市民共生審議会

外国人市民の意見を行政に反映させるとともに、外国人に関わる諸課題について自らが取り組む契機とするため、外国人市民に係る施策や、日本人市民と外国人市民の共生に関する事項などについて調査審議しています。

(平成 20 年 4 月 浜松市外国人市民共生審議会条例施行)

※平成 31 年 4 月 1 日現在、第 5 期審議会



外国人市民共生審議会

② 多文化共生推進協議会

多文化共生都市・浜松の実現に向け、多文化共生の推進に携わる各種団体や関係機関の参画を得て、多文化共生のまちづくりをオール浜松体制により推進しています。



多文化共生推進協議会

[多文化共生推進協議会の構成]

浜松商工会議所	浜松公共職業安定所
浜松市自治会連合会	浜松市警察部
浜松市民生委員児童委員協議会	公益財団法人 浜松国際交流協会
在浜松ブラジル総領事館	浜松市外国人市民共生審議会
名古屋出入国在留管理局浜松出張所	浜松市教育委員会
浜松労働基準監督署	浜松市

③ 外国人市民カウンセリング

多種多様にわたる外国人市民の相談業務のうち、心の悩み事に対するカウンセリングを社会福祉法人浜松いのちの電話の協力を得て実施しています。

ポルトガル語専門ダイヤル 毎週金曜日(週1回) 午後7時30分～午後9時30分

TEL : 053-474-0333 080-3068-0333

④ 外国人市民への情報提供

○広報紙、各種案内、手引き、申請書等の多言語化

(例) 広報はままつ 英語とポルトガル語で月1回発行

広報はままつ外国語版



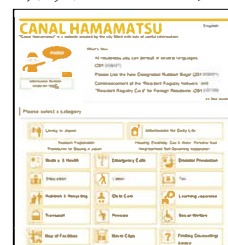
○ホームページ

・生活者向け「カナル・ハママツ」

市公式多言語情報サイトとして英語、ポルトガル語、やさしい日本語、タガログ語、スペイン語、中国語（簡体字）の6言語で運営しています。

※平成31年度内にベトナム語を追加予定。

カナル・ハママツ



・市公式ホームページ

市公式ホームページには英語・ポルトガル語・スペイン語・中国語（簡体字）・韓国語・タガログ語の自動翻訳機能がついています。

○浜松市防災ホットメール

防災情報、地域情報、気象情報などの緊急情報を登録者に対して、英語とポルトガル語にて携帯電話などへ配信しています。



○ウェルカムパック

本市に転入する外国人を対象に、就学や税金、ごみの出し方、防災、交通安全、自治会活動などに関する外国語版の冊子やチラシをひとまとめにしたオリエンテーションツール「ウェルカムパック」を配布しています。



ウェルカムパック

⑤ タブレット型情報端末を利用した多言語通訳支援事業

外国人住民の定住化や多国籍化が進行するなか、コミュニケーション不足の解消と迅速な行政手続き支援のため、多言語対応のタブレット型情報端末を活用し、窓口におけるサービス向上を図ります。



⑥ その他

- ・外国人市民への対応として、外国語対応職員を国際課、市民税課、収納対策課、スポーツ振興課、住宅課、区役所、保健所、児童相談所、教育委員会などの窓口配置しています。
- ・国籍や母国語を問わず、広く伝達が可能な「やさしい日本語」の庁内での活用を促進するため、平成30年度に庁内職員向け研修を複数回実施し、やさしい日本語活用の手引きを作成。

(4) 外国人集住都市会議

① 設立趣旨

外国人集住都市会議は、ニューカマーと呼ばれる南米日系人を中心とする外国人市民が多数居住する都市の行政並びに地域の国際交流協会等をもって構成し、外国人市民に係わる施策や活動状況に関する情報交換を行うなかで、地域で顕在化しつつある様々な問題の解決に積極的に取り組んでいくことを目的として平成13年に設立されました。

その後の社会状況の変化を受けて、平成27年4月に規約を改訂し、現在は、外国人住民の持つ多様性を都市の活力として、外国人住民との共生を確立することを目的としています。

外国人市民に係わる諸課題は広範かつ多岐にわたるとともに、就労、教育、医療、社会保障など、法律や制度に起因するものも多いことから、必要に応じて首長会議を開催し、国・県及び関係機関への提言や連携した取り組みを検討していきます。

こうした諸活動を通して、分権時代の新しい都市間連携を構築し、今後の我が国の諸都市における国際化に必要な外国人市民との地域共生の確立を目指していきます。

② 主な活動内容

- 会員都市間で多文化共生に関する知見やノウハウの共有
- 国、都道府県、関係機関への政策提言

③ 会員都市（平成31年度） 計13都市

- 【静岡県】 浜松市
- 【愛知県】 豊橋市、豊田市、小牧市
- 【三重県】 四日市市、鈴鹿市、津市、亀山市
- 【群馬県】 太田市、大泉町
- 【長野県】 飯田市、上田市
- 【岡山県】 総社市

④ 座長都市と会員都市数

- 浜松市（平成13・14年度）・・・13都市
- 豊田市（平成15・16年度）・・・15都市
- 四日市市（平成17・18年度）・・・18都市
- 美濃加茂市（平成19・20年度）・・・26都市
- 太田市（平成21・22年度）・・・28都市
- 飯田市（平成23・24年度）・・・29都市
- 長浜市（平成25・26年度）・・・26都市（※平成25年度27都市）
- 浜松市（平成27年度）・・・・・・24都市、オブザーバー2都市
- 豊橋市（平成28年度）・・・・・・23都市、オブザーバー2都市

- 津市（平成 29 年度）……………22 都市
- 太田市（平成 30 年度）……………15 都市
- 上田市（平成 31 年度）……………13 都市

（５）外国人学校支援事業

① 外国人学校教育事業費補助金

本市内には母国のカリキュラムに基づいた学校として、外国人学校が 3 校あり、外国人の子供の教育の重要な担い手となっています。

本市では、関係機関と連携し、外国人学校の子供たちを対象に防災訓練や交通安全教室、租税教室などを実施しています。

また、南米系学校「ムンド・デ・アレグリア学校」は、2004 年（平成 16 年）12 月に各種学校として静岡県から認可を受けました。南米系の学校としては、国内で初のケースです。2010 年（平成 22 年）3 月には「エスコーラ・アレグリア・デ・サベール浜松」が各種学校の認可を受けました。本市では、各種学校認可を条件に外国人学校へ補助金を交付しています。

② 外国人学校児童生徒教科書購入費補助金

市内の外国人学校へ通う児童・生徒のうち、教科書を購入する就学年齢の児童・生徒の保護者に対し、1 人あたり 1 万円を上限として教科書購入費の 1/3 を補助しています。

（６）多文化共生のまち発信事業

全国最多のブラジル人が居住している本市の特性を生かし、全国からのチームが参加するサンバコンテストを開催することを通じ、外国人市民と日本人市民の交流を推進するとともに、多文化共生都市・浜松を全国に発信しています。



（７）定住外国人の子供の就学促進事業

外国人の子供の就学促進のため、関係機関と連携し、不就学など就学に課題を抱える外国人の子供の学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校など教育機関への就学につなげるために必要な支援を実施しています。この事業は、外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業の一環で実施しています。

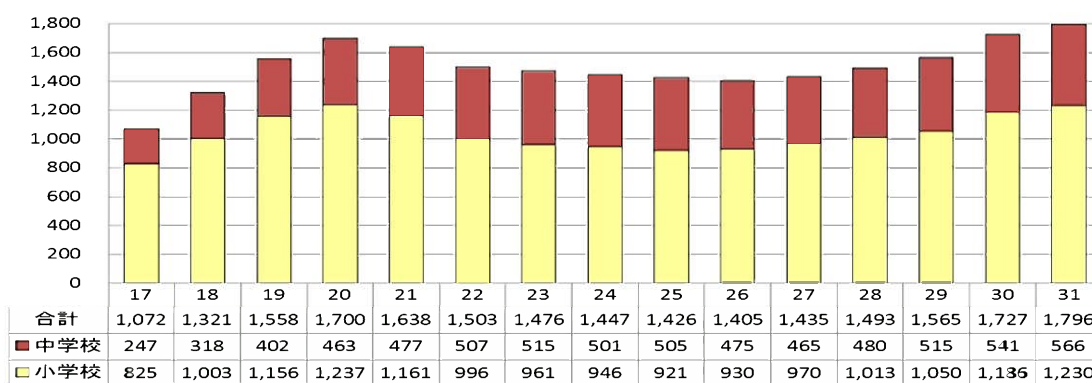
<参 考>

■ 教育委員会の取り組み

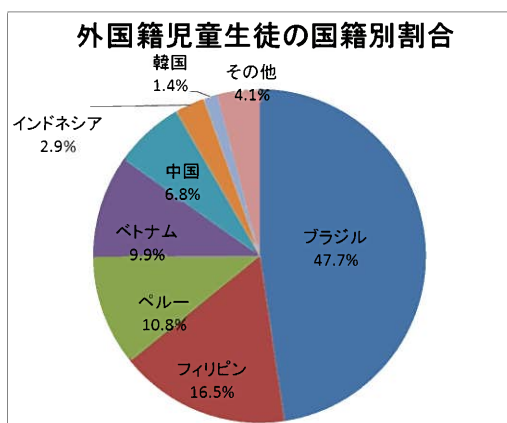
1989年（平成元年）頃から浜松市の公立小中学校に外国籍児童生徒の編入が見られ、翌1990年（平成2年）以降急激に増加しました。2019年（令和元年）5月1日現在、小学校に1,230人、中学校に566人、計1,796人が在籍しています。

浜松市教育委員会では、教育総合支援センターを窓口として帰国児童生徒・外国籍児童生徒の受け入れ体制の充実を図るとともに、国際感覚を持ち世界の人々と協調できる児童生徒の育成を目指しています。2006年（平成18年）度からは、浜松市国際課から外国人学習サポート事業を移管し、浜松市が抱える外国人の子供の教育に係る課題を根本的・長期的に解決していくための包括的な支援事業を実施しています。

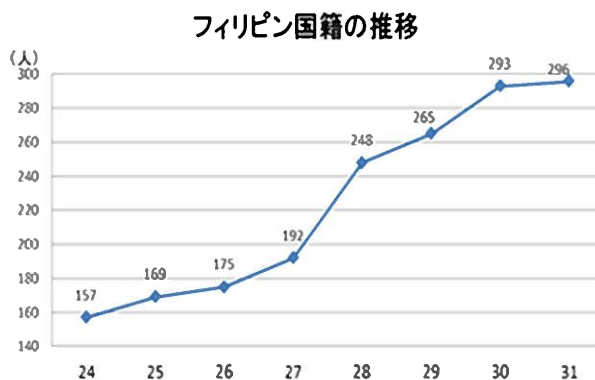
<浜松市内の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒数の推移>



<浜松市内の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒数の国籍内訳>

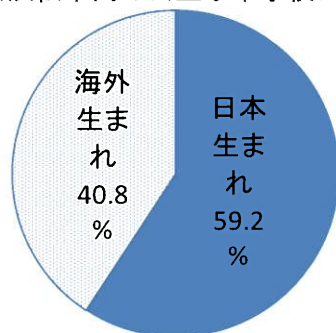


(令和元年5月1日現在)



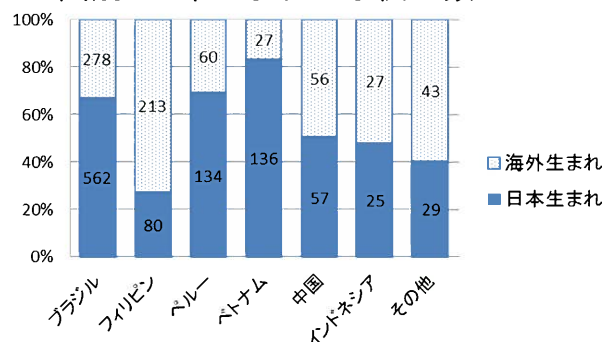
(令和元年5月1日現在)

<浜松市内の公立小中学校に在籍する外国人児童生徒の出生地（日本／海外）>



(令和元年5月1日現在)

国別 日本生まれの子供の数



(令和元年5月1日現在)

＜主な取り組み＞

○外国人児童生徒相談員、協力員の配置

教育総合支援センターに相談員や協力員が常駐し、教育相談や学校訪問、小中学校に関する就学ガイダンスを実施

○外国人児童生徒就学支援員の配置（ポルトガル語、タガログ語）

外国人児童生徒が多数在籍する学校に支援員を常駐で配置し、生活や学習の適応支援や面談等の通訳、便り等の翻訳等を実施

○外国人児童生徒就学サポーターの派遣

（ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、英語）

支援を必要とする学校にサポーターを派遣し、生活や学習の適応支援や保護者との連絡の通訳や翻訳等を実施

○指導補助者の配置

- ・小学校…教員経験者による算数科の教科支援を実施
- ・中学校…日本語基礎指導や授業における補助、放課後等における補充学習支援を学校の実態に応じて実施
- ・ステップアップクラス…進学をめざす中学生のための学習支援 放課後に2箇所を実施

○初期適応・母国語支援

- ・初期適応支援
市内の小中学校に新たに在籍することになった日本語が分からない子供に対し、適応指導を実施するためのバイリンガル支援者を派遣
- ・母国語支援
日本生まれ日本育ちの外国人の子供の増加に伴い、母国語や母国の文化に触れる活動を通して、母国語によるコミュニケーション力の向上を目指すための教室を開催（ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）

○日本語・学習支援

市内を「中・南エリア」、「西・北エリア」、「東・浜北・天竜エリア」の3つに分け、小中学校内での日本語・学習支援を行うため、支援者を学校に派遣

○ライフコースの視点に立った支援

児童生徒に夢を持たせる・夢をつなぐ・夢を実現するための支援 入学準備ガイダンス、進路について語る会など、適時的な支援を実施

4 国際交流連携推進事業

本市は、これまで海外諸都市との交流について、個別の都市との交流と国際的な組織への加盟を通じた交流を進めてきました。

個別の都市との交流としては、市民主体の交流である姉妹都市交流と、音楽や観光など特定分野の施策推進を目的とした友好都市交流を進めてきました。また、日本で最も多くブラジル人が住む都市として、ブラジルの2つの都市と人材・産業分野の交流について共同声明を発表しています。

一方、国際的な組織への加盟に関しては、都市・自治体連合（UCLG）への加盟を通じ、主にアジア太平洋地域の諸都市とのネットワークを構築してきました。また、健康都市連合（AFHC）へ参加するとともに、2014年（平成26年）12月には、ユネスコ創造都市ネットワークにアジアで初めて音楽分野で加盟しました。さらに、2017年（平成29年）10月にはアジアの都市として初めて、インターカルチュラル・シティ（ICC）・ネットワークへ参加しました。

（1）個別の都市との交流・連携

① 姉妹都市交流

本市は、音楽文化友好交流都市であるアメリカのロチェスター市と2006年（平成18年）に姉妹都市締結を行いました。ロチェスター市とは、2004年（平成16年）浜名湖花博へアメリカ原産種のルイジアナ・アイリス出展に関する交流や職員交流など、音楽以外にも様々な分野での交流事業を進めてきました。今後も市民主導の交流を推進していきます。

また、2005年（平成17年）7月に合併した細江町、引佐町、三ヶ日町では北米の諸都市と姉妹都市提携し、青少年交流などの事業を行ってきました。合併後も各地域において、市民レベルでの交流を行っています。

都市名	国・地域	締結年月日	備考
ロチェスター市	アメリカ	2006年10月12日	
キャマス市	アメリカ	1981年9月29日	旧細江町と締結
ポータービル市	アメリカ	1981年10月2日	旧三ヶ日町と締結
シュヘリス市	アメリカ	1990年10月22日	旧引佐町と締結

② 特徴ある分野の振興に資する都市間連携

<音楽分野>

本市は、1990年（平成2年）にポーランドのワルシャワ市と「音楽文化の友好交流に関する協定」を締結し、音楽を中心に市民交流団の相互訪問など市民レベルの交流を進めています。

また、1995年（平成7年）には、アクトシティ浜松がチェコ共和国プラハ国立劇場と劇場間の友好交流協定を締結、2014年（平成26年）4月には、イタリアのボローニャ市と両市の創造的な活動の活性化や世界の音楽文化の振興に協力して取り組むため、音楽文化交流に関する覚書を締結しました。

さらに、2016年（平成28年）10月には、ドイツのハノーバー市と音楽文化交流に関する確認書を締結しました。

<観光分野>

2010年度（平成22年度）に中国の瀋陽市と観光や経済面の交流を中心とした「友好交流都市」協定を締結、2012年度（平成24年度）には同国杭州市とも「友好都市」協定を締結しました。2013年度（平成25年度）には台湾の台北市と「観光交流都市」協定を締結しました。

さらに、2016年（平成28年）8月には、浜名湖観光圏整備推進協議会と台湾の南投県観光産業連盟協会が浜名湖と日月潭の友好交流協定を締結しました。

<その他>

日本ブラジル交流年である2008年（平成20年）に本市から訪問団が渡伯し、ブラジルのモジダスクルーゼス市と「人材交流都市」、マナウス市と「産業交流都市」として共同声明を發表しました。

また、2014年（平成26年）12月にインドネシアのバンドン市と両市の創造的な活動の活性化や持続的な都市成長に協力して取り組むため、文化・環境分野等の協力関係を構築し、2016年度（平成28年度）から2019年度までJICA 草の根技術協力事業の採択を受け、漏水防止対策技術支援を実施しています。2019年6月には、バンドン市との都市間連携を一層推進するため、両市間での良好な提携や協力関係の促進に向けた「両都市の発展に関する覚書」を締結しました。

さらに、現地における市内中小企業の海外ビジネス展開支援を効果的・効率的に実施するため、2014年（平成26年）12月にベトナム計画投資省並びにインドネシア投資調整庁と経済連携に向けた覚書を、2015年（平成27年）10月にはタイ投資委員会と経済交流に関する覚書を締結しました。

その他、一般財団法人自治体国際化協会の「自治体職員協力交流事業」（LGOTP）を活用し、2010年度・2011年度（平成22年度・23年度）にはブラジルから研修員1人の招聘を行い、2012年度（平成24年度）からは毎年中国から研修員1人を招聘するなど、国際協力にも取り組んでいます。

(2) 国際的なネットワークを通じた海外諸都市との連携

① 都市・自治体連合 (UCLG)

本市は、国際的な地方自治体の連合組織である都市・自治体連合 (UCLG) に加盟し、海外諸都市との都市間交流・連携の構築を図るとともに、世界都市・浜松の積極的な発信を目指しています。



<都市・自治体連合 (UCLG) の概要>

【本 部】スペイン バルセロナ市

【設立年】2004年 (平成16年) 5月

※IULA (国際地方自治体連合) と UTO (世界都市連合) の統合による新組織として設立

※浜松市は2003年 (平成15年) 1月に組織統合前の IULA (国際地方自治体連合) に加盟

【会員数】1,000以上の都市と112の各国地方自治体の全国組織

<参考：主な UCLG アジア太平洋地域の会員都市>

日 本：浜松市

中 国：北京市、上海市、瀋陽市、大連市、広州市、天津市、湖南省

韓 国：ソウル市、プサン市、デグ市、仁川市

その他：台北市、ジャカルタ市、クアラルンプール市、カトマンズ市

※以下の国は、各国の地方自治体連合組織を通じすべての地方自治体が UCLG ASPAC の会員となっている。

中国、インド、ベトナム、タイ、カンボジア、インドネシア、ニュージーランド、フィジー、スリランカ、パキスタン、ネパール、フィリピン、キリバス、モルディブ

【活動内容】

- ・ 世界各国での民主主義及び地方自治の効果的な促進
- ・ 会員都市間の相互協力の促進
- ・ 国際連合及びその関連組織における地方自治体の代表としての役割
- ・ 地方自治に関する世界的な情報集積
- ・ 自立的な地方自治体及びその関連組織の強化への支援
- ・ 地方自治体及び関連組織間での地方自治及び協力・連携の促進

② インターカルチュラル・シティ・ネットワーク

2017年 (平成29年) 10月、アジアの都市として初めてとなるインターカルチュラル・シティ・ネットワークへ参加し、世界の多文化共生都市との連携を通じて互いの知見やノウハウを共有するとともに、浜松市及び浜松市の多文化共生施策を世界に発信する機会となることを目指しています。

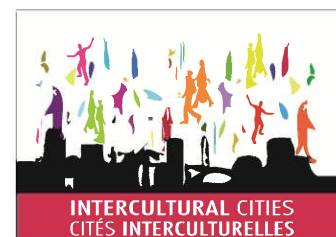
<インターカルチュラル・シティ（ICC）・ネットワークの概要>

【設立年】2008年（平成20年）

【会員数】世界30カ国、130以上の都市が参加

【活動内容】

- ・多様性、平等、相互交流を3つの柱とし、都市の多文化共生推進を目指す
- ・欧州評議会による会員都市の政策評価
- ・会員都市相互の視察
- ・関連テーマに関する会議の開催 など



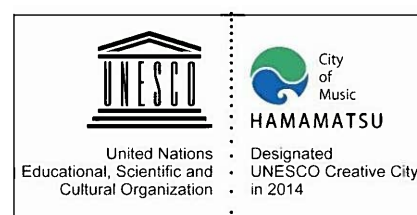
③ その他

○ユネスコ創造都市ネットワーク（音楽分野）

2014年（平成26年）12月にアジアで初めてユネスコ創造都市ネットワークに音楽分野で加盟しました。

加盟都市間の相互交流を通じた人材の育成や文化芸術を活用した都市づくりを行っています。

また、ネットワークを通じ、本市の魅力の世界に発信するとともに、都市イメージの向上を目指しています。



○健康都市連合（AFHC）

健康づくりに対する他都市の経験や知識、技術などに関する情報交換を進めるため、2012年度（平成24年度）に健康都市連合（AFHC）に加盟しました。

○都市間連携サミット2019 浜松開催

国境を越えた都市間連携及びマルチステークホルダーによるパートナーシップの構築を促進し、持続可能な地域づくりに資するため、「多文化共生」、「自治体外交」及び「SDGs（持続可能な開発目標）」をテーマとした国際会議を開催しました。

開催概要

- (1) 期 日 10月23日（水）～25日（金）
- (2) 会 場 アクトシティ浜松 コングレスセンター
- (3) 体 制 主催：浜松市
共催：都市・自治体連合アジア太平洋支部（UCLG ASPAC）
自治体国際化協会
- (4) 参加者 9か国・地域 260人
- (5) 内 容 1日目 実務者向けセミナー
2日目 国際会議
3日目 スタディツアー

(3) 外国青年招致事業

外務省・文部科学省・総務省の3省共同事業である「語学指導等を行う外国青年招致事業（JETプログラム）により、英語・日本語が堪能な国際交流員（CIR）を2人国際課に配置し、庁内文書の翻訳や来庁者の通訳を行うとともに、地域レベルの国際交流を推進しています。

※2019年（平成31年）は、教育委員会指導課に国際交流員1人と外国語指導助手（ALT）19人の配置としている。

(4) 国際交流推進助成事業

市民が主体となった国際交流活動を推進するため、民間団体などが行う国際交流・協力、国際理解教育、多文化共生などの活動に対して助成を行っています。

<参考資料>

(1) 国際課の沿革

1982年(昭和57年)12月	浜松国際交流協会設立
1991年(平成3年)6月	企画部内に国際交流室を新設
1991年(平成3年)10月	浜松国際交流協会を財団法人に改組(浜松市出捐金1億5千万円)
1992年(平成4年)4月	浜松市国際交流センターを浜松駅前のフォルテビル7階に開設
1992年(平成4年)7月	JETプログラム(外国青年招致事業)による国際交流員(CIR)を配置
1992年(平成4年)10月	自治省(現総務省)「国際交流のまち推進プロジェクト」実施市町村の指定を受け計画を策定
1994年(平成6年)11月	「世界に開かれたまち」自治大臣(現総務大臣)表彰を受賞
1995年(平成7年)6月	文化庁地域日本語教育事業モデル地域の指定を受け、実施計画を策定
1999年(平成11年)4月	国際交流室を国際室へ改称
2001年(平成13年)5月	外国人集住都市会議を設立し、第1回会議を浜松市で開催
2001年(平成13年)9月	浜松市世界都市化ビジョン策定
2001年(平成13年)10月	浜松国際シンポジウムを開催し、その一環として外国人集住都市公開首長会議を開催
2003年(平成15年)1月	都市・自治体連合(UCLG)の前身である国際地方自治体連合(IULA)に加盟
2003年(平成15年)4月	国際室を国際課へ改称
2005年(平成17年)1月	総務大臣表彰「地域づくり国際化部門」を受賞
2008年(平成20年)7月	浜松市国際交流センターを浜松市多文化共生センターへ改称
2010年(平成22年)1月	浜松市外国人学習支援センター開設
2010年(平成22年)10月	都市・自治体連合アジア太平洋支部(UCLG ASPAC)コンGRESS 2010 浜松を開催
2010年(平成22年)12月	財団法人 浜松国際交流協会が公益財団法人へ移行
2011年(平成23年)5月	外国人の子どもへの不就学ゼロ作戦事業開始
2012年(平成24年)10月	日韓欧多文化共生都市サミット2012 浜松を開催
2013年(平成25年)2月	浜松市多文化共生センター・浜松国際交流協会をクリエート浜松へ移転
2013年(平成25年)3月	浜松市多文化共生都市ビジョンを策定
2014年(平成26年)3月	浜松市国際戦略プランを策定
2014年(平成26年)6月	UCLG ASPAC 執行理事会 2014 浜松を開催
2015年(平成27年)3月	公益財団法人 浜松国際交流協会と「浜松市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定」締結
2015年(平成27年)12月	外国人集住都市会議はままつ 2015 を開催
2017年(平成29年)10月	インターカルチュラル・シティと多様性を生かしたまちづくり 2017 浜松を開催 インターカルチュラル・シティ(ICC)ネットワークに参加
2018年(平成30年)3月	第2次浜松市多文化共生都市ビジョン策定
2019年(平成31年)2月	第2次浜松市国際戦略プラン策定

(2) 海外諸都市等との交流・連携

①都市との交流・連携

【姉妹都市】

都市名	国・地域	締結年月日	備考
ロチェスター市	米国	2006/10/12	
キャマス市	米国	1981/9/29	細江町
シェヘリス市	米国	1990/10/22	引佐町
ポータービル市	米国	1981/10/2	三ヶ日町

【友好都市等】

1) 音楽分野

都市名	国・地域	締結年月日	備考
ワルシャワ市	ポーランド	1990/10/22	音楽文化友好交流都市

2) 観光分野

都市名	国・地域	締結年月日	備考
瀋陽市	中国	2010/8/28	友好交流都市
杭州市	中国	2012/4/6	友好都市
台北市	台湾	2013/7/31	観光交流都市

【覚書を締結している都市】

都市名	国・地域	締結年月日	備考
バンドン市	インドネシア	2014/12/19	創造都市・水道・環境衛生分野

【共同声明を発出している都市】

都市名	国・地域	締結年月日	備考
マナウス市	ブラジル	2008/6/20	産業交流
モジダスクルーゼス市	ブラジル	2006/6/26	人材交流

【確認書を取り交わしている都市】

都市名	国・地域	締結年月日	備考
ハノーバー市	ドイツ	2016/10/20	音楽文化交流

②各種機関との連携

・産業分野

国・機関名	国・地域	締結年月日	備考
ベトナム計画投資省	ベトナム	2014/12/15	経済交流
インドネシア投資調整庁	インドネシア	2014/12/18	経済交流
タイ投資委員会	タイ	2015/10/19	経済交流

・スポーツ分野

国・機関名	国・地域	締結年月日	備考
ブラジルオリンピック委員会 (COB)	ブラジル	2017/6/26	東京オリパラ大会事前合宿
ブラジルパラリンピック委員会 (CPB)	ブラジル	2018/7/26	東京オリパラ大会事前合宿

③国際的なネットワークへの加盟

団体名	加盟年	概要
都市・自治体連合 (UCLG)	2003年※	世界最大の自治体の連合組織。世界 136 の国と地域の 1000 以上の都市と 112 の自治体の全国組織が加盟。
健康都市連合 (AFHC)	2012年	都市に暮らす人々の健康増進と生活向上を目指すネットワーク。アジア太平洋地域を中心に 173 の都市・団体が加盟。
国連教育科学文化機関 (ユネスコ) 創造都市ネットワーク (音楽分野)	2014年	2004年に創設された、文学、映画、音楽、クラフト&フォークアート、デザイン、メディアアート、食文化の分野から、世界で特色ある都市を認定するネットワーク。世界で 7 都市目、アジアで初めて音楽分野で加盟。
インターカルチュラル・シティ (ICC) ・ネットワーク	2017年	欧州評議会の主導により 2008年に開始された文化的多様性をまちづくりに生かす取組を進める都市間ネットワーク。欧州を中心に世界 130 都市以上が参加し、浜松市はアジアの都市として初めて加盟。

※UCLG の前身である IULA への加盟年。(UCLG は 2004 年に他団体との統合により設立)

④その他

<音楽分野の交流>

団体名	国・地域	締結年月日	備考
プラハ国立劇場	チェコ	1995/10/17	劇場間の交流に関する覚書

<観光分野の交流>

団体名	国・地域	締結年月日	備考
南投県観光産業連盟協会	台湾	2016/8/18	浜名湖・日月潭の友好交流

(3) 外国人集住都市会議の開催経過

平成 13 年度	5 月 7 日、第 1 回会議を開催し、設立趣意を了承。その後、担当者会議を重ねるなかで、同年 10 月 19 日、浜松市において「外国人集住都市公開首長会議」を開催し、外国人住民との地域共生に向けた「浜松宣言及び提言」を採択。11 月 30 日には、総務省、法務省、外務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、社会保険庁の 5 省 2 庁に「浜松宣言及び提言」の申し入れを実施。
平成 14 年度	11 月 7 日に外国人集住都市首長及び関係省庁による「外国人集住都市東京会議」を開催し、「14 都市共同アピール」を採択
平成 15 年度	11 月 11 日に豊田市において「外国人集住都市会議シンポジウム in 豊田」を開催
平成 16 年度	10 月 29 日に豊田市において「外国人集住都市会議 in 豊田」を開催し、「豊田宣言」及び「部会報告」を採択
平成 17 年度	11 月 11 日に四日市市において「外国人集住都市会議四日市 2005」を開催
平成 18 年度	11 月 21 日に東京にて「外国人集住都市会議 東京 2006」を開催し、「よっかいち宣言」を採択
平成 19 年度	11 月 28 日に美濃加茂市において「外国人集住都市会議みのかも 2007」を開催、11 首長と総務省・法務省・文部科学省、国会議員や関係者約 600 人が参加
平成 20 年度	10 月 15 日に東京にて「外国人集住都市会議 東京 2008」を開催し、「みのかも宣言」を採択
平成 21 年度	11 月 26 日に太田市にて「外国人集住都市会議おおた 2009」を開催。景気後退による外国人の雇用や教育等の課題の一層の顕在化を踏まえ、外国人受け入れの基本方針の確立、外国人庁の設置、外国人の子どもの就学の義務化などを盛り込んだ緊急提言を国に提出
平成 22 年度	11 月 8 日に東京にて「外国人集住都市会議 東京 2010」を開催し、「おおた宣言」を採択。会員都市で発生した災害について連携して対応するため「災害時相互応援協定」を締結
平成 23 年度	11 月 8 日に飯田市にて「外国人集住都市会議いいだ 2011」を開催し、「いいだ 2011 メッセージ」を採択。「日系定住外国人施策に関する行動計画」についても検証を行い、緊急を要する課題について国に対して提言書を提出。
平成 24 年度	11 月 12 日に東京にて「外国人集住都市会議東京 2012」を開催し、「いいだ宣言」を採択。 「新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度」に関して検証を行い、緊急を要する課題について国に対して提言書を提出。内閣府との共催により、「定住外国人施策公開セミナー」を浜松市にて開催。

平成 25 年度	<p>10 月 29 日に長浜市にて「外国人集住都市会議ながはま 2013」を開催し、「ながはま 2013 メッセージ」を採択。「新たな在留管理制度及び外国人住民に係る住民基本台帳制度」等に関して国に提言。</p> <p>2 月 28 日には、「外国人労働者の受入れに関する意見書」を提出（法務省、自民党）。</p>
平成 26 年度	<p>11 月 10 日に東京にて「外国人集住都市会議東京 2014」を開催し、「ながはま宣言」を採択。会議の中で、浜松市長が、近年の社会状況の変化を踏まえ、参加都市について南米日系人を中心としたニューカマーが多い都市だけでなく、外国人が多く居住する都市の幅広い参加を得ながら、各都市の課題の解決と外国人の多様性をまちづくりに生かす議論の機会とする、新たな外国人集住都市会議の在り方について発表。</p> <p>※ 法務省 第 6 次出入国管理政策懇談会 浜松市長が、平成 25 年度、平成 26 年度に法務大臣の私的諮問機関である第 6 次出入国管理政策懇談会の委員を務め、外国人の受入方針を明確化するとともに、出入国管理政策と多文化共生政策を連動させることが必要であることなどについて発言。</p>
平成 27 年度	<p>12 月 17 日に浜松市にて「外国人集住都市会議はままつ 2015」を開催、「外国人住民に係る課題の解決に向けて」と「多様性を地域の力としていくために」をテーマとするセッションを行い、地域における取り組み事例が報告された。</p> <p>また、外国人材受入れの議論が深まり、必要な政策が展開されることを期待する一方で、受入れ後の社会統合に関する議論が必要なことや、受入れ後の諸施策を確実なものとするため、国において外国人政策を総合的に調整し、推進する司令塔の機能を有する組織の設置を求める「浜松宣言」を採択。</p> 
平成 28 年度	<p>1 月 31 日に豊橋市にて「外国人集住都市会議とよはし 2016」を開催、外国人材の受け入れが拡大する中、受け入れ側としての国民的な議論を進めるとともに、国において多文化共生に係る外国人政策を総合的に実施する外国人庁の設置を改めて求める「豊橋宣言」を採択</p>
平成 29 年度	<p>11 月 20 日に津市にて「外国人集住都市会議津会議 2017」を開催、外国人を積極的に雇用する環境を整えるとともに、生活や就労に必要な日本語学習機会を保障することを求める「津宣言」を採択</p>
平成 30 年度	<p>1 月 29 日に太田市にて「外国人集住都市会議おおた 2018」を開催、国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を取りまとめたが、地域社会の課題を考慮した中長期的な視点に立った外国人材の受入れ方針の明示やそのための法制度等の環境整備を求める「おおた宣言」を採択</p>

多文化共生の推進に関する研究会（第2回）浜松市資料

2019.12.25 浜松市企画調整部国際課

■浜松市－外国人住民の状況

1 外国人住民数の推移－各年3月末現在（人）

区 分	1990 (H2)	1998 (H10)	2008 (H20)	2015 (H27)	2019 (H31)
ブラジル	1,457	10,086	19,461	8,706	9,363
計	4,748	16,032	33,326	20,920	24,433

2 外国人住民数－2019.11末現在（人）

区 分	ブラジル	フィリ ピ ン	ベトナム	中 国	ペ ル ー	韓 国	イン ド ネ シ ア	その他	計
永 住 者	5,685	1,911	757	1,201	1,219	227	162	581	11,743
定 住 者	3,001	1,060	162	76	347	28	112	105	4,891
日本人の 配偶者等	602	356	44	170	38	66	32	171	1,479
永住者の 配偶者等	298	160	71	55	81	5	15	36	721
特 別 永 住 者	1	0	0	0	0	730	0	65	796
技能実習	0	407	1,126	401	0	0	535	226	2,695
留 学	0	16	359	136	0	34	52	264	861
家族滞在	20	15	155	184	0	14	34	248	670
そ の 他	31	102	462	347	5	75	105	641	1,768
計	9,638	4,027	3,136	2,570	1,690	1,179	1,047	2,337	25,624

■多文化共生に係る取組み

1 多文化共生センター運営事業

外国人市民の定住化に対応した様々な支援を実施するため、多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフの配置をはじめ、多言語による生活相談や情報提供のほか、地域における多文化共生の取組や多様性を生かしたまちづくりに関連した事業を実施

事業概要◇多言語による生活相談（ポルトガル語、英語、タガログ語、中国語、ベトナム語、スペイン語、インドネシア語）

◇ワンストップ相談コーナー（出入国在留管理局との連携による）

◇情報収集・提供（生活・行政手続・国際交流活動・多文化共生活動関連情報の収集と提供）

◇地域共生事業（自治会地域活動支援、地域共生自治会会議の開催）

◇多文化防災事業（災害時多言語支援センター体制整備、モデル地区防災訓練支援等）

◇人材育成事業（国際理解教育推進、国際経験豊かな人材を活用した学校・地域への研修講師派遣等）

◇多様性を生かしたまちづくり事業（多文化共生 MONTH、地域活性化セミナー等）

◇多文化共生活動支援事業（多文化共生講座、ネットワーク構築支援等）

2 外国人学習支援センター運営事業

外国人の子供から大人までを対象とした総合的な学習支援の拠点として、日本語教室の開催をはじめ、日本語ボランティア養成講座、多文化体験講座等の各種講座を市民協働により実施

※センター施設内に外国人学校（準学校法人）が所在

事業概要◇外国人市民を対象とした日本語教室

◇外国人市民に日本語を教えるボランティアを養成する講座

◇外国人市民・日本人市民が異文化にふれる多文化体験講座

◇日本人向け、外国人支援者を対象としたポルトガル語講座

◇日本語ボランティア等を対象とした地域日本語学習支援

◇外国にルーツを持つ青少年のキャリア支援事業

◇外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業

◇外国人学校への日本語教師派遣

3 地域共生推進事業

（1）外国人市民共生審議会の開催

地域社会の構成員である外国人市民が、市民生活を営む上での諸問題や日本人市民と外国人市民との共生の推進等について調査審議

（2）外国人市民カウンセリング事業

外国人市民を対象に、特にこころの悩みなどを中心に、夜間にポルトガル語による電話相談を実施／相談員育成・研修実施

（3）在住外国人向けホームページ管理運用業務

生活者としての外国人市民が求める情報を提供するため、英語、ポルトガル語、やさしい日本語、スペイン語、タガログ語、中国語、ベトナム語の7言語対応によるホームページを管理

運用

(4) 多文化共生推進協議会の開催

「多文化共生都市・浜松」の実現に向け、多文化共生に関わる各種団体・関係機関やコミュニティらの参画を得て、多文化共生のまちづくりをオール浜松体制により推進

(5) 浜松市多文化共生推進功労者表彰事業

多文化共生に積極的・先駆的・継続的に取り組む企業や団体、個人に対する表彰制度

(6) タブレット型情報端末を利用した多言語通訳支援事業

コミュニケーション不足の解消と迅速な行政手続き支援のため、多言語対応のタブレット型情報端末を活用し、窓口におけるサービスの向上を推進

4 外国人集住都市会議事業

外国人住民が多数居住する都市をもって構成される外国人集住都市会議への参画を通じ、外国人住民に係わる様々な課題の解決に取り組むとともに、外国人住民の多様性を都市の活性化につなげる施策等についての調査・研究を行うなかで提言などをまとめ国等に発信（※平成 13 年浜松市の提案により設立）

5 外国人学校支援事業

(1) 外国人学校教育事業費補助金

静岡県県の基準により各種学校として認可を受けた市内所在外国人学校に対し補助

(2) 外国人学校児童生徒教科書購入費補助金

市内の外国人学校に通う児童・生徒のうち、教科書を購入する学齢期の児童生徒の保護者に対し、1人あたり1万円を上限として教科書購入費用の1/3を補助

6 多文化共生のまち発信事業

全国最多のブラジル人が居住している本市の特徴を活かし、市民によるチーム及び全国からのサンバチームが参加するコンテストの開催を通じて、日本人市民と外国人市民の交流を促進するとともに、「多文化共生都市・浜松」を発信

7 定住外国人の子供の就学促進事業

外国人の子供の就学促進のため、関係機関と連携し、不就学等就学に課題を抱える外国人の子供の学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校等教育機関への就学につなげるために必要な支援を実施

8 参考—近年の取組

(1) 2019 年度

- ・指定都市市長会外国人材の受入・共生社会実現プロジェクト
※外国人との共生社会実現に資する施策事例集
- ・多文化共生センター相談窓口機能の拡充
- ・カナル・ハママツ HP—ベトナム語追加
※2004～「英語」「ポルトガル語」
2013～「タガログ語」「スペイン語」「中国語（繁体字）」追加
2010～「やさしい日本語」追加
- ・都市間連携国際サミット 2019 浜松

(2) 2018 年度

- ・第2次浜松市国際戦略プラン策定
- ・日本人市民及び外国人市民の意識実態調査
- ・多文化共生活動表彰
- ・「やさしい日本語」活用の手引き作成
- ・タブレット端末による多言語通訳事業

(3) 2017 年度

- ・第2次浜松市多文化共生都市ビジョン策定
- ・インターカルチュラルシティネットワーク加盟

■多文化共生に係る課題と今後の施策の方向性

1 課題

(1) 外国人市民の地域社会での活躍促進

異なる文化を持つ市民が孤立、あるいは隔離されていくことは、地域社会に望ましい結果をもたらさない。日本語や日本文化を習得する機会の提供、多言語による相談対応や生活・行政情報の提供などのコミュニケーション支援を行うとともに、相互交流機会の創出が必要。また、地域における生活上のトラブルを減らしていくため、必要なルールについての共通理解を深め、遵守を促していくことが大切。さらに、南米出身の外国人が増加し始めてから四半世紀が経過し、日本で生まれ育った第二・第三世代がこれからの地域社会の一員となることから、彼らの積極的な社会参画を促していくことも求められる。全ての市民が果たすべき義務を遂行し、得られるべき権利を享受することができ、外国人市民も社会の構成員としてまちづくりに主体的に参画できる環境整備を進めていく必要がある。

(2) 将来の浜松を担う次世代の育成・支援

人口減少・少子高齢化が進む中、持続可能な活力ある地域社会を維持していくためには、外国にルーツを持つ子供たちをこれからの浜松を担う重要な構成員と見据えていくことが大切。子供たちが自らの持つ力を十分に発揮し、地域社会を支える役割を担う人材となるよう育成・支援に取り組んでいく必要がある。さらに、グローバル化が進展する社会の中、日本人の子供に対する異なる文化を学び理解を深める国際感覚の涵養、そしてコミュニケーション能力向上のための語学力の育成も必要。

(3) 安全・安心して暮らせる社会づくり

2008年(平成20年)の世界金融危機から10年が経過したが、景気回復の実感が伴わない中、雇用環境をはじめ外国人の生活基盤は依然脆弱なまま。また、近年全国各地で相次ぐ地震や豪雨災害などの大規模災害への対策により、誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域づくりが必要。

<今後の課題>

- ・関係諸機関とのネットワークの強化・情報共有
- ・日本人市民の多文化共生に関する理解促進・意識醸成
- ・多文化共生に関連した地域における交流機会の創出
- ・日本人市民と外国人市民の相互理解・交流の促進
- ・外国人市民のまちづくりへの参画促進
- ・学齢期を過ぎた外国人青少年の社会参加促進
- ・外国人市民が多様な文化を発信できる機会の創出
- ・外国人市民の地域社会での活躍促進
- ・留学生等外国人の雇用促進
- ・世界の多文化共生都市との連携強化
- ・災害時多言語支援センターの体制整備
- ・各種発信ツールを活用した多言語情報の効果的な提供
- ・日本語学習支援体制の充実
- ・地域での相互理解を進める人材の育成と活用
- ・生活していく上で必要な相談対応・情報提供の充実

2 今後の施策の方向性

(1) 異なる文化を持つ市民がともに構築する地域づくり

多文化共生を推進していくためには、多様な文化的背景を持つ市民がお互いを認め合い、理解し合い、活発な対話や交流が行われ、ともに地域社会を築き上げる必要がある。このため、さまざまな主体によるオール浜松体制での多文化共生推進や共生に関する意識醸成、相互理解・交流の促進、外国人市民のまちづくりへの参画促進などの取組を進めていくことが大切。

また、日常生活のなかにおいても、お互いに顔の見える関係を築いていくなかで同じ地域社会の構成員として対等な関係を築いていくことが必要。

(2) 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域づくり

誰もが活躍できる魅力ある都市としての持続的な発展のためには、外国にルーツを持つ子供たちを含む、将来の浜松を担う次世代の育成・支援が重要。また、外国人市民が持つ多様な文化は、都市の活力の源泉となり得るもの。誰もが自らの持つ能力を発揮し、多様性を生かした文化の創造・発信、そして地域の活性化を目指す。さらに、このような多様性を生かす視点からの取組の推進にあたっては、国内外の多文化共生都市との連携強化・関係構築を図り、互いの知見やノウハウを共有していくことが必要。

(3) 誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域づくり

多くの外国人市民の生活基盤は未だ脆弱な状態にある。また、さまざまな解決すべき生活・地域課題も依然残っている。そのような課題に対する取組を着実に実施し、誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域をつくることが大切。一方、共生のためには、外国人市民も生活言語である日本語の習得に加え、社会保険料や税金の納付などの社会的な義務を確実に遂行していくとともに、地域社会の一員として基本的な生活ルールを身に付ける必要がある。権利の尊重と義務の遂行に基づき、地域での共生を進めるために必要となる具体的な支援を引き続き進めていく必要がある。

■組織体制（多文化共生推進体制）

多文化共生社会の実現のためには、市単独ではなく、関係機関や諸団体、市民の協力を得たオール浜松体制での取組の推進が必要。浜松市多文化共生推進協議会を通じた取組や、浜松国際交流協会を中核とした関連する市民団体・ボランティアとのネットワーク強化、多文化共生に関する優良事例の積み上げとその共有を図る。

1 多文化共生に携わる多様な関係機関等との連携促進

国、県の関係諸機関や市内の諸団体が協力・連携して多文化共生を推進していくため、浜松市多文化共生推進協議会を開催。また、外国人市民が地域生活を営む上での諸問題や共生の推進等について調査審議する浜松市外国人市民共生審議会を開催。

2 浜松国際交流協会を中核としたネットワーク強化

多文化共生に携わる NPO 等支援団体、ボランティア等として活動をしている市民、さらに産官学の連携を促進するため、本市における多文化共生の推進母体である（公財）浜松国際交流協会を中核としたネットワークの強化を図る。

3 多文化共生優良事例の共有

多文化共生社会づくりに積極的に取り組み、その業績が他の模範となるべき優れた先駆的・継続的な取組を行っている企業や団体、個人に対して、その功労をたたえるため、表彰する制度。さらに、そうした取組における多文化共生に関する成功事例を積み上げ、発信し、幅広く共有していくことで、多文化共生の進展に寄与していく。

【参考－市の多文化共生担当部署】

○浜松市国際課 12人

正規職員 6人 CIR 2人（英語圏）非常勤職員 4人（うちポルトガル語通訳 3人）

○事業所（運営を公益財団法人浜松国際交流協会へ委託）

✓ 浜松市多文化共生センター 15人

市派遣職員 1人 プロパー職員 4人（うちポルトガル語 1人） 非常勤職員 1人（ポルトガル語） 臨時職員 9人（うち多言語相談 5人 中国語 2人、タガログ語 1人、ベトナム語 1人、スペイン語 1人）

※以上公益財団法人浜松国際交流協会職員

✓ 浜松市外国人学習支援センター 9人

プロパー職員 4人（うちポルトガル語 1人） 非常勤職員 3人 臨時職員 2人

※以上公益財団法人浜松国際交流協会職員

「多文化共生の推進に関する研究会」用資料

外国人が理解に苦勞する日本の制度など

2019年12月25日
カブレホス セサル

- 氏名 : Cabrejos Cesar (カブレホス セサル)
- 国籍 : ペルー (日系)
- 職業 : 通訳者
- 母語 : スペイン語
- 話せる言語 : 日本語、ポルトガル語
- 在日暦 : 30年 (1990年来日)
- 所属 : ランゲージワン株式会社
- 通訳経験 : 29年

外国人が主に接触する担当課とキーワード *LanguageOne*

市民課： 転入届、住民票、保険、印鑑、
妊娠届、出生届出書、母子手帳

国保、年金課： 国民年金、厚生年金、
国民健康保険、高額療養制度

教育委員会： 学区、入学、給食

その他： マイナンバー（個人番号）、保育園、
外国人登録証（在留カード）

- 日本では健康保険の加入及び年金の支払が義務である。
- 中南米の日系人は「義務」に違和感を感じる。中南米では殆ど任意である。

- 日本では小学校、中学校は義務である。
※外国人児童の場合は義務ではない。
- 日本に比べて、中南米の公立学校が少なく、私立学校が多い。
※小中学校の比較。
- 貧富の差がある国（地域）では、家庭を支えるために義務教育の年齢から働く場合がある。

- 来日した外国人児童が日本語が不自由のために、自治体によっては日本語を学ぶ期間を考慮して1学年を下げて入学される傾向がある。

例：母国で小学校卒業直後に来日した児童が再度小学校に入学させられる。

※児童への精神的な負担が発生するため、考慮するべきと考える

- 日本で出産される際に出産一時金として、一児につき42万円が支給される。
- 外国（中南米）に出産一時金がない、または少ないため、日本の当制度については良く知られていない。

※外国人コミュニティの中で出産一時金は出産の費用を全て自治体が払ってくれるという間違った噂もある。

※出産の際にかかる診療費に健康保険が使えないことが当事者になるまで知られてないケースが多い。

多文化共生の推進に関する研究会

日時：令和元年12月25日（水）

13:30～16:00

発表者：山浦 育子

自己紹介

氏名: 山浦 育子

出身国: 中国

在日歴: 29年(1990年来日)

所属: 荒川区文化交流推進課都市交流係

経歴: 多文化共生マネージャー16期

NPO多文化共生マネージャー全国協議会 理事

相談通訳専門家(中国語)

話の内容①

日本での生活において、行政サービスの面で不便を感じたことは、具体的にどのようなことがあるか。

➤ 特になし

強いて言えば、専門用語の説明、たまに言葉の壁を感じる。

➤ 同じ説明を繰り返される

本当はもっと聞きたいのだが、面倒になって、ついつい「分かりました」と言ってしまうことがある。

話の内容②

地域またはSNSなどにおいて、外国人のコミュニティなどはあるか。
その際、外国人同士がサポートし合う仕組みなどはあるか。

➤ 地域にコミュニティがある

台風など災害が来る前に、自らSNSを発信している。

➤ 地域の担い手とのつながり、普段から顔の見える関係づくり、情報提供など

➤ 外国人同士のサポート

同じ国のコミュニティがあり、違う国同士のサポートはまだない。

話の内容③

外国人の目から見て、特に地方公共団体における多文化共生施策の課題はどのようなものがあるか。

➤ 知ってもらう、使ってもらうことが大事

➤ 行政・協会→NPO・NGO→ボランティア→外国人

外国人がいきなり行政との連携と言われてもハードルが高い。

まずは身近な日本人(会社同僚、ママ友など)から情報を得る。

➤ 外国人も支援者側になってもらう



第2回研究会討議資料

令和元年12月25日
自治行政局国際室

【目次(主なもの)】

・地域における多文化共生推進の必要性・意義について	2
参考：第1回研究会で指摘のあったデータ作成	11

地域における多文化共生推進の必要性・意義について（論点整理）

○地域における多文化共生推進の必要性、意義

- ・ 多文化共生施策を取り巻く状況の変化を踏まえ、新たな視点の追加や現状に合わせた内容の更新等を図る必要がある点はあるか。
(第1回研究会 資料3抜粋)

論点1

地域において多文化共生施策を推進する必要性に関し、地方公共団体間で共通の認識を持つため、本施策に取り組むに至った下記のような経緯と今後の展望についても総務省が示すプランに記載する必要があるのではないか。

- ①在留外国人の大幅な増加
- ②新たな在留資格の創設
- ③国における「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の概要 等

論点2

地方公共団体が多文化共生の指針・計画等の策定・見直しに積極的に取り組むため、多文化共生施策の目的をより明確に整理してはどうか。

例えば、外国人労働力の確保による地域の活性化といった考え方を位置づけることが考えられるのではないか。

「地域における多文化共生推進プラン」における多文化共生の意義（抜粋）

1. 地域における多文化共生の意義

地域における多文化共生の意義を例示すれば次のようなものがあるが、指針・計画(以下、「指針等」という。)においては、各地域における多文化共生施策の経緯及び現状を整理し、課題及び将来の方向性を含め、各地域における多文化共生の意義を明確にすること。

(1) 外国人住民の受入れ主体としての地域

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。

(2) 外国人住民の人権保障

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。

(3) 地域の活性化

世界に開かれた地域社会づくりを推進することによって、地域社会の活性化がもたらされ、地域産業・経済の振興につながるものであること。

(4) 住民の異文化理解力の向上

多文化共生のまちづくりを進めることで、地域住民の異文化理解力の向上や異文化コミュニケーション力に秀でた若い世代の育成を図ることが可能となること。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

※平成18年「多文化共生の推進に関する研究会報告書」においては、「地域における多文化共生」を「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」と定義。

(参考1-1) 多文化共生の意義について指針等で位置づけている例

○ふじのくに多文化共生推進基本計画(静岡県・平成30年3月改訂)(抜粋)

P4～P8の下線部分は計画策定の経緯や目的等を記述している部分

I 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本県は、2008(平成20)年12月に制定した「静岡県多文化共生推進基本条例」に基づき、多文化共生施策を総合的かつ計画的に実施するため、2011(平成23)年3月、「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

この計画期間は2017(平成29)年度までであることから、社会経済情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえて、今後4年間の多文化共生社会の実現に向けた本県の取組を推進するため、新たな「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しました。

III 計画の基本的な考え方

1 多文化共生推進の必要性

本県の人口は2007(平成19)年をピークに減少を続け、2060年には239万人になると推計されています。また、少子高齢化の進行は、労働力人口の減少とともに、防災・防犯の体制を含めたコミュニティ機能の低下を招くことも懸念されます。

一方、外国人県民の数は、2015(平成27)年から再び増加傾向にあり、定住化も進んでいることから、「外国人県民」=生活者や地域住民という視点で、外国人県民も地域社会の構成員として社会参画を促す仕組みを構築し、国籍や文化の違いを超えた、誰にとっても暮らしやすい「多文化共生の地域づくり」を進める必要性が増加しています。

今後、外国人県民も高齢化が進む中、地域の活力を維持するためには、外国人県民も含めたすべての人が能力を最大限に発揮できるような社会づくりが必要であり、地域において多文化共生を推進する必要性は一層高まることが予想されます。

静岡県では、「富国有徳の『美しい“ふじのくに”』づくり～静岡県をDreams come true in Japanの拠点に～」を基本理念として掲げた静岡県総合計画を2018(平成30)年3月に策定しました。

外国から来られた方も日本人も、努力すれば夢がかない、幸せを実感できる地域を目指し、静岡県多文化共生推進基本条例にある「県内に居住する外国人及び日本人が、相互の理解及び協調の下に、安心して、かつ、快適に暮らす」ことに加えて、社会の担い手として「能力を発揮することができる」多文化共生の地域づくりを進めていきます。

(参考1-2) 多文化共生の意義について指針等で位置づけている例

2 多文化共生推進の意義

□ 県民の人権意識の高揚(差別の撤廃)

多文化共生の地域づくりの推進は、「日本国憲法」、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」などで保障された外国人の人権尊重の趣旨に合致します。

国籍や民族などの違いに関わらず、すべての県民の人権が平等に尊重され、擁護されることが、平和で幸福な社会をつくる礎となります。

□ 安心な地域づくり

外国人県民に日本の法令や社会慣習などの理解と遵守を促し様々な情報提供を行うことにより、交通事故や犯罪などの被害に遭わないようにします。また、災害時には外国人県民も支援者としての役割を担うことにより、誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進につながります。

□ グローバル人材の育成

多文化共生の推進により、子どもを含む地域住民の国際感覚や異文化を理解する能力が向上します。また、外国人県民の子どもの不就学を防ぐ取組や、日本語学習支援により、将来自立したグローバル人材の育成につながります。

□ 地域社会の活性化

海外から有用な人材が集い、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を補うとともに地域に定着することで、地域社会の活性化が図られ、地域経済・地域産業の振興につながっていきます。

□ 誰もが理解しあえる地域づくり

多文化共生の地域づくりの推進により、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことが可能となります。年齢、性別、障害の有無に関わらず、すべての人に利用しやすく、すべての人に配慮した暮らしやすい地域づくりの推進につながります。

3 静岡県が目指す多文化共生社会(計画の目標)

【計画の基本目標】

静岡県内に居住する外国人及び日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を目指す。

【基本方向】

基本方向1 誰もが理解しあい安心して暮らせる地域づくり

基本方向2 誰もが快適に暮らせる地域づくり

基本方向3 誰もが活躍できる地域づくり

(参考2) 多文化共生施策の経緯等を盛り込んでいる例

○群馬県多文化共生推進指針(平成30年3月改訂)(抜粋)

1 指針改定の趣旨

社会・経済のグローバル化、少子高齢化に伴う人口減少社会の進展等、私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)が1989年(平成元年)に改正、1990年(平成2年)に施行され、活動内容に制限のない在留資格「定住者」等で来日する南米日系人が増加しました。同年末に12,603人だった本県の外国人人口は、2017年(平成29年)末には53,510人に達し、過去最多を更新しています。外国人住民2の多くは製造業等に従事し、県内産業の担い手として地域経済を支え、地域社会に貢献してきました。

2009年(平成21年)に入管法などの一部改正法が成立し、2012年(平成24年)7月には新たな在留管理制度に移行、外国人登録法は廃止されました。併せて、住民基本台帳法の一部改正法も成立したことにより、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳制度の適用対象となり、「生活者」としての外国人住民に対する施策は新たな段階に入りました。

現在、国において、技能実習生や留学生の受入れ拡大が進められている中、言語、習慣、文化が異なる外国人住民の滞在の長期化や定住化、永住化が進行すると考えられます。

県では、国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」社会の形成による豊かな地域づくりを目指すため、2007年(平成19年)に「群馬県多文化共生推進指針」を策定しました。その後、リーマンショックや東日本大震災等の影響により外国人住民数が減少に転じる一方で、さらに定住化が進んだことなどを踏まえ、2012年(平成24年)に指針の改定を行いました。

その後、外国人住民との関わりについて積極的な日本人の割合や、外国人住民の増加について肯定的に考える日本人の割合が増える中、外国人住民数が再び増加傾向にあることや、国籍構成の変化、外国人児童生徒数の増加等、外国人住民を取り巻く環境に変化が生じ、新たな課題に対応する必要があるため、今般、再び改定することとしました。

5 基本目標

外国人住民が持つ多様性を活かし、誰もが参加・協働し安心して暮らせる、活力ある社会の実現

6 施策目標

施策目標1 外国人が安心して暮らせるための幅広いサポートの提供

施策目標2 多様性を活かし、外国人が活躍できる環境づくり

施策目標3 多様性を尊重し、日本人と外国人がともに支え合うための意識の醸成

(参考3) 多文化共生施策の経緯等を盛り込んでいる例

○第2次浜松市多文化共生都市ビジョン(平成30年3月改訂)(抜粋)

第1章 第2次ビジョンの策定にあたって

1 第2次ビジョン策定の趣旨

浜松市では、2012年度(平成24年度)に多文化共生施策の指針となる「浜松市多文化共生都市ビジョン」(以下、「旧ビジョン」という。)を策定し、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して、さまざまな施策に取り組んできました。

旧ビジョンの計画期間であるこの5年間において、我が国の在留外国人数は着実に増加し、2017年(平成29年)6月末時点で247万人を超え、過去最高を更新しており、外国人労働者数も108万人を超えている状況です。本市においても、2008年(平成20年)のリーマンショック以降、大幅に減少した外国人市民の数は、ここ数年で漸増傾向に転じています。この背景には、社会経済のグローバル化の進展とともに、少子高齢化や人口減少による労働人口の減少が大きく影響しているものと考えられます。

このような中、2015年(平成27年)9月に公表された国の「第5次出入国管理基本計画」の基本方針では、「我が国経済社会に活力をもたらす外国人を積極的に受入れ、受入れた外国人との共生社会の実現に貢献していく」としています。また、2016年(平成28年)11月の「出入国管理及び難民認定法」の改正による新たな在留資格の創設や、技能実習制度の拡充が進められるとともに、国家戦略特区においても外国人材の活用の議論が活発化しているところです。

旧ビジョンでは、「多様性を生かしたまちづくり」を重点施策に位置づけ、これまでの外国人市民の支援を中心とした取組にとどまらず、外国人市民によってもたらされる文化的多様性を都市の活力として、新たな文化の創造・発信や地域の活性化を目指してきました。こうした考え方は欧州諸都市における「インターカルチュラル・シティ・プログラム」と軌を一にするものであり、外国人市民をまちづくりの重要なパートナーと捉え、誰もが活躍できる地域づくりを進めることは、今後の多文化共生の重要なテーマとなります。

こうした状況を踏まえ、本市のこれまでの取組を継承発展させるとともに、社会経済環境の変化に的確に対応するなかで、引き続き、浜松型の多文化共生社会の実現を目指して「第2次浜松市多文化共生都市ビジョン」を策定します。

第3章 多文化共生都市の実現に向けて

1 第2次ビジョンが目指す将来像

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市

第4章 推進施策

施策体系	目指すべき方向性	異なる文化を持つ市民がともに構築する地域 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域 誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域
------	----------	---

(参考4) 多文化共生施策の経緯等を盛り込んでいる例

○第2次安芸高田市多文化共生推進プラン(平成30年3月改訂)(抜粋)

はじめに

プランの理念は、「多様な市民による持続可能なまちづくり」です。

この背景には、多文化共生の推進が、外国人を含む多様な人材を市内に受け入れ、迎える多文化共生の地域をつくることこそが地域の衰退を阻止し、持続可能なまちづくりに寄与するという考えがあります。

理念達成のため二つの「基本目標」をつくりました。ひとつは、従来の外国人支援の取り組みを進めるとともに、外国人市民が、支えられる側から支える側に立ち、地域の発展を支援し、活躍する活動の場をつくるという「誰もが安心・安全に暮らし、活躍できる地域づくり」です。

もうひとつは、各種施策をつうじ本市の魅力の市外への情報発信を積極的に行い、アピールすることで、移住・定住を促進する「誰もが移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」です。

2013(平成25)年3月に策定した「安芸高田市多文化共生推進プラン」から5年が経過しました。このプランは、「外国人市民と日本人市民が互いの違いを認め合い、支え合うまちづくり」を基本理念として、お互いが理解と交流をすすめ、さまざまな文化とことばを学び、健康で文化的な生活ができるようになることを目標に、2017(平成29)年度までの5年間の事業計画を示したものでした。

これらの目標に沿って人権多文化共生推進課を設置し日本語学習支援等、多くの施策が事業化されました。しかし、提案から5年が経過し、本市では、当時から課題であった、少子高齢化、人口減少に伴う農業、福祉、工業分野の就労人口減少や地域の衰退などの課題がより深刻化してきました。これらの課題は、短期間で解決するものでなく、その解決に資するひとつの政策が、「多文化共生」です。この「多文化共生」の視点を持つことは、多様性を重んじ人権尊重にも繋がります。この視点は、外国人だけでなく、男性・女性、若者・高齢者、障害者、価値観や文化的背景の違う者同士など幅広くとらえることができます。ひとり一人の人間として、

互いを尊重し理解し、互いの人権を守ろうとすることであり、まちづくりの基礎となるものです。

本市は、既に10年前から市を維持する仕組みとして、独自の施策で「多文化共生」を推進してきました。改めて国連の動きを見ますと、「世界の貧困をなくすこと」「持続可能な世界を実現すること」を目指しSDGs=「持続可能な開発目標」が掲げられました。これを受けて政府は、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない経済、社会、環境の総合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げています。これらの動き、内容を見ると、本市が取り組んでいる「多文化共生」の理念や目標は、世界的な流れに沿った考え方であり、先駆的取り組みであることを、改めて確認できました。その意味において、これからの取組は、グローバルな視点を持つことが大切です。このことを踏まえ、国連で定めた「持続可能な開発目標」と、政府の実施指針に連動し、第2次プランの各種施策をSDGsの関連目標に位置付けました。

今後、5年間において本市が抱える課題解決に向けて、これまでの事業を継続し「安心」「安全」なまちづくりを行うとともに、次のステップとして、「移住・定住したくなる魅力的な地域づくり」のために、各種施策に掲げた事業を着実に進めます。

多様性社会を実現することが、持続可能なまちづくりにつながることを信じて、市民と行政が一丸となり、多文化共生の推進に努める必要があります。それは、本市が提唱する「人がつながる田園都市・安芸高田」や「住民と行政の協働によるまちづくり」という理念と合致する取り組みとも言えます。

(参考5-1) 「地域における多文化共生推進プラン」における多文化共生の意義に関する規定等 (抜粋)

(1) 外国人住民の受入れ主体としての地域

入国した外国人の地域社会への受入れ主体として、行政サービスを提供する役割を担うのは主として地方公共団体であり、多文化共生施策の担い手として果たす役割は大きいこと。 (総務省プラン抜粋)

○地方自治法(昭和22年法律第67号) 抄

第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

2 国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本として、地方公共団体との間で適切に役割を分担するとともに、地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。

(2) 外国人住民の人権保障

地方公共団体が多文化共生施策を推進することは、「国際人権規約」、「人種差別撤廃条約」等における外国人の人権尊重の趣旨に合致すること。 (総務省プラン抜粋)

「国際人権規約(1976年発効、1979年批准)」について(外務省HP抜粋)

国際人権規約は、世界人権宣言の内容(※)を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものです。社会権規約と自由権規約は、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効しました。日本は1979年に批准しました。なお、社会権規約を国際人権A規約、自由権規約を国際人権B規約と呼ぶこともあります。

※世界人権宣言:人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。(外務省HP)

「人種差別撤廃条約(1969年発効、1995年加入)」について(外務省HP抜粋)

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。1965年の第20回国連総会において採択され、1969年に発効しました。日本は1995年に加入しました。

(参考5-2) 「地域における多文化共生推進プラン」における多文化共生の意義に関する規定等(抜粋)

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような地域づくりの推進は、ユニバーサルデザインの視点からのまちづくりを推進するものであること。

(総務省プラン抜粋)

○ユニバーサルデザイン2020 行動計画(平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020 関係閣僚会議決定)より引用

I 基本的な考え方

2. ユニバーサルデザイン2020 行動計画

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」⁴をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。また、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザイン^{*}の街づくりを強力に推進していく必要がある。

※ 「ユニバーサルデザイン」は、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

→ 障害者基本計画(平成14年12月閣議決定)において同様の定義(国際室注記)

○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成30年法律第100号) 抄

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ユニバーサル社会 障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会をいう。

二 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他その身体の状態に応じて日常生活又は社会生活上配慮を要する者をいう。

三 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策 全ての障害者、高齢者等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、障害者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されるようにするために、ユニバーサル社会の実現に関する国際的動向を踏まえ、次に掲げる事項を達成することを目指して行われる諸施策をいう。

都道府県別外国人人口の状況（平成18年（2006年）と平成31年（2019年）の比較）

- 2006年は外国人が増加傾向にあったが、その後リーマンショックの影響等で2008年から2011年における在留外国人が減少したことから、2006年と2014年で外国人の総数には大きな差はない。
- 一方で、都道府県別で見ると、2006年と2019年を比較すると、外国人人口が減少している団体もあるなど、2014年と2019年の比較とは異なる傾向が見られる。

※全人口は住民基本台帳、外国人人口(2006)は登録外国人統計のうち、「中长期在留者」に該当し得る在留資格の者及び「特別永住者」の数、外国人人口(2019)は在留外国人統計に基づくもの。

(単位:人)

都道府県	2006年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,653,027	19,386	0.3%	5,304,413	37,906	0.7%	18,520	96%
青森県	1,472,631	4,704	0.3%	1,292,709	6,076	0.5%	1,372	29%
岩手県	1,397,139	6,553	0.5%	1,250,142	7,591	0.6%	1,038	16%
宮城県	2,351,898	15,704	0.7%	2,303,098	22,408	1.0%	6,704	43%
秋田県	1,166,634	4,423	0.4%	1,000,223	4,230	0.4%	-193	-4%
山形県	1,220,865	7,373	0.6%	1,095,383	7,618	0.7%	245	3%
福島県	2,110,337	12,242	0.6%	1,901,053	14,886	0.8%	2,644	22%
茨城県	2,992,660	46,699	1.6%	2,936,184	67,986	2.3%	21,287	46%
栃木県	2,010,710	30,029	1.5%	1,976,121	42,791	2.2%	12,762	42%
群馬県	2,022,460	41,669	2.1%	1,981,202	60,168	3.0%	18,499	44%
埼玉県	7,002,824	100,986	1.4%	7,377,288	189,043	2.6%	88,057	87%
千葉県	6,023,696	90,854	1.5%	6,311,190	162,588	2.6%	71,734	79%
東京都	12,183,509	342,659	2.8%	13,740,732	581,446	4.2%	238,787	70%
神奈川県	8,652,841	144,527	1.7%	9,189,521	228,029	2.5%	83,502	58%
新潟県	2,449,888	13,586	0.6%	2,259,309	17,675	0.8%	4,089	30%
富山県	1,117,688	14,551	1.3%	1,063,293	19,362	1.8%	4,811	33%
石川県	1,173,849	10,489	0.9%	1,145,948	16,024	1.4%	5,535	53%
福井県	823,652	13,942	1.7%	786,503	15,142	1.9%	1,200	9%
山梨県	881,966	16,116	1.8%	832,769	16,507	2.0%	391	2%
長野県	2,196,828	41,157	1.9%	2,101,891	37,845	1.8%	-3,312	-8%
岐阜県	2,109,006	53,359	2.5%	2,044,114	57,606	2.8%	4,247	8%
静岡県	3,776,552	94,586	2.5%	3,726,537	96,654	2.6%	2,068	2%
愛知県	7,072,191	199,960	2.8%	7,565,309	272,855	3.6%	72,895	36%
三重県	1,859,896	47,523	2.6%	1,824,637	54,254	3.0%	6,731	14%
滋賀県	1,360,552	29,661	2.2%	1,420,080	32,441	2.3%	2,780	9%
京都府	2,567,874	53,530	2.1%	2,555,068	62,603	2.5%	9,073	17%
大阪府	8,659,435	208,613	2.4%	8,848,998	247,184	2.8%	38,571	18%
兵庫県	5,577,609	101,041	1.8%	5,570,618	112,722	2.0%	11,681	12%
奈良県	1,435,622	11,383	0.8%	1,362,781	13,155	1.0%	1,772	16%
和歌山県	1,068,415	6,445	0.6%	964,598	6,868	0.7%	423	7%
鳥取県	613,601	4,824	0.8%	566,052	4,739	0.8%	-85	-2%
島根県	749,700	6,029	0.8%	686,126	9,649	1.4%	3,620	60%
岡山県	1,957,964	21,134	1.1%	1,911,722	29,182	1.5%	8,048	38%
広島県	2,872,530	38,539	1.3%	2,838,632	54,419	1.9%	15,880	41%
山口県	1,506,771	15,047	1.0%	1,383,079	17,425	1.3%	2,378	16%
徳島県	820,476	5,278	0.6%	750,519	6,232	0.8%	954	18%
香川県	1,029,007	8,057	0.8%	987,336	13,385	1.4%	5,328	66%
愛媛県	1,494,170	9,243	0.6%	1,381,761	12,459	0.9%	3,216	35%
高知県	805,621	3,546	0.4%	717,480	4,746	0.7%	1,200	34%
福岡県	5,023,093	46,609	0.9%	5,131,305	79,129	1.5%	32,520	70%
佐賀県	875,659	4,274	0.5%	828,781	6,732	0.8%	2,458	58%
長崎県	1,506,100	7,257	0.5%	1,365,391	10,489	0.8%	3,232	45%
熊本県	1,862,710	8,768	0.5%	1,780,079	16,592	0.9%	7,824	89%
大分県	1,225,364	9,215	0.8%	1,160,218	13,379	1.2%	4,164	45%
宮崎県	1,176,159	4,280	0.4%	1,103,755	7,162	0.6%	2,882	67%
鹿児島県	1,771,591	5,591	0.3%	1,643,437	11,453	0.7%	5,862	105%
沖縄県	1,375,760	8,423	0.6%	1,476,178	19,360	1.3%	10,937	130%
全国合計	127,058,530	1,989,864	1.6%	127,443,563	2,828,195	2.2%	17,837	42%

※全国平均を超える増加数及び増加率を黄色で着色（なお、増加数及び増加率の全国合計欄の数値は全国平均値。）

都道府県別外国人人口の状況（平成26年（2014年）と平成31年（2019年）の比較）

○人口規模に関わらず、全ての都道府県で外国人人口は増加している。

○我が国全体として外国人人口は33%増加し、外国人割合も1.6%から2.1%に高まっている。

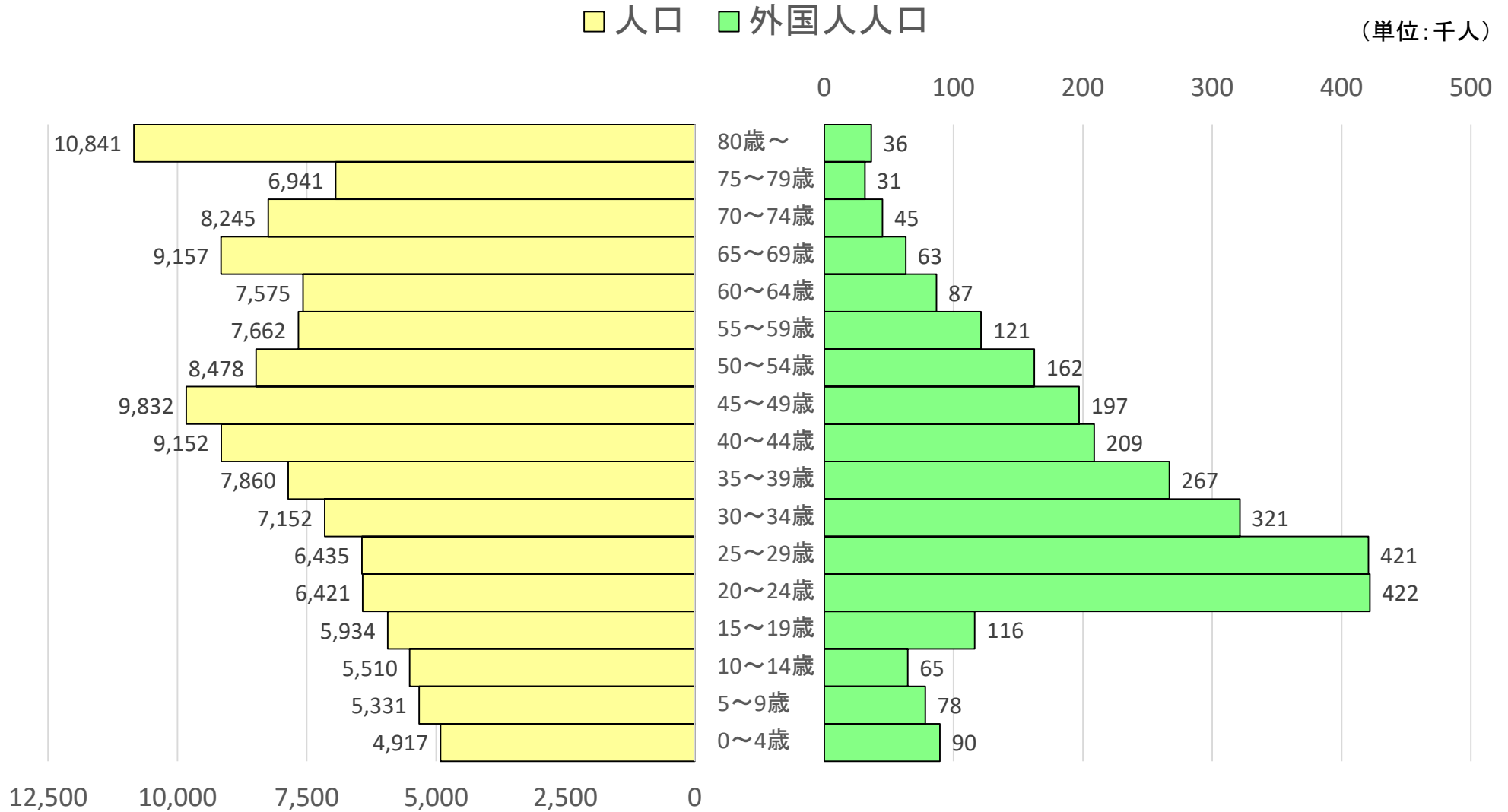
※住民基本台帳に基づく人口を使用

(単位:人)

都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)	都道府県	2014年			2019年			増加数 (B-A)	増加率 (B/A-1)
	全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合				全人口	外国人人口 (A)	割合	全人口	外国人人口 (B)	割合		
北海道	5,463,045	21,966	0.4%	5,304,413	36,061	0.7%	14,095	64%	滋賀県	1,421,779	23,824	1.7%	1,420,080	29,274	2.1%	5,450	23%
青森県	1,367,858	3,895	0.3%	1,292,709	5,680	0.4%	1,785	46%	京都府	2,585,904	51,337	2.0%	2,555,068	60,145	2.4%	8,808	17%
岩手県	1,311,367	5,377	0.4%	1,250,142	7,130	0.6%	1,753	33%	大阪府	8,878,694	200,180	2.3%	8,848,998	235,977	2.7%	35,797	18%
宮城県	2,329,439	14,930	0.6%	2,303,098	21,183	0.9%	6,253	42%	兵庫県	5,655,361	94,983	1.7%	5,570,618	108,302	1.9%	13,319	14%
秋田県	1,070,226	3,688	0.3%	1,000,223	3,931	0.4%	243	7%	奈良県	1,403,034	10,841	0.8%	1,362,781	12,516	0.9%	1,675	15%
山形県	1,151,318	6,030	0.5%	1,095,383	7,258	0.7%	1,228	20%	和歌山県	1,012,236	5,781	0.6%	964,598	6,543	0.7%	762	13%
福島県	1,976,096	9,502	0.5%	1,901,053	14,047	0.7%	4,545	48%	鳥取県	587,067	3,793	0.6%	566,052	4,607	0.8%	814	21%
茨城県	2,993,638	49,574	1.7%	2,936,184	65,001	2.2%	15,427	31%	島根県	711,364	5,300	0.7%	686,126	8,875	1.3%	3,575	67%
栃木県	2,010,272	29,858	1.5%	1,976,121	40,658	2.1%	10,800	36%	岡山県	1,945,208	20,666	1.1%	1,911,722	27,796	1.5%	7,130	35%
群馬県	2,019,687	40,593	2.0%	1,981,202	56,597	2.9%	16,004	39%	広島県	2,876,300	37,777	1.3%	2,838,632	51,546	1.8%	13,769	36%
埼玉県	7,288,848	120,232	1.6%	7,377,288	177,095	2.4%	56,863	47%	山口県	1,443,146	13,178	0.9%	1,383,079	16,257	1.2%	3,079	23%
千葉県	6,247,860	106,357	1.7%	6,311,190	153,505	2.4%	47,148	44%	徳島県	782,342	4,888	0.6%	750,519	5,998	0.8%	1,110	23%
東京都	13,202,037	394,410	3.0%	13,740,732	551,683	4.0%	157,273	40%	香川県	1,010,028	8,361	0.8%	987,336	12,467	1.3%	4,106	49%
神奈川県	9,100,606	160,605	1.8%	9,189,521	212,567	2.3%	51,962	32%	愛媛県	1,436,527	8,661	0.6%	1,381,761	11,908	0.9%	3,247	37%
新潟県	2,354,872	12,965	0.6%	2,259,309	16,792	0.7%	3,827	30%	高知県	754,275	3,348	0.4%	717,480	4,474	0.6%	1,126	34%
富山県	1,091,612	12,920	1.2%	1,063,293	18,262	1.7%	5,342	41%	福岡県	5,118,813	55,272	1.1%	5,131,305	76,127	1.5%	20,855	38%
石川県	1,163,380	10,431	0.9%	1,145,948	15,211	1.3%	4,780	46%	佐賀県	852,285	4,245	0.5%	828,781	6,338	0.8%	2,093	49%
福井県	808,229	11,163	1.4%	786,503	14,656	1.9%	3,493	31%	長崎県	1,424,533	7,683	0.5%	1,365,391	10,168	0.7%	2,485	32%
山梨県	861,615	13,323	1.5%	832,769	15,704	1.9%	2,381	18%	熊本県	1,825,686	9,410	0.5%	1,780,079	15,311	0.9%	5,901	63%
長野県	2,160,814	29,929	1.4%	2,101,891	35,478	1.7%	5,549	19%	大分県	1,197,854	9,699	0.8%	1,160,218	12,770	1.1%	3,071	32%
岐阜県	2,098,176	43,474	2.1%	2,044,114	53,516	2.6%	10,042	23%	宮崎県	1,142,486	4,173	0.4%	1,103,755	6,462	0.6%	2,289	55%
静岡県	3,803,481	71,561	1.9%	3,726,537	89,341	2.4%	17,780	25%	鹿児島県	1,702,791	6,362	0.4%	1,643,437	10,339	0.6%	3,977	63%
愛知県	7,478,606	189,664	2.5%	7,565,309	253,508	3.4%	63,844	34%	沖縄県	1,448,358	9,886	0.7%	1,476,178	17,492	1.2%	7,606	77%
三重県	1,868,860	41,284	2.2%	1,824,637	50,643	2.8%	9,359	23%	全国合計	128,438,013	2,003,379	1.6%	127,443,563	2,667,199	2.1%	14,123	33%

※全国平均を超える増加数及び増加率を黄色で着色(なお、増加数及び増加率の全国合計欄の数値は全国の前平均値。)

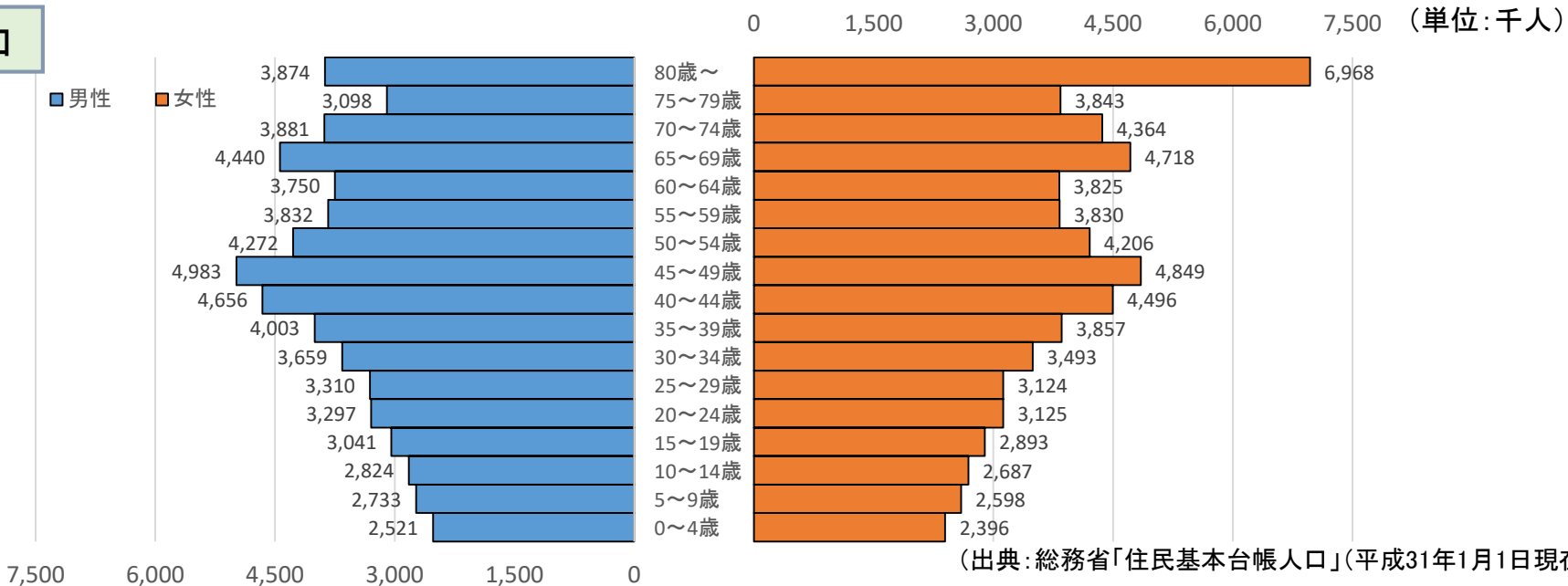
平成30年度（2018年度）における日本の人口及び外国人人口の年齢別比較



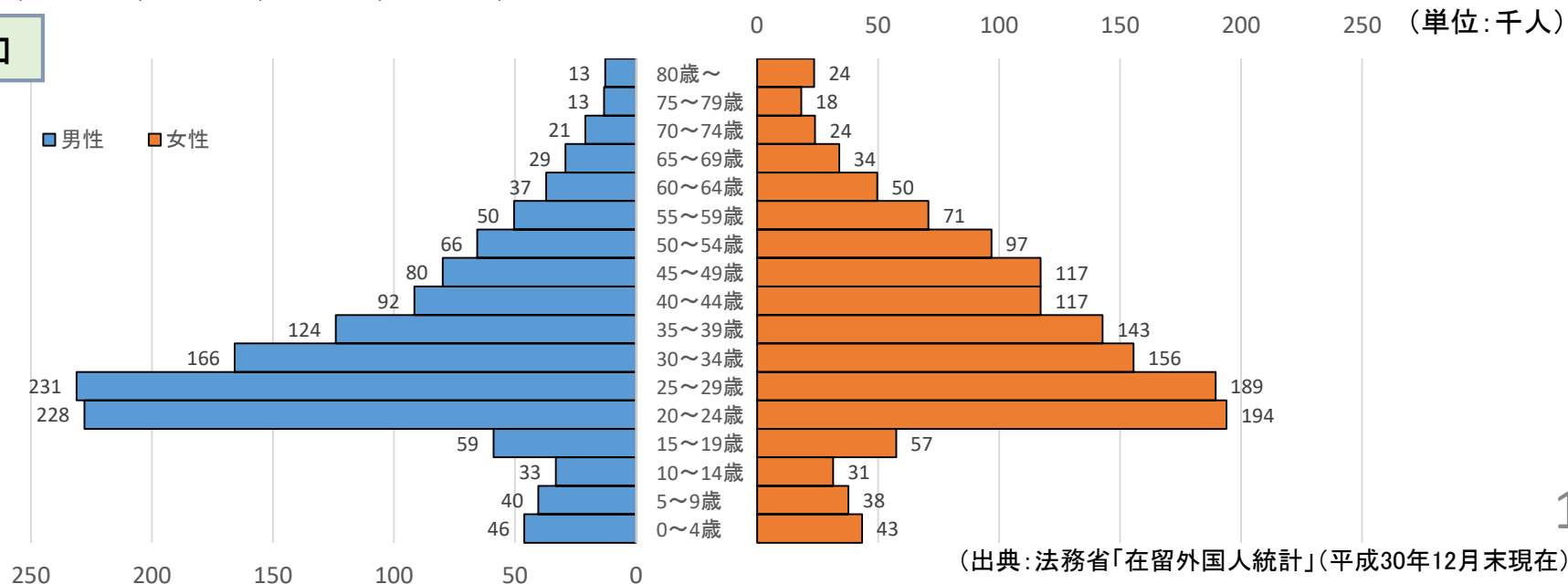
(注)人口については、総務省「住民基本台帳人口」を基に、平成31年1月1日現在の数値である。
外国人人口については、法務省「在留外国人統計」を基に、平成30年12月末現在の数値である。

平成30年度（2018年度）日本の人口及び外国人人口の男女・年齢別比較

日本の人口

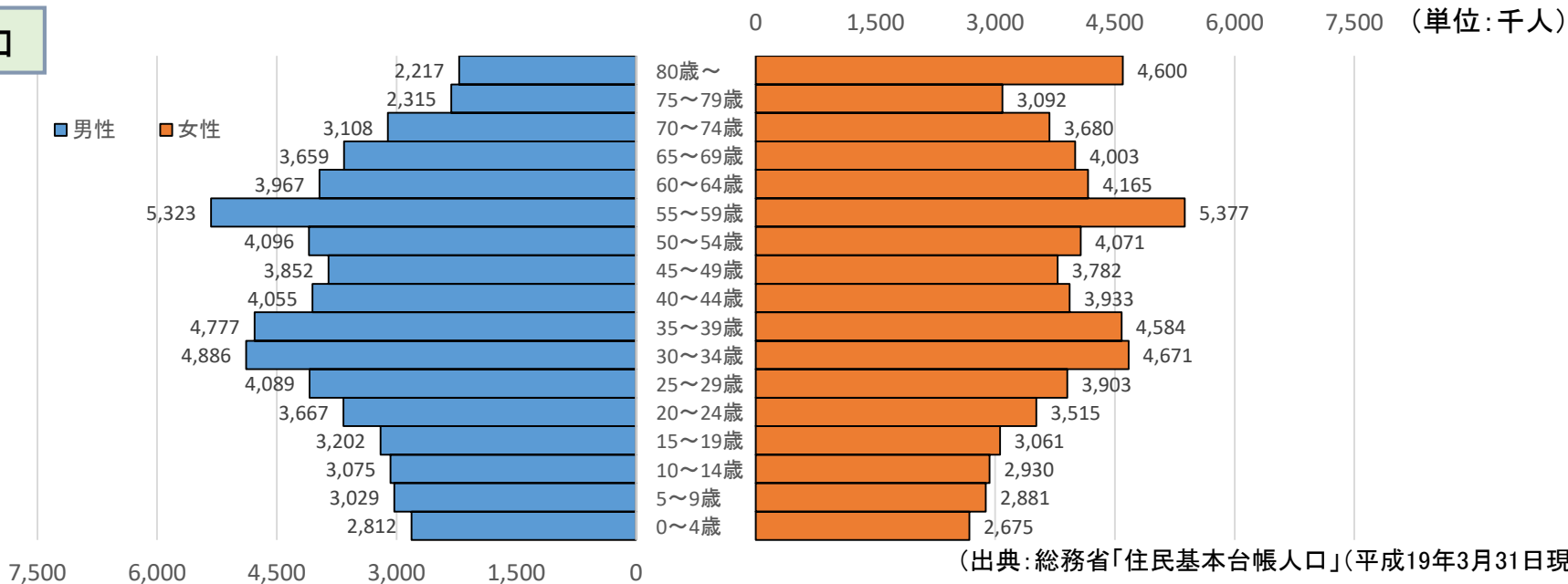


外国人人口

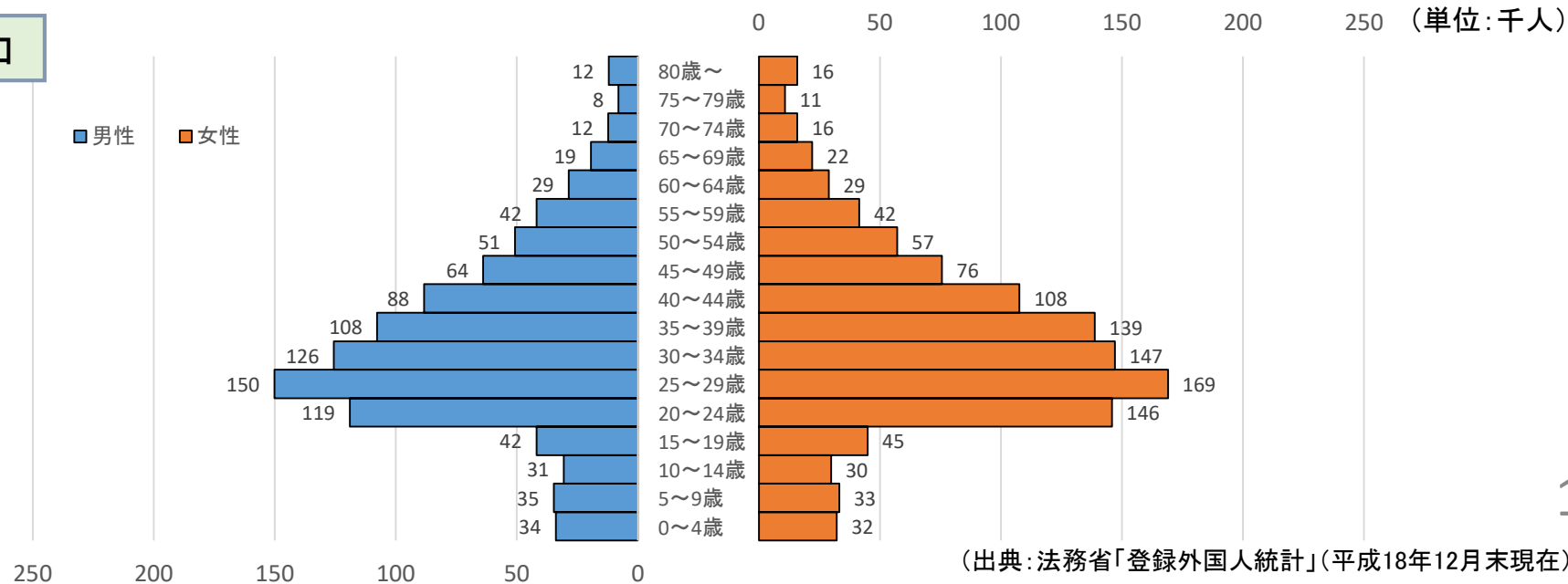


(参考) 平成18年度 (2006年度) 日本の人口及び外国人人口の男女・年齢別比較

日本の人口



外国人人口



外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）の概要

令和元年12月20日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議

平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。

令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂。

引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

（特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等、特定技能試験の円滑な実施等）

- 地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援（優良事例の収集・横展開等）
- 技能試験の受験機会の拡大等（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）

生活者としての外国人に対する支援

- 一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「外国人共生センター（仮称）」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成
- 多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組
- 災害時の情報発信・支援等の充実（災害情報の14か国語対応の推進、119番多言語対応等）
- 運転免許取得等に係る多言語化の要請（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- 金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 留学生の就職支援の強化
 - ・ 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
 - ・ 留学生の日本語能力の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
 - ・ 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

新たな在留管理体制の構築

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討

我が国に在留する外国人は近年増加(283万人)、我が国で働く外国人も急増(146万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)
⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進するため、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定。

令和元年6月に策定した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」の方向性に沿って、「総合的対応策」を改訂（172施策）。引き続き、関係省庁で連携し、着実に実施するとともに、今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会」等において、幅広い関係者から意見を継続的に聴取（地方公共団体との継続的な意見交換）、受入環境調整担当官の体制整備により、総合的調整機能を強化

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人々が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、各種人権啓発活動を実施

外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

- **地域における就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援**（介護分野におけるマッチングを行う地方公共団体への財政支援、建設分野の特定技能外国人受入事業実施法人における求人求職のあっせん等の実施、地方公共団体とハローワークの連携によるモデル事業の実施等）
- 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進
- **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**（優良事例の収集・横展開等）

(2) 特定技能試験の円滑な実施等

- **技能試験の受験機会の拡大等**（短期滞在者に係る受験資格対象者の拡大、日本語試験の不正防止の徹底）
- 特定技能試験及び日本語試験についての周知方法の充実（法務省ホームページにおいて最新情報を多言語で一元的に提供。関係機関のホームページの多言語化）

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査の厳格化

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する国際交流基金日本語基礎テストの実施の推進
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実、在外公館等と連携した特定技能に係る正確かつ効果的な広報の実施

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- **一元的相談窓口に係る地方公共団体への支援拡大等**（交付対象の全地方公共団体への拡大、複数の地方公共団体による広域連携の交付対象化、共生に資する日本人からの相談への対応等）
- 入管庁・法テラス・人権擁護機関・ハローワーク・査証相談窓口・JETRO等の関係部門を集約した「**外国人共生センター（仮称）**」の設置（地方における外国人の雇用促進支援、一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等）
- 安全・安心な生活・就労のための「生活・就労ガイドブック」（14か国語と「やさしい日本語」）の作成・活用
- **やさしい日本語の活用に関するガイドラインの作成**
- **多言語自動音声翻訳技術に関するAI同時通訳の実現や対応言語の追加等に向けた取組**
- **地域における多文化共生の取組の促進・支援**
- **地方創生推進交付金による地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組の積極的な支援**（優良事例の収集・横展開等）（再掲）
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
- 地域の拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置・院内の多言語化の支援
- **医療費不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施することにより、新たな医療費の不払いを抑止**
- 入国前結核スクリーニングの適切な実施
- **災害発生時の情報発信・支援等の充実**
- 気象庁HP、緊急地震速報や国民保護情報等の緊急情報を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(14か国語対応)
- 三者間同時通訳による「119番」の多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、「災害時外国人支援情報コーディネーター」の養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- **運転免許取得等に係る多言語化の要請**（学科試験、外国の運転免許からの切替手続等）
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター等(消費者ホットライン188番)、法テラス、人権擁護機関、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(やさしい日本語含む14言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- **金融機関における外国人の口座開設円滑化のための環境整備**（14か国語のパンフレット作成・周知、外国人の在留期間の把握による口座の適切な管理等）
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）

- 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の充実（地域における日本語教育環境を強化するための総合的な体制整備、ICT教材の対応言語の拡大等）
- 夜間中学の設置促進とその教育活動の充実
- 「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準等の作成
- 日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格の整備
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力の評価支援（コミュニケーション能力の定義・評価ツールの作成、「ひな形」としての各企業への提供）

(4) 外国人の子供に係る対策

- 保育所等における外国人児童に対する適切な支援を推進
- 外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等（「外国人の子供の就学状況等調査」の結果に基づく就学状況把握・就学促進の好事例の普及、日本語指導等きめ細かな指導を行う自治体の支援）
- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と日本語指導補助者・母語支援員等の配置への支援
- 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育等を行う自治体への支援

(5) 留学生の就職等の支援

- 日本の大学を卒業した留学生の就職機会の拡大のための特定活動告示（第46号）の周知
- 秋卒業者の国内就職促進（通年採用の促進、就職が内定した留学生に採用までの滞在を「特定活動」で認める取扱いの企業等への周知等）
- 調理又は製菓の専修学校を卒業する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大された「日本の食文化海外普及人材育成事業」の普及
- 中小企業等に就職する際の在留諸申請手続における更なる提出資料の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進のプログラムの認定等
- 留学生の多様性に応じた採用選考・採用後の柔軟な待遇等の推進に向けたチェックリストやベストプラクティス等の横展開、関係省庁から経済団体や大学等への周知
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実
- 地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するため、専門家を全国に配置
- インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供の実施
- 留学生や海外からのインターンシップの受入れの促進（外国人共生センター（仮称）を拠点とした説明会やセミナー等の実施等）
- インターンシップの適正な利用促進のためのガイドラインの策定及び当該制度の周知

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制整備、外国人技能実習機構の現地検査能力の強化
- 「外国人労働者相談コーナー」、「外国人労働者向け相談ダイヤル」及び「労働条件相談ほっとライン」における多言語対応の推進・相談体制の拡充（14か国語対応）
- 技能実習生に対して新たに周知すべき情報等の随時提供を可能にするため、入国時に配布している技能実習生手帳についてアプリ化
- 外国人労働者向け安全衛生教育教材の多言語化、VR技術等を用いた危険体感教育用教材の作成

② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進（14か国語対応）と地域における再就職支援、定住外国人向け職業訓練の実施
- 日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識習得を目的とした研修事業について、実施地域及び対象者数を拡充

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入れ企業等による在留資格手続のオンライン申請の対象の拡大（在留資格認定書交付申請、在留資格変更許可申請、就労資格証明書交付申請等）、標準処理期間の励行
- マイナンバーカードの円滑な取得・更新、在留カードとマイナンバーカードの一体化の検討

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省において、外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握のため、情報共有を推進するためのオンライン連携の検討
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁における出入国及び在留管理体制の強化

(3) 留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適正な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化や、留学生別科についての日本語教育機関と同様の基準作成等
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 技能実習制度の更なる適正化

- 外国人技能実習機構の現地検査能力の強化のため、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有
- 不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性などについて、技能実習生に直接周知する方策を検討
- 技能実習生の失踪等の防止を目的とした取組の強化（失踪に帰責性がある実習実施者の一定期間の新規受入れ停止等）、日本人との同等報酬等の確認の徹底、人権侵害等の場合の実習先の変更が可能であることの周知

(5) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底
- 仮放免の身元保証人に係るより慎重な適性審査の実施及び仮放免を認める際の保証金の金額設定の適正化
- 国際移住機関（IOM）による帰国支援プログラムを活用し、送還忌避者を翻意させ自主的な出国を促進するための取組を充実
- 「収容・送還に関する専門部会」の議論を踏まえた、有効な送還方法等の在り方や法整備を含む措置の検討

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）

令和元年12月20日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議

I 基本的な考え方

近年、我が国を訪れる外国人は増加の一途をたどっている。平成24年に836万人であった訪日外国人旅行者数は、平成30年に初めて3,000万人を超え、我が国に在留する外国人も令和元年6月末時点で283万人、我が国で就労する外国人も平成30年10月末時点で146万人と、それぞれ過去最多を記録している。

政府においては、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）の改正による新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」の創設（平成31年4月施行）を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定し、令和元年6月には、外国人材の受入れ環境整備をめぐる喫緊の課題を中心に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（以下「充実策」という。）を取りまとめ、政府一丸となって関連施策を着実に実施してきた。

今般、これまでの関連施策の実施状況も踏まえつつ、充実策の方向性に沿って、総合的対応策の改訂を行った。

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものである。

政府としては、条約難民や第三国定住難民を含め、在留資格を有する全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し安心して生活することができる環境を全力で整備していく。

その環境整備に当たっては、受け入れる側の日本人が、共生社会の実現について理解し協力するよう努めていくだけでなく、受け入れられる側の外国人もまた、共生の理念を理解し、日本の風土・文化を理解するよう努めていくことが重要であることも銘記されなければならない。

在留外国人の増加が見込まれる中で、政府として、法務省の総合調整機能の下、引き続き、外国人との共生社会の実現に必要な施策をスピード感を持って着実に進めていく。

もとより、外国人との共生をめぐる状況は、絶えず変化し続けていくものであり、総合的対応策に盛り込まれた施策を実施していれば足りるというものではない。国民及び外国人の声を聴くなどしつつ、引き続き、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、必要な施策を随時加えて充実させながら、政府全体で共生社会の実現を目指していく。

II 施策

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、共生施策としていかなる施策が必要とされるかを的確に把握することが必要であり、そのためには、国民及び外国人の双方の意見に耳を傾け、それらの意見を共生施策の企画・立案に適切に反映させる仕組みを構築するとともに、外国人が抱える問題等についての客観的なデータを収集し、これに基づき検討を行っていくことが必要である。

【具体的施策】

- 出入国在留管理庁に設置した「『国民の声』を聴く会」や各地方出入国在留管理官署が開催している「出入国管理行政懇談会」等において、引き続き地方公共団体、企業、外国人支援団体等幅広い関係者から、共生施策の企画・立案に資する意見を聴取する。特に、地方公共団体と継続的な意見交換を行うことや外国人個人の意見を聴取することに配慮する。また、全国に配置されている受入環境調整担当官の体制整備を図る。これらの取組により、出入国在留管理庁の外国人材の受入れ環境整備に係る総合調整機能を強化し、引き続き、十全に発揮していく。
〔法務省〕《施策番号1》
- 外国人が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、「外国人住民調査」を参考としつつ、外国人に対する基礎調査を実施する。〔法務省〕《施策番号2》
- 在留外国人の増加等に対応した外国人材の受入れ政策や多文化共生施策の推進のため、それら政策・施策に関する研究・情報の効率的な集約・分析等の在り方について検討する。〔法務省〕《施策番号3》

(2) 啓発活動等の実施

【現状認識・課題】

外国人との共生社会を実現するためには、外国人との共生の必要性や意義についての国民の幅広い理解が必要である。同時に、言語、宗教、慣習等の違いに起因する様々な問題の発生が懸念されることから、それらの防止や被害が生じた場合の対応についても重要な課題である。

そのため、各種啓発活動を推進し、外国人との共生についての地方公共団体や企業、地域コミュニティ等の意識の向上を図るとともに、法務省の人権擁護機関における人権相談等の取組の周知を図る必要がある。

【具体的施策】

- 外務省においては、国際移住機関等との共催による「外国人の受入れと社会統合に関する国際フォーラム」を開催し、海外の有識者による海外の先進事例の紹介を行うとともに、地方公共団体等の国内関係者によるパネルディスカッションを通して、日本人の意識啓発を行い、外国人の受入れ施策を講ずるための知見を得る機会とする。〔外務省〕《施策番号4》
- 政府全体としての「外国人労働者問題啓発月間」（毎年6月）において、関係省庁が緊密な連携を図りつつ外国人労働者問題に関する啓発活動等を行う。〔法務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁〕《施策番号5》
- 法務省の人権擁護機関において、外国人を含む全ての人が互いの人権を大切に、支え合う共生社会の実現を図るため、各種人権啓発活動を実施する。〔法務省〕《施策番号6》
- 日本語を含めて11か国語で多言語対応している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、引き続き外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〔法務省〕《施策番号7》

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人の大都市圏その他特定地域への集中防止策等

【現状認識・課題】

特定技能制度の運用に当たっては、特定技能外国人が、大都市圏その他の特定の地域に過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。

また、「特定技能」での就労を希望する国内外の外国人の中には、求人情報に接する機会に乏しい者もあり、他方で、特定技能外国人の雇用を検討している中小企業の中には、外国人雇用の経験に乏しく、求人情報を効果的に提供する方法を必ずしも熟知していない企業が存在する。

このような観点から、特定技能外国人と企業とのマッチング支援をはじめとする各種の措置を講ずる必要がある。

【具体的施策】

- 特定技能制度において、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、各分野特有の状況等を考慮の上、以下の措置を講ずる。
 - ・ 受入れに係る採用、生活環境整備、人材育成等の優良事例の紹介や、共同で

の企業 PR 活動、宿舍手配、研修等の事業者間の連携を促進するための情報提供。(14 分野)

- ・ 企業・在留外国人に対する地方におけるセミナーの開催 (14 分野)
- ・ 分野別協議会における引き抜き防止の申合せ等引き抜き防止に対する厳格な対応が行われるよう分野別協議会を通じた指導を実施 (14 分野)
- ・ 地方における技能評価試験の実施 (14 分野)
- ・ 特定技能外国人として就労を希望する者と特定技能外国人の雇用を希望する企業のマッチングを実施する都道府県 (適切な団体に委託可) に対する必要な経費の助成 (介護分野)
- ・ 技能評価試験合格証明書の発行の際、過度集中地域の受入れ機関から徴収する費用の引上げ。(ビルクリーニング分野)
- ・ 特定技能外国人の受入れ事業実施のための法人を設立し、全国の求人求職情報の集約等のマッチングの実施。また、都市部と地方の間で著しい待遇の格差が生じないように、同法人において、地方における求人の発掘を積極的に行うとともに、受入れ企業に対する求人条件の見直しなどの助言・指導の実施。(建設分野)
- ・ 地域における事業者間連携による自律的取組の発掘・支援(自動車整備分野)
- ・ 特定技能外国人の雇用を希望するホテル、旅館等の求人情報について業界団体や試験実施機関のホームページへの掲載。ホテル、旅館等や在留外国人を対象としたセミナーを開催し、制度の広報等を行い受入れ環境を整備。(宿泊分野)
〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等〕《施策番号 8》

- 外国人の受入れ・定着に積極的に取り組む地方公共団体とハローワークが連携する「地域外国人材受入れ・定着モデル事業(仮称)」を実施し、優良事例や効果を検証する。〔厚生労働省〕《施策番号 9》
- 特定技能外国人が、大都市圏等の特定の地域に集中して就労することを防止し、かつ、就労を希望する国内外の外国人の意向と中小企業をはじめとした外国人雇用の経験に乏しい外国人の雇用を希望する企業のニーズをマッチングさせるため、必要な措置を講じるに当たっては、分野所管省庁等に特定技能外国人に係る在留数等必要な情報を提供していく。また、就労を希望する外国人等に対し、受入れ機関の情報を提供していく仕組みを構築するとともに、地方における人手不足の状況や特定技能外国人の受入れ状況等の情報把握・分析機能の強化を行う。
〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 10》
- 地方公共団体と連携して地方で就労することのメリットを周知するとともに、外国人受入環境整備交付金による地方への支援を引き続き推進する。〔法務省〕
《施策番号 11》
- 「特定技能」の在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の

地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。〔内閣府（地方創生）、内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）〕《施策番号 12》

- 以下の取組については、必ずしも外国人材を対象にしたものではないが、その推進を図ることにより、地域への就労促進に資すると考えられる。
 - ・ 住宅紹介等を行う地方の居住支援法人や家賃低廉化補助等を行う地方公共団体等の取組に対する地方財政措置を含めた充実した財政支援の実施
 - ・ 元請・下請の取引関係の適正化や介護等公定価格でサービス対価が決まる分野における処遇改善等の賃金の引上げに関する取組の推進〔厚生労働省、国土交通省、経済産業省、公正取引委員会〕《施策番号 13》

(2) 特定技能試験の円滑な実施等

【現状認識・課題】

国内外の多くの外国人が特定技能外国人として就労するためには、国内外を問わず、技能水準及び日本語能力水準を確認するための試験が円滑に実施される必要がある。

このような観点から、特定技能試験の円滑な試験の実施をはじめとする各種の措置を講ずる必要がある。

【具体的施策】

- 特定技能制度における技能試験及び日本語試験を国内外で円滑に実施する観点から、以下の措置を講じる。
 - ・ 短期滞在者には限定的にしか認められていない試験の受験資格の見直しを令和 2 年 1 月中に実施するなど受験対象者の拡大を図る。
 - ・ 新たな日本語試験の活用を検討するとともに、特定技能制度における日本語試験の不正防止を徹底し、適正な実施を図る。〔法務省、外務省〕《施策番号 14》
- 法務省ホームページにおいて特定技能試験及び日本語試験についての最新情報を多言語で一元的に提供していく。試験情報に係る関係機関のホームページの多言語化を進めるなど、外国人及び受入れ機関の双方が必要な試験情報にアクセスできるよう周知方法を充実させる。〔法務省〕《施策番号 15》
- 適正かつ円滑な送出し及び受入れの確保のため、MOC 作成国等と定期又は随時に協議を行うための体制構築を行う。〔法務省、外務省〕《施策番号 16》
- 日本人との同等報酬を確保しつつ外国人材の技能等を高めることにより更に報

酬が増えていくことを示すことや、帰国後にどのような活躍ができるのかなど、分野別の協議会等において、積極的にキャリアパスの明確化を図る。〔厚生労働省、経済産業省、国土交通省、農林水産省等〕《施策番号 17》

- 建設分野における特定技能外国人の適正就労監理について、「建設キャリアアップシステム等を活用して、外国人建設就労者の適正就労等を推進する」（「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定））との方針に基づき、適切に対応する。〔国土交通省〕《施策番号 18》
- 介護分野においては、経済連携協定（EPA）、技能実習、在留資格「介護」、特定技能等、様々な受入方法があることから、引き続き、各制度の要件、関係性、キャリアパス等の周知に努めるほか、外国人介護人材の育成やキャリア支援についての実態を把握し、好事例の周知を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 19》
- 受入れ機関による在留諸申請等が円滑になされるよう、引き続き誤記入例やよくある疑問点等を的確に把握・分析した上で、申請書の記載例や留意点をより分かりやすいものに充実させて周知するなど、受入れ機関や登録支援機関にとって分かりやすい申請手続に努める。〔法務省〕《施策番号 20》
- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、当該分野の存続・発展のために外国人の受入れが必要となる分野に限り、受入れ分野の追加を認めるとしているが、当該分野を所管する行政機関から、有効求人倍率、雇用動向調査その他の公的統計、業界団体を通じた所属企業への調査等の客観的な指標等が示されれば、制度の運用状況等を踏まえつつ、関係行政機関と協議し、受入れ分野を追加するかについて十分な検討を行う。〔法務省〕《施策番号 21》
- 特定技能外国人等受入（予定）施設等に対して、特定技能外国人等が介護現場で日本人職員や利用者と円滑にコミュニケーションを図るために必要な取組や介護福祉士を取得するために必要な学習支援に関する取組等について、必要な経費についての助成を可能とする。〔厚生労働省〕《施策番号 22》

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

【現状認識・課題】

有為な外国人材が安心して我が国を訪れて生活・就労することができるようにするためには、来日しようとする外国人から保証金や違約金を徴収する等の悪質な仲介事業者（ブローカー）等の介在を防止するための措置を講ずることが必要である。

また、職業紹介事業者が外国人に転職を繰り返させることにより、転職先の雇用主からの謝礼金を繰り返し受け取ることも懸念されることから、適切な国内対策を進める必要がある。

【具体的施策】

- 技能実習の在留資格について、不適切な送出し機関の関与の排除等を目的とした二国間取決めを作成に至っていない中国等の送出し国について、引き続き協議を進め早期の作成に努める。〔法務省、厚生労働省、外務省〕《施策番号 23》

- 「特定技能」の在留資格について、悪質な仲介事業者の排除を目的とし、情報共有の枠組みの構築を内容とする二国間取決めのための政府間文書を作成した国について、制度の運用状況等を踏まえ、当該国との情報連携及び協議を着実に進めるとともに、必要に応じ、政府間文書の内容の見直しを行う。また、かかる政府間文書の作成に至っていない国であって送出しが想定されるものとの間では、同様の政府間文書の作成に向けた交渉を引き続き進める。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号 24》

- 技能実習及び特定技能以外の在留資格に基づく外国人の受入れについても、政府間文書を作成した国との間では、相手国において悪質な仲介事業者等に対して厳正な対処がなされるよう、相手国政府への積極的な申入れや平素からの情報交換等を行うほか、文書の作成に至っていない国との間では、必要に応じてその作成に努める。〔外務省、法務省、厚生労働省、文部科学省〕《施策番号 25》

- 留学生について、国内外の悪質な仲介事業者等を排除するため、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者等を当該国の政府に通知するとともに、外国政府において帰国した学生等から悪質な日本語教育機関の存在を把握した場合には我が国においてその通知を受ける仕組みの構築に向けた取組等を進める。加えて、不法滞在者や資格外活動違反者等が多く利用していた仲介事業者を利用している場合は、在留資格認定証明書交付申請における審査に当たり、日本語能力や経費支弁能力等に係る書類の提出を求めるほか、必要に応じて高校卒業事実の確認のため、関係国の協力を得て、卒業証明書に公的機関の認証を求めるなど、審査の厳格化を検討する。また、我が国において把握した外国の悪質な仲介事業者を当該国の政府に通知し、必要に応じ当該事業者への対応がなされるよう申入れを行う。〔法務省、外務省〕《施策番号 26》

- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省及び外務省は、必要に応じ、技能実習生・特定技能外国人等からの聴取、関係団体からの報告、実習実施者・受入れ機関等に対する立入検査、送出し国政府からの情報提供等を通じて国内外の悪質な仲介事業者等の存在を把握したときは、その情報を相互に提供するとともに、外国人技能実習機構に提供する。〔法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省、外務省〕《施策番号 27》

- 法務省、厚生労働省、警察、文部科学省、外務省及び外国人技能実習機構は、

技能実習生、特定技能外国人、留学生等の受入れに係る外国の悪質な仲介事業者等に関する情報を把握したときは、必要に応じ、当該国の政府に対し、その情報を提供し、当該仲介事業者等に対し厳正な処分がなされるべきことについて申入れ等を行うとともに、その情報を相互に提供する。

法務省、厚生労働省及び外務省は、国内外の悪質な仲介事業者等に関する情報提供を得たときは、当該仲介事業者等を排除するため、当該情報を所管法令に基づく調査や査証審査に活用する。また、法務省及び厚生労働省において、技能実習生については関係する監理団体等に対し、特定技能外国人等については国内にいる当該仲介事業者等又はその関係者に対し、それぞれ、悪質な場合は法令に基づいて適正に行政処分を行う。さらに、必要に応じ、捜査機関において犯罪捜査を行うなど適切に対処するとともに、これらの取組の状況等を白書等により定期的に公表する。〔外務省、法務省、厚生労働省、警察庁、文部科学省〕《施策番号 28》

○ 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組や外国人との共生社会の実現のための受入れ環境整備等に関して情報共有・意見交換をするため、国際会議を開催するなど、関係国等との情報交換の枠組みを構築し、連携強化を図る。〔法務省〕《施策番号 29》

○ 法務省においては、技能実習生・特定技能外国人等の入国前に、在留資格認定証明書について厳格な審査を実施し、悪質な仲介事業者等の関与が認められた場合には当該技能実習生・特定技能外国人等の入国を許可しないなどの措置を講ずる。〔法務省〕《施策番号 30》

○ 職業紹介事業者がその職業紹介により就職した外国人に対して早期の転職を勧奨する等の不適切な行為を防止するため、職業安定法に基づく指針の周知・啓発を行うとともに、違反が認められた場合には厳正に指導する。〔厚生労働省〕《施策番号 31》

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

【現状認識・課題】

外国人材に対する需要が高まる中、各国において日本語能力を有する有為な人材が持続的に輩出されるようにするためには、現地における日本語教育の充実を図ることが必要であり、日本語能力を適切に測ることのできる試験の実施、適切なカリキュラムと教材の開発、日本語教師の育成と現地への専門家派遣等を通じた体制整備を進める必要がある。

また、特定技能制度について、適切な情報を国外において広報する必要がある。

【具体的施策】

○ 日本国内での生活・就労に必要な日本語能力を、外国語能力判定の国際標準を

踏まえつつ確認できるテストとして、国際交流基金において、日本語能力試験の開発・実施で培った知見を活用して新たに開発したC B T (Computer Based Testing) 形式による「国際交流基金日本語基礎テスト (J F T - B a s i c)」を、人材受入れのニーズ等を踏まえ実施を推進する。〔外務省〕《施策番号 32》

- 「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れに当たって必要となる日本語教育を現地で効果的に行えるようにするため、国際交流基金が作成した、言語教育・評価の国際標準に準拠した「J F 日本語教育スタンダード」を活用しつつ、成人教育を念頭においたカリキュラムと教材の開発及び普及を進める。〔外務省〕《施策番号 33》
- 現地語を使いながら日本語を教えることができる現地教師の確保・拡大が不可欠であることから、日本からの日本語教育の専門家を派遣し、開発したカリキュラムと教材を活用しつつ、効率的・効果的な日本語教育活動が可能な現地教師の育成を進める。〔外務省〕《施策番号 34》
- 各国において外国人が日本語を学べる場を増やすことを目的として、現地の日本語教育機関の活動に対して支援（教材調達、教師の確保等）するとともに、現地教師の日本語の会話能力の向上をサポートし、日本語教育の質を上げるため、日本人支援要員を養成・派遣し教育機関への巡回指導・支援を行う。〔外務省〕《施策番号 35》
- 日本への入国・在留者が増加している東南アジア諸国に加え、他の国々においても、将来にわたって、我が国における生活・就労を希望する外国人材が輩出されるよう、国際交流基金の日本語教育事業を通じて、より多くの国で日本語教育基盤の強化を図る。〔外務省〕《施策番号 36》
- 特定技能制度の円滑な運用のため、人材受入れのニーズの高い国の言語による広報動画及びパンフレットの作成等を行い、送出し国の政府及び関係機関、本件制度利用希望者に対し、正確かつ効果的な広報を行う。〔法務省、外務省、厚生労働省〕《施策番号 37》
- 就労を希望する外国人や外国人の雇用を希望する企業に対して、効果的に特定技能制度を周知する観点から、在外公館と連携しつつ、海外（地方都市を含む）において、外国人本人や送出機関等を対象に特定技能制度に係る説明会を分野所管省庁とともに実施する。
あわせて、国内においても、地方都市を巡回し外国人本人、受入れ企業等対象別に説明会を分野所管省庁とともに開催する。〔法務省、外務省〕《施策番号 38》

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活するに当たっては、在留手続、納税手続、労働関係法令、社会保険制度をはじめとする各種の手続・法令・制度、ごみ出しルールをはじめとする社会生活上のルール等について、分かりやすい形で迅速に情報を入手できることが必要であるとともに、外国人からの生活相談等についても、よりきめ細かな対応を可能とする体制を構築することが必要である。

特に、外国人労働者は、日本の労働関係法令に関する知識が乏しいこともあって、労働条件に係る問題が生じやすいことから、ハローワークや労働基準監督署等における多言語での対応の充実を図る必要がある。また、医療、福祉、子育て等の分野においても、関係機関における多言語での対応の充実を図る必要がある。

なお、これらの取組を推進するに当たっては、外国人は、日本での生活情報の収集にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することが多いという指摘にも留意する必要がある。

【具体的施策】

- 外国人が、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に関わる様々な事柄について疑問や悩みを抱いた場合に、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、地方公共団体が情報提供及び相談を行う一元的な窓口を整備するための支援を開始し、対象を全地方公共団体に拡大した。

地域の実情に応じた対応が可能になるよう新たに複数の地方公共団体の広域連携による一元的相談窓口の設置・運営も外国人受入環境整備交付金の交付対象とする。また、同相談窓口における通訳の配置・多言語翻訳アプリの導入による多言語対応（11か国語以上）等の相談体制の整備・拡充の取組を交付金により引き続き財政的に支援する。あわせて、同相談窓口における多文化共生社会の実現に資する日本人からの相談への対応に加え、同相談窓口が地域との交流や日本語学習の場の情報提供を行うなど外国人に対する支援における同相談窓口の機能の向上に努める。また、地方公共団体及び関係行政機関が一元的な窓口における業務を円滑に実施することができるよう、地方公共団体職員等に対し、相談業務に関する研修等を実施し、その知識の更なる涵養を図る。さらに、地方出入国在留管理官署職員等を地方公共団体の要望を踏まえて派遣するなどし、出入国及び在留の手続に係る相談にも一元的に応じる。

加えて、全国に配置されている受入環境調整担当官の体制整備を図ること等により、地方公共団体に対する支援活動、地域における情報収集等を充実・強化する。〔法務省〕《施策番号 39》

- 「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」（平成 30 年 7 月 24 日閣議決定）において、関係府省が連携を強化し、地方公共団体とも協力しつつ、外国人の受入れ環境の整備を効果的・効率的に進めることとされたことを

受け、留学生の受入れ促進・就職、高度外国人材の受入れ促進、外国人材・家族の人権擁護、法律トラブル、査証相談、労働基準・労働安全衛生等、地方を含む外国人の雇用促進等に対する支援等の施策を一括して実施することにより、効果的・効率的な支援を可能とするため、各機関の関係部門を集約させた外国人共生に関する拠点（外国人共生センター（仮称））を設置する。同センターにおいて、地方公共団体が設置する一元的相談窓口からの問合せへの対応、地方公共団体担当者への研修、通訳支援の試行等の同窓口に対する支援を実施する。あわせて、同センターは、相互交流事業を行う独立行政法人国際交流基金や、独立行政法人国際観光振興機構と連携を図る。〔法務省、外務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 40》

- 外国人が、適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、外国人居住の実情を踏まえつつ、国の行政機関における相談窓口と地方公共団体等が運営する相談窓口が協力し、それぞれが運営する相談窓口の更なる連携を促進し強化する。〔法務省、厚生労働省、文部科学省、総務省〕《施策番号 41》
- 安全・安心な生活・就労のために必要な基礎的情報（在留手続・労働関係法令・社会保険・防犯・交通安全等）について、「生活・就労ガイドブック」を政府横断的に作成し、電子版（日本語、英語、ベトナム語）をポータルサイトに掲載したところ、これに引き続き、今後、14 か国語に翻訳する。さらに、関係機関の連携の下、必要に応じてその内容を拡充する。また、冊子版を順次、作成・配布等する。〔法務省（外務省、厚生労働省、警察庁等関係省庁）〕《施策番号 42》
- 共生社会実現に向けたやさしい日本語の活用を促進するため、有識者会議を開催し、やさしい日本語の活用に関するガイドラインを作成する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 43》
- 多言語対応の基礎となり得る自動翻訳については、多言語自動音声翻訳技術を更に簡便に利用できる基盤となる「自動音声翻訳プラットフォーム」を民間事業者が立ち上げ、官民を問わず、自動音声翻訳技術を役務として享受可能な環境が整備されたことを踏まえ、利用促進のための周知活動を実施する。

さらに、多言語自動音声翻訳技術については、2025 年大阪・関西万博も見据え、日常生活・行政手続・観光等の場面に加え、ビジネスや国際会議等での議論の場面も含め、日本人と外国人及び外国人同士でストレスなく十分なコミュニケーションを可能とするため、AI による同時通訳の実現に取り組むとともに、今般の入管法の改正も踏まえ、特定技能外国人を含め、在留外国人に対応する観点から強化対象言語を追加し、併せて翻訳精度の向上を図る。〔総務省〕《施策番号 44》
- 多言語自動音声翻訳の利用促進の観点も踏まえ、一元的相談窓口をはじめ、外国人と接する機会の多い行政機関の相談窓口においては、自動翻訳アプリ等を活

用しながら、外国人の相談ニーズに適切に対応できる多言語対応を進める。〔全省庁〕《施策番号 45》

- 外国語で提供する行政情報・生活情報の更なる内容の充実と、多言語化による情報提供・発信を進める。〔全省庁〕《施策番号 46》
- 特に、医療、保健、防災対策等の外国人の生命・健康に関する分野や、子供の教育、保育その他の子育て支援サービス、労働関係法令、社会保険（医療保険、年金、介護保険、労働保険）、在留手続等の分野における情報提供・相談対応、民間賃貸住宅等の契約等については、地域ごとの国籍別の在留外国人の多寡等の状況を踏まえ、できる限り、母国語による情報提供・相談対応等が可能となるよう、段階的な多言語対応の環境づくりを進める。〔内閣府（子ども・子育て）、消費者庁、法務省、総務省、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等関係省庁〕《施策番号 47》
- 外国人向けに、外国人支援や共生社会で目指す社会のあり方等の情報発信を映像メディアを活用し実施することを検討する。
外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等の情報発信ツールを利用するなど、各外国人が情報サービスの享受を確実に実感できる環境づくりについて検討する。〔法務省〕《施策番号 48》
- 外国人に対する行政・生活情報の提供に当たっては、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することも想定した対応を推進する。〔全省庁〕《施策番号 49》
- 条約難民及び第三国定住難民の地域における共生が進むよう、これらの外国人やその関係機関等に総合的対応策の各施策を周知・啓発する。〔法務省〕《施策番号 50》

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

【現状認識・課題】

我が国において人口減少や高齢化が進行する中、地域経済を支える貴重な人材として、また、地域社会の重要な構成員として、外国人住民の役割は重要性を増しており、国籍等にかかわらず外国人が暮らしやすい地域社会づくりを推進することが求められている。

このような観点から、地方公共団体における多文化共生の取組の更なる促進を図るとともに、外国人が安心して我が国での生活や就労を開始できるようにするため、地域において外国人の支援に携わる機関・個人に対する適切な支援等を行う必要がある。

【具体的施策】

- 「特定技能」の在留資格が創設されたことを踏まえ、大都市圏その他の特定の地域に外国人が過度に集中することなく、地域の人手不足に的確に対応し、地域の持続的発展につなげていく必要がある。外国人材の受入支援や共生支援等の優良事例の収集・横展開を行い、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、引き続き地方創生推進交付金により積極的に支援する。〈再掲〉〔内閣府（地方創生）、内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）〕《施策番号 12》

- 地域において外国人の支援に携わる人材・団体（外国人支援者）の育成を図るべく、外国人に対する生活ガイダンスの実施・各種行政手続に関する情報提供、住宅の確保、生活に必要な日本語の習得の支援、外国人からの相談・苦情への対応等を適切に行うことができるようにするための研修等を行うとともに、適切な支援が行えるよう継続的に情報提供を行う。特に、我が国への滞在を開始して間もない外国人に対する生活ガイダンスを、法令上当該外国人の支援を行うこととされている者がより一層適切に実施できるよう、関係省庁、地方公共団体、外国人支援団体等の意見等も聴きつつその内容を策定する。また、外国人支援者同士が連携して効率的・効果的に外国人に対する支援を行うことができるよう、外国人支援者のネットワークを構築する。〔法務省等関係省庁〕《施策番号 51》

- 地方公共団体等において活躍したいと望む在外の親日外国人材と地方公共団体等のニーズ（地方創生業務）に対する円滑なマッチングが行われるように、在外公館等における外国人材への広報を行うなど適確なマッチングの支援を進める。また、地方公共団体等において、外国人材が安定的に雇用され、柔軟かつ効果的に幅広く活動することが可能となるよう包括的な資格外活動許可の活用を周知し、外国人材の活躍を促進する。〔内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部）、外務省、法務省〕《施策番号 52》

- 総務省において策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、総合的対応策も踏まえつつ、令和2年に改訂を行い、地方公共団体における多文化共生の推進に関する計画の策定を促進し、着実な施策の推進を図る。また、総務省において、「多文化共生アドバイザー制度」、「多文化共生地域会議」で得られた優良事例・相談事例について、ホームページや地域会議等を通じて全国の地方公共団体等に展開することで、地域における多文化共生の推進に向けた取組を更に促進する。各都道府県において共生社会の実現に向けた会議を設置することを促進すること等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図る。〔総務省、法務省〕《施策番号 53》

- 在留外国人の増加と国内での転出入の増加等を踏まえ、市区町村が外国人住民について正確な情報を把握し、各種行政サービスを適切に提供できるよう、住民

基本台帳制度の適正な運用を図る。〔総務省〕《施策番号 54》

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上等、外国人が安心して医療サービス等を受けられることができる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行者を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

- 電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの整備、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号 55》
- 地域の外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進める。〔厚生労働省〕《施策番号 56》
- 医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを引き続き周知する。〔厚生労働省〕《施策番号 57》
- 既に作成済みの「医療通訳育成カリキュラム・テキスト」を必要に応じて改訂し、医療通訳の養成の促進及び質の向上を図るとともに、「医療通訳認証の実用化に関する研究」により、医療通訳の質の向上を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 58》
- 都道府県が公表する薬局に関する情報について、現在実施中の調査を踏まえ、全国統一的な検索サイトを構築し、外国語対応やスマートフォンでの検索への対応を含め、情報提供の充実を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 59》
- 過去に医療費の不払等の経歴がある外国人観光客に対し、厳格な審査を実施す

ることにより、新たな医療費の不払いの発生を抑止する。

高額な医療費に係る未収金の発生等を踏まえ、キャッシュレス決済等による医療費の円滑な支払確保等を推進する。特に、特定技能外国人の受入れに当たっては、法務省が作成するガイドライン等を周知することにより、特定技能1号外国人を雇用する事業所に対し、医療通訳雇入費用等をカバーする民間保険への加入を推奨する。〔厚生労働省（経済産業省）、法務省〕《施策番号60》

- 外国人についても、引き続き、予防接種法に基づく定期接種の接種率の向上を図るとともに、風しんに関する追加的な対策の対象とする。また、我が国に中長期間滞在することとなる外国人に対し、我が国への入国前に自国において麻疹・風しんの予防接種歴等の確認を行うことが望ましい旨を多言語（13か国語）で周知するほか、まずは、結核について、適切に入国前のスクリーニングを実施するなど、感染症対策の取組を進める。〔厚生労働省、法務省、外務省〕《施策番号61》
- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。〔観光庁、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号62》
- 外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組について、引き続き推進する。また、保育施設における外国人乳幼児の円滑な受入れ支援に引き続き取り組む。〔内閣府（子ども・子育て）、厚生労働省〕《施策番号63》

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

【現状認識・課題】

在留外国人の増加に伴い、災害発生時における外国人に対する災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等が重要性を増している。

また、大規模災害が発生した際には、在留外国人の安否確認等に困難が伴うことから、在京大使館、関係省庁、地方公共団体等の間における円滑な情報連絡体制の構築も必要となる。

【具体的施策】

- 外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書の作成（11か国語）、当該11か国語多言語辞書の「Safety tips」への反映及び気象庁ホームページの多言語化（11か国語）を進めたところであり、これらについて、さらに対応言語を14か国語に拡大するとともに、民間

事業者のウェブサイトやアプリ等を通じた防災・気象情報の多言語化を推進する。
こうした対応等について、多言語化を進めている出入国在留管理庁ホームページにおいて日本語を解さない人でも理解できるような案内を掲載するとともに、「特定技能」の在留資格に基づく外国人材の受入れ機関、登録支援機関等を通じて、周知・普及促進を図る。〔内閣府（防災担当）、法務省、総務省、国土交通省〕《施策番号 64》

- 災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う「災害時外国人支援情報コーディネーター」について、令和2年を目途に都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、養成研修を平成30年度から実施する。〔総務省〕《施策番号 65》
- 災害発生時の在日大使館等との連携強化を図るため、在日大使館等を対象とする防災施策説明会を実施する。また、災害時における関係省庁の情報提供ウェブサイト等を自国民に対して周知するよう要請する。〔外務省〕《施策番号 66》
- 外国人からの119番通報や外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、電話通訳センターを介した同時通訳の体制整備を進める。
外国人のいる救急現場での活動等に迅速・的確に対応できるよう、外国人傷病者とのコミュニケーションを支援する多言語音声翻訳アプリの消防本部への導入の促進を図る。〔総務省〕《施策番号 67》

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

【現状認識・課題】

在留外国人の増加を踏まえ、外国人が関係する交通事故を防止する等の観点から、外国人が日本の交通ルール・マナーを的確に理解できるようにするための取組を推進していくこと等が必要である。

また、在留外国人の増加に伴い、外国人が犯罪に巻き込まれたり、外国人コミュニティ等が犯罪組織等に悪用されたりすることも懸念されることから、外国人に対する防犯対策を通じて外国人の防犯意識の醸成等を図る必要がある。

さらに、在留外国人や訪日外国人旅行者の増加に対応し、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等にも適切に対処する必要がある。

【具体的施策】

- 関係機関との連携の下、交通安全教育や交通安全についての広報啓発活動等を通じて、外国人の間にも日本の交通ルールに関する知識を普及させることにより、交通事故の防止を図る。
外国人向けの運転免許試験手続に関する警察庁ウェブサイトの拡充等、広報啓

発活動を充実する。

また、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える際に行う知識確認について、やさしい日本語対応のほか、更なる多言語化を進めること、運転免許を新規に取得する際の学科試験において多言語化を進めること等について、地域の実情等に応じて対応するよう全都道府県警察に要請する。

あわせて、外国語の問題例について警察庁で作成することを検討する。

さらに、偽造運転免許証を用いた日本の運転免許証の不正取得事案を防止するため、外国の運転免許制度に係る情報収集を強化する。〔警察庁〕《施策番号 68》

- 外国人からの 110 番通報に迅速・的確に対応できるよう、全都道府県警察において整備している三者通話システムの活用を推進するとともに、事件・事故等の現場における外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語翻訳機能を有する装備資機材を令和元年度中に導入し、運用を開始する。また、外国人が刑事手続の当事者となった場合において、引き続き、適切な通訳の確保を図る。加えて、検察庁に来庁等する外国人との円滑なコミュニケーションを支援するため、多言語自動音声翻訳機器の整備を検討する。〔警察庁、法務省〕《施策番号 69》
- 通訳人を同行した巡回連絡の実施、外国人に対する 110 番通報講習や防犯教室の開催、自主防犯団体との合同パトロールの実施等防犯対策の充実を図り、関係行政機関等とも連携しつつ、外国人が犯罪被害者となることや外国人コミュニティ等に対する犯罪組織の浸透の防止等を図る。〔警察庁〕《施策番号 70》
- 消費者トラブルについて、外国人が安全・安心な利用・契約等を行うことができるよう、「地方消費者行政強化交付金」による支援を通じて、消費者ホットライン 188 を通じた全国の消費生活センター等における消費生活相談について、地域の実情に応じて多言語対応の充実を図るほか、国民生活センターが設置した電話相談窓口「訪日観光客消費者ホットライン」において多言語対応を推進し、8 か国語を目途に対応の拡大を目指す。〔消費者庁〕《施策番号 71》
- 法律トラブルについては、日本司法支援センター（法テラス）における通訳業者を介した三者間通話により法制度や相談窓口等の情報提供を行う「多言語情報提供サービス」（10 か国語）について、より一層外国人利用者への適切な対応に努めるとともに、在留外国人の多国籍化に対応した言語数の確保等更なる利便性の向上を図るほか、民事法律扶助を含めた法テラスの多言語での法的支援について、適切な実施と積極的な周知・広報を行う。〔法務省〕《施策番号 72》
- 日本語を含めて 11 か国語で多言語対応している法務省の人権擁護機関における人権相談や調査救済手続について、引き続き外国人が多く利用するコミュニティサイト等の媒体に広告を多言語で展開するなどして、人権問題が生じた場合に

外国人が幅広く安心して利用できるよう更なる周知を図る。〈再掲〉〔法務省〕
《施策番号7》

- 失業等による経済的困窮や言語・習慣等の違いによる地域社会からの孤立等に対する支援ニーズに対応するため、地域の実情に応じて、生活困窮者に対する相談窓口への通訳の配置や、外国人をサポートする団体等との連携を図るなど、外国人の状態に応じたきめ細かな支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号73》

④ 住宅確保のための環境整備・支援

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくためには、住宅の確保が極めて重要であり、公営住宅や民間賃貸住宅等について、外国人であることのみを理由として入居を断ることのないよう、受入れ企業が、自ら住宅確保を行うほか保証人として入居をサポートするなど、責任をもって住宅の確保を確実に実施するとともに、外国人が円滑に入居できるようにするための取組を進めていく必要がある。さらに、公営住宅等において、日本人と同様の入居を推進し、共生社会を実現していく必要がある。

【具体的施策】

- 外国人が支障なく住宅を探し住むことのできるよう、全国の居住支援協議会による在留外国人への支援活動をサポートするとともに、外国人の住宅確保のための多言語による情報提供や物件紹介等の取組等、共生社会の実現に向けた施策を不動産関係団体と協力して引き続き積極的に推進する。

このため、外国人から住まい探しの相談を受け、その入居を受け入れる賃貸人や仲介事業者向けの実務対応マニュアルや外国語版の賃貸住宅標準契約書等を内容とする「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び、外国人向けの日本での部屋の探し方、契約時に必要な書類、入居手続き等を内容とする「部屋探しのガイドブック」について、不動産関係団体と連携し、現状の8か国語から14か国語への多言語対応の拡充を図る。また、同ガイドライン・ガイドブックにおける入居の約束チェックシートの項目の見直し・拡充、やさしい日本語への対応を行い、ホームページでの公表や関係事業者への研修会等を通じて、共生社会の重要性と併せて引き続き広く周知・普及を図る。あわせて、外国人も日本人と同様に家賃債務保証サービス等を利用し、不当な差別なく契約ができるよう、家賃債務保証業者登録制度等の周知を行う。

さらに、不動産関係団体において作成した、特定技能制度や技能実習生に係る制度及びそれに基づいて入国する外国人材の入居受入れの実務に係る賃貸人向けのガイドブックについて、登録支援機関、不動産所有者等に対して引き続き周知、普及を図るとともに、賃貸人の懸念等に対応するため、外国人の入居受入れに関する無料相談を引き続き実施する。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録や住宅情報の提供、居住支援等を

促進する。

特に、外国人の就労や生活を支援する機関や相談窓口に対し、外国人を対象としたサービスを提供する居住支援協議会、居住支援法人、登録家賃債務保証業者、登録住宅等に関する情報を積極的に提供することにより、外国人への居住支援の更なる充実を図る。〔国土交通省〕《施策番号 74》

- 公営住宅に関し、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう、地方公共団体に要請を行っているところ、このような地方公共団体における取組を更に推進する。

都市再生機構の賃貸住宅について、外国人の居住者が多い団地で実施されている外国人との共生の取組（外国語版の居住者向けリーフレットの配布、管理サービス事務所等における通訳の配置、居住者間の交流イベントの開催等）を推進する。〔国土交通省〕《施策番号 75》

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。

また、外国人が我が国で生活していくには、携帯電話をはじめとする通信サービスを利用することが必要となることから、携帯電話等の外国人が日常的に利用する通信サービスを円滑に契約し、利用できるようにするための取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

- 外国人材の口座開設の円滑化が、都市部のみならず地方も含めた各金融機関の支店・窓口においても一層徹底されるよう、やさしい日本語を含む 14 か国語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けのパンフレットを地方出入国在留管理官署や地方自治体等を通じて配布することに加え、全国で金融機関や受入れ企業等に対する説明の場を設ける。上記機会に併せて、マネー・ローンダリングや口座売買、地下銀行等の犯罪への関与を防止するため、これらの行為が犯罪であることや、関与した場合に上陸拒否や国外退去となり得ること、無免許・無登録の金融機関を利用しないこと等の周知も行っていく。

また、金融機関においても、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策の観点から、在留カードの利用等により、金融機関が外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理する等、関連規定やガイドライン等の整備を含め、上記に資する取組みが行われるよう引き続き対応を促していく。〔金融庁〕《施策番号 76》

- 受入れ企業は特定技能外国人及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を

開設できるように必要なサポートを行う。〔法務省〕《施策番号 77》

- 賃金支払について、給与受取側のニーズやキャッシュレス社会実現に向けた要請を踏まえ、資金移動業者の口座への賃金の支払を可能とすることについて、賃金の確実な支払などの労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保険等の制度の設計を早期に終え、労使団体と協議の上、来年度早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕《施策番号 78》
- 在留外国人による携帯電話の契約及び利用の円滑化等の観点から、日本語の話せない外国人が一律に契約を阻害されることのないよう、携帯電話事業者等における多言語対応に向けた取組及び在留カードによる本人確認手続の円滑化に資する取組の推進に引き続き取り組む。〔総務省〕《施策番号 79》

(3) 円滑なコミュニケーションの実現（日本語教育の充実）

【現状認識・課題】

外国人が我が国において生活していく中で、日本語能力が不十分な場合、円滑な意思疎通が図れず、様々な場面において支障が生じ得る。外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から排除されること等のないようにするためには、より円滑な意思疎通の実現に向け、いわゆる第二言語としての日本語を習得できるようにすることが極めて重要であり、そのような観点から、外国人に対する日本語教育の取組を大幅に拡充し、外国人と円滑にコミュニケーションできる環境を整備する必要がある。

【具体的施策】

- 就労者も含めた地域で生活する外国人に対し生活に必要な日本語教育を行うため、その教育内容・方法の標準を定めた「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」や、これに準拠した「教材例集」等の周知や活用促進を更に実施し、地域の日本語教育の水準向上を図る。
また、「『生活者としての外国人』に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案」等を活用した、一定の水準を満たした日本語の学習機会が外国人に行き渡ることを目指し、地域住民との交流の場としての公民館等の公的施設の活用にも留意しつつ、「特定技能」の在留資格の創設等を踏まえ、地方公共団体が関係機関等と有機的に連携し、日本語教育環境を強化するため、国及び地方公共団体の総合的な体制づくり等、地域における日本語教育を推進するとともに、先進的な取組を行う N P O 等への支援を実施する。〔文部科学省〕《施策番号 80》
- 日本語教室空白地域の解消のため、空白地域の地方公共団体に対する教室開設のためのアドバイザー派遣等の支援を行うとともに、日本語教室の設置が困難な

地域に住む外国人に対して、生活場面に応じた日本語を自習できる I C T 教材（14 か国語）を開発し、開発できた言語から順次速やかに提供する。〔文部科学省〕《施策番号 81》

- 放送大学において、外国人向けの基礎的な日本語講座のオンライン配信やアーカイブ放送を全国的に行い、日本語学習の機会を提供する。〔文部科学省〕《施策番号 82》
- 我が国を訪れる外国人が日常生活、職場等で使用できる日本語を学習できるよう、日本放送協会（NHK）が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実等を進める。また、関係機関（在外公館、地方公共団体、教育機関、関係省庁等）において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けて、我が国を訪れる外国人やその受入れ企業等に対し周知を実施する。〔総務省、経済産業省等関係省庁〕《施策番号 83》
- 夜間中学は、義務教育を修了していない学齢経過者等の義務教育を受ける機会を実質的に保障する公立学校であり、平成 31 年 4 月現在、全国 9 都府県 27 市区に 33 校が設置されている。生徒の約 8 割は外国籍の者が占めており、本国や我が国において義務教育を十分に受けられなかった者にとって、社会的・経済的自立に必要な知識・技能等を修得し得る教育機関である。

このため、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）や第 3 期教育振興基本計画等に基づき、全ての都道府県や指定都市に少なくとも一つの夜間中学が設置されるよう新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた取組の支援、地方公共団体向けの研修会の開催や広報活動の充実を通じてその促進を図る。また、教員の日本語指導の資質向上、地域の日本語教室等との連携や日本語教師、日本語指導補助者等の外部人材の活用等を通じて夜間中学の教育活動の充実等に向けた取組を進める。〔文部科学省〕《施策番号 84》
- 日本語の習得段階に応じて、求められる日本語教育の内容及び方法を明らかにし、外国人が適切な日本語教育を受けられ、評価できるようにするため、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を参考にした日本語教育の標準や、日本語能力の判定基準について検討・作成する。〔文部科学省〕《施策番号 85》
- 国内外で日本語学習者が増加する中、日本語教育を担う人材の育成が急務となっていることから、「日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版」（平成 31 年 3 月文化審議会国語分科会）を踏まえ、就労者等に対する日本語教師の養成・研修プログラムの改善・充実・普及を一層図るとともに、日本語教師の資質・能力を証明する新たな資格を整備すること等により、日本語教育全体

の質の向上を図る。〔文部科学省〕《施策番号 86》

- 関係省庁・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進していくための会議の開催や、日本語教育に関するポータルサイト（NEWS）の運用等、日本語教育の基盤的取組の更なる推進を図る。〔文部科学省〕《施策番号 87》
- 外国人労働者の就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。〔厚生労働省〕《施策番号 88》
- 技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習として、実際の現場で使用する語彙や表現を学ぶための e-learning 教材を開発、提供する。〔厚生労働省〕《施策番号 89》

(4) 外国人の子供に係る対策

【現状認識・課題】

外国人児童生徒に対する教育は、外国人児童生徒の日本における生活の基礎となるものであり、その一人ひとりの日本語能力を的確に把握しつつ、きめ細かな指導を行うことにより、外国人児童生徒が、必要な学力等を身に付けて、自信や誇りを持って学校生活において自己実現を図ることができるようにしなければならない。

しかし、公立学校においては、日本語能力を十分に有していないにもかかわらず、特別の配慮に基づく指導を受けられていない外国人児童生徒が約 2 割という実態があり、外国人児童生徒の人数に応じた教員等の数を確保するとともに、教員等の資質・能力の向上を図ることが必要不可欠となっている。

また、外国人の高校生等について、学校生活への不適應や学習意欲の低下、生徒が問題を相談できる体制が不十分であること、生徒自身が将来のビジョンを持ってないこと等による中退等の課題も存在している。

【具体的施策】

- 外国人の妊産婦が、日本において母子保健情報を円滑に入手し活用することで安心して出産・子育てができるように、母子保健の入り口である母子健康手帳を多言語化し、それを活用した効果的な支援方法等について調査研究を行い、今後、自治体へ周知する。〔厚生労働省〕《施策番号 90》
- 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）等における保育所等における外国籍の子どもへの配慮や保育所等から小学校への切れ目のない支援について、地方公共団体に改めて周知を行い、保育所等において、外国籍家庭等に対する適切な支援が行われるよう引き続き要請する。また、平成 30 年 9 月 14 日に公表した「新・放課後子ども総合プラン」における基本的な考え方や学校・家庭

との連携について、地方公共団体に対して改めて周知し、放課後児童クラブにおいて、外国人児童に対する適切な対応がなされるよう引き続き要請する。〔厚生労働省〕《施策番号 91》

- 調査研究を実施し、外国人比率の高い地方公共団体を中心に、市町村や保育所等における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリング等を行い、地方公共団体における外国籍等の子どもの受入れの支援体制を把握し、保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応について取組事例を収集した上で、好事例等の横展開を引き続き行う。〔厚生労働省〕《施策番号 92》

- 公立学校において、令和 8 年度には日本語指導が必要な児童生徒 18 人に対して 1 人の教員が基礎定数として措置されるよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）の規定に基づいた改善を着実に推進する。また、各地域における関連部署・団体等による支援の状況等も踏まえつつ、日本語指導補助者や母語支援員の活用等の指導体制の構築や、日本人と外国人が共に学び理解し合える授業の実施、きめ細やかな指導を行うための多言語翻訳システムや遠隔教育といった ICT を活用した支援等、各地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制の整備に対する支援を実施する。その際、母語・母文化の重要性に配慮するとともに、各地方公共団体における NPO や企業等を含む幅広い主体との連携も促進する。

また、中央教育審議会において、これら現状の施策を踏まえつつ、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について検討を進める。〔文部科学省〕《施策番号 93》

- 教育委員会・大学等が実施すべき研修内容等をまとめた「モデル・プログラム」の開発・普及を通じて、日本語初期指導、中期・後期指導、JSL カリキュラムによる指導等の系統的な日本語指導を実践するための体制を整備し、日本語指導を担う中核的教師の養成等、外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図る。また、各地方公共団体における教員等の研修の促進に資するよう、独立行政法人教職員支援機構における「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」により研修指導者を養成するほか、各地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等を行う取組、同機構が提供する校内研修向けの講義動画の周知等を行う。

あわせて、外国人児童生徒等に対して指導を行う教員や日本語指導補助者の確保・資質向上について、多様な人材の確保や全国的な研修機会の確保という観点も踏まえつつ、有効な方策について検討を行う。〔文部科学省〕《施策番号 94》

- 外国人生徒等の進学状況、中退率、進路状況等に関する実態を踏まえ、中学校・高等学校において将来を見通した進路指導が提供されるよう、日本語指導の充実、キャリア教育等の包括的な支援を進める。

公立高等学校入試における帰国・外国人生徒等への特別な配慮（ルビ、辞書の持ち込み、特別入学枠の設置等）について、地域の実情に応じて充実が図られるように促す。〔文部科学省〕《施策番号 95》

- 外国人児童生徒の就学機会が適切に確保されるよう、多言語化にも対応した、地方公共団体における就学案内の徹底や就学ガイドブックの作成・配布等による就学促進のための取組、学校外での就学状況も含めた外国人児童生徒の就学実態の把握に係る取組の促進を図る。

また、「外国人の子供の就学状況等調査」（令和元年9月）により把握した就学状況に係る課題の整理や好事例の普及を行うとともに、地域の実情に応じて、外国人学校、NPO等の多様な主体が外国人の子供の学びの受け皿となっていることを踏まえ、これらが地方公共団体と連携し、就学状況の円滑な把握や就学促進につながるよう支援を充実する。

さらに、就学に関する情報提供を市区町村の教育委員会が住民基本台帳担当部署等と連携して行う等、地方公共団体の関係部局や関係機関による一体的な取組を促進する。〔文部科学省〕《施策番号 96》

- 日本の義務教育を修了し高校卒業後に就労を希望する外国人の日本社会への定着が円滑に行われるよう、必要な在留資格の明確化等について関係省庁と共に検討を行う。〔文部科学省、法務省〕《施策番号 97》

- 補導の対象となった外国人少年について、非行を防止するため、日本人と同様、必要に応じて保護者同意の下、継続補導を実施するとともに、大学生ボランティア等と連携し、学習支援活動や居場所づくり活動等に取り組み、外国人少年の健全育成を図る。〔警察庁〕《施策番号 98》

- 言語、母国の教育制度や文化的背景や家庭環境に留意し、適切に障害のある外国人の子供の就学先の決定が行われるよう、地方公共団体への周知を行うとともに、就学先の相談に当たって多言語化に対応した翻訳システムの活用を推進する。

特別支援学校等においても、日本語指導補助者や母語支援員等の配置に努めるほか、特別支援教育、日本語指導の担当教師が、それぞれ日本語指導、特別支援教育についても学ぶことのできる研修の機会等の充実を図る。

あわせて、発達障害の可能性のある外国人の児童生徒に対する学校における合理的配慮の在り方について実践研究を行い、その成果を普及する。また、子育てや就学に関する相談窓口等について外国人の保護者も対象に分かりやすく積極的な情報発信に努める。〔文部科学省〕《施策番号 99》

(5) 留学生の就職等の支援

【現状認識・課題】

留学生は、我が国の教育機関における教育を通じて高度な専門性や日本語能力を

身に付けるのみならず、その留学期間中、日本人学生や地域住民と様々な形で交流することを通じて我が国を深く理解してくれる貴重な人材である。こうした留学生が、就職できず失意の下に帰国するというようなことはできる限り避けるべきであるところ、既に平成28年6月の「日本再興戦略」において留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すこととされたが、実際の就職率は32%（大学、短大、高専、専修学校等を修了した留学生の平成29年度実績。うち大学（学部・院）を卒業・修了した留学生の平成29年度実績は35%。なお、平成28年度実績は、それぞれ31%、36%）にとどまっており、抜本的な対策が必要な状況にある。

このため、留学生の就職を容易にするための在留資格の見直しを行うとともに、各大学における留学生の取扱い、各企業における就職活動の在り方やその後の育成を含めて、幅広い対策を講ずることが必要である。

また、今後、介護分野の留学生や介護分野で働く外国人が増加することが見込まれることから、それらの外国人に対してより適切な支援を図る必要がある。

【具体的施策】

- 日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職支援に向けた特定活動告示（第46号）の周知を行う。〔経済産業省、厚生労働省、法務省〕《施策番号100》
- 大学等の秋卒業者の国内就職を促進するため企業等の通年採用が促進されるように取り組むとともに、就職が内定した留学生に対し、採用までの間本邦に滞在することを認めている「特定活動」の企業等への周知を行う。〔法務省、経済産業省〕《施策番号101》
- 本年11月、「日本料理海外普及人材育成事業」の拡充により、名称が「日本の食文化海外普及人材育成事業」と改められるとともに、調理又は製菓の科目を専攻して専修学校の専門課程を修了する等した留学生が就職できる業務の幅が拡大され、日本料理に加え、その他の料理や製菓についても対象とされたことを受け、本事業の適正な運用を行いつつその普及を図る。〔法務省、厚生労働省、農林水産省〕《施策番号102》
- 留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく、「外国人起業活動促進事業」に関連する制度・運用の拡充をはじめとした、入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め、令和元年度中に結論を得る。〔法務省、経済産業省〕《施策番号103》
- 一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、厚生労働省のユースエール認定制度の認定企業を対象として、留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について、大企業と同様の簡素化を図ったところ、在留諸申請手続きにおける更なる提出書類の簡素化について引き続き検

討を行う。〔法務省、経済産業省〕《施策番号 104》

- 大学が企業等と連携し、留学生が我が国での就職に必要なスキルである「ビジネス日本語」等を在学中から身に付ける教育プログラムを策定し、これを「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」として文部科学省が認定し、留学生の国内企業等への就職につなげる仕組みを全国展開する。認定大学には、留学生の就職率についての達成目標の設定を求める一方で、奨学金の優先配分等の支援を検討する。スーパーグローバル大学創成支援事業の採択大学についても、同プログラムに原則として参加することとする。

また、優秀な留学生の掘り起こし、日本語指導、国内企業とのマッチング等、総合的な受入れモデルを構築する専修学校における取組を支援しているところ、これらの取組によって得られた教育プログラム等に関する成果を公表して広く情報共有する。

これらの取組により、大学・専修学校、企業、地方公共団体等の連携の下、留学生を国内企業への就職につなげる仕組みの構築を推進する。〔文部科学省〕《施策番号 105》

- 文部科学省が認定する、留学生がビジネス日本語等を身に付けるための教育プログラム「留学生就職促進履修証明プログラム（仮称）」について在学中のみならず、企業への内定後や大学卒業後をフォローアップする教育プログラムについても認定することとして、更なる活用促進を図る。〔文部科学省〕《施策番号 106》

- 我が国を訪れる外国人が日常生活、職場等で使用できる日本語を学習できるよう、日本放送協会（NHK）が、提供する日本語教育コンテンツについて、対象言語の拡大や過去のコンテンツの有効利用の促進、ウェブサイトの充実を進める。また、関係機関（在外公館、地方公共団体、教育機関、関係省庁等）において、必要に応じ当該コンテンツの利用拡大に向けて、我が国を訪れる外国人やその受入れ企業等に対し周知を実施する。〈再掲〉〔総務省、経済産業省等関係省庁〕《施策番号 83》

- 大学等における就職率等の情報開示等の取組を集約し、効果的に発信するため日本学生支援機構の特設サイトにおいて、大学等の情報の掲載を進めるとともに、就職支援の取組や就職状況に応じて教育機関に対する奨学金の優先配分を行う。〔文部科学省〕《施策番号 107》

- 留学生の国内就職の促進のため、留学の在留資格から就労関係の在留資格変更手続の簡素化等を行うことを踏まえ、大学等の進路相談等において留学生の在留資格の変更に対する支援が効果的に行えるよう、法務省、文部科学省と大学等が連携し、研修会（意見交換）を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 108》

- 留学生の採用時に高い日本語能力（例えば日本語能力試験N1相当以上）を求める企業もみられるが、業務に必要な日本語能力のレベルは企業ごとに様々であり、採用時に求める日本語能力水準には多様性がある。こういった実態を踏まえ、関係省庁、産業界、支援事業者、大学等の連携により策定する留学生の多様性に応じた採用選考や選考後の柔軟な人材育成・処遇等に係るチェックリストやベストプラクティス等について、関係省庁の各種制度や施策と連携し、横展開していく。また、同チェックリスト等に基づく留学生向けの取組について、企業や大学等からの情報発信を促すため、関係省庁から経済団体や大学等への周知を徹底していく。〔経済産業省（厚生労働省、文部科学省等関係省庁）〕《施策番号109》
- 「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」を日本貿易振興機構（JETRO）に立ち上げたことを受け、関係省庁連携の下、企業と留学生を含む高度な知識・技能を有する外国人材の双方に分かりやすい関連施策情報等、各種情報発信の充実を図る。また、専門家による中堅・中小企業への伴走型支援を通して、留学生を含む高度外国人材の採用ニーズが高まっている地方企業に対しても就職から活躍までのきめ細やかな支援を迅速かつ効率的に提供するために、専門家を全国に配置する。さらに留学生を含む高度外国人材が企業に就職した後の活躍を促進するために必要な企業における取組の在り方を検討し、その普及・定着を図る。〔経済産業省〕《施策番号110》
- ハローワークの「外国人雇用サービスセンター」や「留学生コーナー」を地域の拠点として、担当者制によるきめ細かな相談・支援を行うほか、地方企業、地方公共団体、JETRO等関係機関と連携し、インターンシップの充実や留学生向け求人の掘り起こし、就職ガイダンス等のセミナー、合同企業説明会の開催等に取り組むことで、留学生と企業の更なるマッチングの推進を図る。
また、上記拠点において、地方公共団体が設置する一元的な窓口と必要な連携を図る。〔厚生労働省、経済産業省〕《施策番号111》
- 入学を志願する留学生向けの情報提供を促し、国内企業のニーズに応じた留学生の受入れを促進するため、海外において、関係機関との連携により、卒業後の我が国での就職等のキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力について統合的な発信を図る。〔文部科学省〕《施策番号112》
- アジアの優秀な理系分野の人材の環流促進を目指すイノベティブ・アジア事業では、関係機関との連携強化を図り、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」の活用、インターンシップのマッチング及び日本企業での就職に関心を持つものを対象とした国内外でのジョブフェア等の情報提供を実施する。〔外務省、法務省、経済産業省、文部科学省〕《施策番号113》
- 介護施設等が行う外国人介護人材の技能向上のための研修や、外国人を対象に

行う研修の講師養成等を行うほか、留学生を含む介護福祉士養成施設に在学する学生に対し、資格取得後に一定期間介護業務に従事した場合に返済免除となる修学資金の貸付けを行う事業を更に推進する。

また、我が国の大学等に在籍する留学生で、学業・人物ともに優れ、経済的理由により修学継続が困難な学生等を対象とした給付型の奨学金事業において、今後の介護分野における推薦状況を踏まえつつ、支援を推進する。〔厚生労働省、文部科学省〕《施策番号 114》

- 留学生と企業が接触する機会となるインターンシップの促進に向けて、活動内容や在留資格手続に係るガイドラインの見直しを行うとともに、留学生の日本での就労に必要となる手続について、モデルケースの提示やフローの見える化を図る。また、適切な手続方法について大学や企業等に広く周知する。〔法務省、文部科学省、経済産業省〕《施策番号 115》
- 外国人共生センター(仮称)を拠点にインターンシップに係る説明会やセミナー等を通じ、企業における留学生や海外からのインターンシップの受入れ促進を図る。〔法務省、厚生労働省、経済産業省〕《施策番号 116》
- 「特定活動」の在留資格により認められるインターンシップについて、その対象となる外国の学生の要件や活動内容、制度の趣旨を明確にするとともに、より一層適正な制度の利用促進を図るためにガイドラインを策定する。〔法務省〕《施策番号 117》
- 総合的対応策による取組を踏まえ、留学生の国内就職関連情報について在外公館を通じ情報発信を行う。〔外務省〕《施策番号 118》
- 外国人留学生等を対象とした、職場定着のためのコミュニケーション能力の向上や雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした研修を実施するとともに、研修事業の知見を基に職場定着のための研修モデルカリキュラムを作成する。さらに、モデルカリキュラムやベストプラクティス等を活用して、事業主向けセミナー等を通じ、事業主や職場の上司等の職場における効果的なコミュニケーションの方法を周知する。〔厚生労働省〕《施策番号 119》
- 事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。
 - ・ 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した多言語辞書を作成し、事業主や外国人に周知する。
 - ・ 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に

配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置を新設する。

- ・ 外国人就労・定着支援研修事業の知見を基に外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラム(仮)を作成し、外国人を雇用する企業等へ周知する。

[厚生労働省] 《施策番号 120》

- キャリアコンサルタント向け講習等を通じ、留学生や企業実務(ダイバーシティ経営等)等に精通したキャリアコンサルタントの育成を行う。[厚生労働省] 《施策番号 121》
- 元留学生等の外国人社員を含め企業内におけるキャリアコンサルティングを積極的に実施することにより、外国人材の活躍や定着につなげる企業の事例を取りまとめ、周知を行う。[厚生労働省] 《施策番号 122》

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

【現状認識・課題】

外国人労働者についても、日本人労働者の場合と同様、適正な労働条件等の確保が極めて重要であるが、外国人労働者は、日本の労働関係法令等に関する知識が十分でない場合も少なくなく、そのこともあって、労働条件等に関する問題が生じやすいといえる。

そのため、労働基準監督署等の関係機関において、外国人を雇用する事業主に対する指導や相談支援を更に推進するなど、適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保に努めていく必要がある。

【具体的施策】

- 労働基準監督署において、事業主に対する労働関係法令の遵守に向けた周知等を行う。また、ハローワークにおいて、事業主に対する外国人の雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発、雇用管理セミナーの重点的な開催等、雇用管理改善に向けた相談・指導等の充実を図り、外国人の職場定着を支援する。さらに、外国人労働者の適正な労働条件と雇用管理の確保のため、必要な体制整備を図る。[厚生労働省] 《施策番号 123》
- 技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあり、外国人技能実習機構の現地検査の能力を強化するために、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有するなどの措置を講ずる。

外国人技能実習機構の母国語相談窓口の拡充等により、技能実習の不適正な実施等に関する実習生からの情報を収集する能力を高め、効果的な現地検査につなげる体制を強化する。

また、技能実習生においても技能実習制度に関する理解や日本で生活する上で必要な情報の入手が行えていない場合もあることから、入国時に配布している技

能実習生手帳についてアプリ化することで、技能実習生に対して新たに周知すべき情報等について随時提供すること等を可能とし、技能実習生が技能実習に専念できるよう、その保護を図る。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 124》

- 我が国の安全衛生対策に関する知識が乏しく、あるいは日本語に不慣れな外国人労働者が少なくないことに鑑み、外国人労働者向けの外国語による安全衛生教材や外国人労働者を雇用する事業主向けに、特定技能外国人の受入れ分野（14 分野）等に対応する安全衛生教育用視聴覚教材を開発するとともに、関係省庁、業界団体等に対してそれら視聴覚教材の活用方法等を周知するほか、視聴覚教材等を用いて外国人労働者に理解できる安全衛生教育を実施するよう事業主を指導・支援する。視聴覚教材については、現在、日本語を含む 11 言語で作成しているところ、対応言語を拡充して 14 か国語対応とするほか、VR 技術等を用いた危険体感教育用教材を作成する。併せて、危険有害業務に係る補助教材等の充実を図るなど、外国人労働者の労働災害の防止対策のためのツールを充実・強化する。〔厚生労働省〕《施策番号 125》
 - 都道府県労働局や労働基準監督署に設置している「外国人労働者相談コーナー」、同相談コーナーに来訪できない方への「外国人労働者向け相談ダイヤル」、労働基準監督署の閉庁時間に労働相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」のそれぞれについて、対応言語を現行の 9 か国語から 14 か国語に拡大する（日本語を含む）。〔厚生労働省〕《施策番号 126》
 - 事業主と外国人労働者の意思疎通を促進し、外国人労働者の職場定着のための事業主の取組を支援するため、以下の措置を講ずる。
 - ・ 労働条件等に関する事業主と外国人労働者の間のトラブルの発生予防に資するよう、労働契約等で使用頻度の高い単語や例文を各国語に翻訳した多言語辞書を作成し、事業主や外国人に周知する。
 - ・ 外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で安心・納得して就労を継続し、その能力を発揮することができるよう、外国人特有の事情に配慮した事業主の雇用管理改善の取組に対する助成措置を新設する。
 - ・ 外国人就労・定着支援研修事業の知見を基に外国人労働者の職場定着のための研修のモデルカリキュラム(仮)を作成し、外国人を雇用する企業等へ周知する。
- <再掲>〔厚生労働省〕《施策番号 120》
- 都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）及び総合労働相談コーナーにおいて、新たに「多言語コンタクトセンター」（電話通訳）の活用等により、職場におけるハラスメントや解雇等のトラブルに関する相談対応等の多言語化を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 127》

- 事業者から所轄の労働基準監督署長に報告される「労働者死傷病報告」の情報等から外国人労働者の労働災害の傾向、原因等を分析し、今後の労働災害防止対策に活用する。〔厚生労働省〕《施策番号 128》

② 地域での安定した就労の支援

【現状認識・課題】

在留外国人の増加やその多国籍化・多言語化に伴い、ハローワークにおける相談対応の多言語化を図ることが求められているとともに、それらの外国人について、円滑な就職活動を可能とし、その就労の安定を図ることが必要とされている。

また、前記のとおり我が国での就職を希望する留学生に対し、より一層の就職支援が必要である。

【具体的施策】

- 多言語コンタクトセンターの対応言語について、3か国語を新たに追加し14か国語とすることで機能強化を図る。また、通訳員を配置しているハローワークについて、各地域の実情を踏まえ、対応言語の追加の検討を行うほか、多言語翻訳システムについて試行的に導入しその効果を測定することにより、ハローワークにおける相談体制等の更なる整備を図り、円滑な就職支援を実施する。〔厚生労働省〕《施策番号 129》
- 特定技能外国人を含む外国人材の地域での安定した就労が確保されるよう、身近な地域での就職を希望する場合には、地域のハローワークにおいて、多言語対応（14か国語）により、地元企業の情報や外国人が応募しやすい求人情報の提供を行うなど、できる限り本人の希望に沿った就職が可能となるよう支援を行う。〔厚生労働省〕《施策番号 130》
- 外国人雇用サービスコーナー等において、専門相談員の配置による職業相談や、定住外国人等が応募しやすい求人情報の提供、地方公共団体が設置する一元的な窓口との連携等により、安定的な就労の促進及び職場定着を図る。また、定住外国人等を対象とした、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修事業（外国人就労・定着支援研修事業）について、実施地域及び対象者数の拡充を図る。〔厚生労働省〕《施策番号 131》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練を実施するほか、都道府県等の実情に応じ、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置を進める。また、好事例の収集及びその周知等を図ることで日本語能力に配慮した職業訓練の実施を希望する地方公共団体を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号 132》
- 人材開発支援助成金制度の周知・広報を図り、外国人を含む労働者の職業訓練

等に取り組む事業主等を支援することにより、その労働者のキャリア形成を促進する。〔厚生労働省〕《施策番号 133》

(7) 社会保険への加入促進等

【現状認識・課題】

外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティネットであるが、外国人を雇用している事業所の中には、外国人について社会保険への加入手続を行っていないものが一定程度存在していることから、関係機関が連携してその加入促進を進めていく必要がある。

他方、在留外国人による医療保険の利用については、不適切な利用がなされているケースが存在するとの指摘もあることから、その適正な利用の確保に向けた取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

- 社会保険への加入手続に関し、事業主の呼出し、訪問指導、立入検査等による計画的な事業所指導を実施するなど、外国人を雇用する事業所や雇用されている外国人に対する社会保険への加入促進の取組を重点的に推進する。あわせて、国民健康保険について、市町村において、離職時等に、年金被保険者情報等を活用しながら行う加入促進の取組を推進する。〔厚生労働省〕《施策番号 134》

- 外国人に対する国民健康保険制度の周知広報に要した費用に対し、特別調整交付金の仕組みにより財政支援を行うなど、地方公共団体における外国人の国民健康保険制度への加入促進のための取組を支援する。〔厚生労働省〕《施策番号 135》

- 地方出入国在留管理官署における外国人の在留資格変更・在留期間更新時や、ハローワークにおける求人受理時等において、関係行政機関が連携を図ることにより、外国人雇用事業所や外国人の社会保険への加入促進に取り組む。
このため、特定技能外国人の受入れに関する審査に当たり、社会保険制度上の義務の履行状況等を適切に確認し、過去にその納付すべき社会保険料を一定程度滞納するなどした受入れ機関については受入れを認めない。また、上陸許可や在留資格変更許可等をした外国人の身分事項や所属機関の情報及びその帯同家族の情報を法務省から厚生労働省等に提供し、関係機関において、当該情報を活用しながら所要の確認や適用、必要に応じた加入指導等を行うことにより、社会保険の加入促進に取り組む。加えて、国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を講ずる。上記の特定技能外国人に係る法務省から厚生労働省等への情報提供等や在留期間更新許可申請等に係る取組については、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることについて引き続き検討する。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 136》

- 国内居住者が国内の保険医療機関を受診した場合に保険給付を行うという健康保険制度の基本的な考えに立ち返り、海外の医療機関を受診した場合の給付は例外であることの徹底や、適正な認定事務の確保のため、健康保険法等の改正により、健康保険の被扶養者や国民年金第3号被保険者の認定において、国籍を問わず原則として国内に居住しているという要件が導入されており、円滑に制度が運用されるよう、引き続き取り組んでいく。なお、制度改正が実施される（令和2年4月1日）までの間については、平成30年3月から実施している被扶養者の認定方法を公的書類等による認定に統一化する取組のフォローアップを行いつつ、引き続き厳格な認定を行う。

また、国民健康保険については、市町村において、在留資格の本来活動を行っていない可能性があると考えられる場合に法務省に通知する枠組みが適切に実施されるよう、引き続き周知を図っていく。国民健康保険の資格管理の適正化の観点から、健康保険法等の改正により、市町村における調査対象として、被保険者の資格の得喪に関する情報が明確化されたことを受けて、着実に適正化を図る。

さらに、海外での出産の事実自体を偽装した出産育児一時金の不正受給を防止する観点から、これまでに実施した海外療養費における対策を踏まえ、出産育児一時金の請求に必要な書類の統一化を図り、審査の厳格化を行うよう通知を発出したところであり、海外療養費における不正受給対策と併せて、引き続きその周知や実施の促進を図る。

加えて、他人の被保険者証を流用するいわゆる「なりすまし」に対しては、医療機関が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求めることができるよう、必要な対応を行う。その際、本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしないこととする。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号137》

- 地方出入国在留管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認し、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うほか、その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることを引き続き検討する。〔法務省（国税庁、総務省）〕《施策番号138》

- 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援を実施することとし、

出入国在留管理庁は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号 139》

- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。

また、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度について、引き続き、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号 140》

- 国外居住親族に係る扶養控除等の適用について、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられているために、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの指摘を踏まえ、令和5年分以後の所得税について、留学生や障害者、送金関係書類において38万円以上の送金等が確認できる者を除く30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除を適用しないこととする。〔財務省〕《施策番号 141》

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

【現状認識・課題】

我が国における中長期在留者の増加に伴い、地方出入国在留管理官署の窓口が混雑し、在留諸申請のための待ち時間が長時間に及んでいる。また、在留諸申請の増加に伴い、地方出入国在留管理官署においては各種問合せへの対応や申請書類の管理等の業務が増加し、円滑かつ迅速な在留資格手続に支障を来している上、「特定技能」の在留資格の創設に伴い、我が国での就労を希望する外国人が増加することも見込まれる。

こうしたことから、在留外国人が地方出入国在留管理官署の窓口において在留諸申請の受付のために長時間待つことのないよう、外国人の負担軽減を図るとともに、在留資格手続の円滑化・迅速化を図るため、申請手続の合理化を進める必要がある。

【具体的施策】

- 在留申請手続のオンライン化について、令和2年春頃を目途に対象手続を在留資格変更許可申請、在留資格認定証明書交付申請及び就労資格証明書交付申請に拡大する。

また、「特定技能」の在留資格による外国人の所属機関が行う雇用契約の終了等に関する出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステムの整備について、引き続き検討を行う。

さらに、外国人の受入れ状況に係る情報を継続的に把握し、受入れ機関単位で

情報を管理・把握するための情報基盤の整備及び特定技能外国人の受入れ機関が行う出入国在留管理庁長官に対する届出をオンラインで行うためのシステム整備についても、引き続き検討を行う。〔法務省〕《施策番号 142》

- 地方出入国在留管理官署において、在留資格認定証明書交付時に代理申請者である全ての受入れ機関等に対してマイナンバーカードの申請案内等を行うとともに、在外公館における査証申請時にマイナンバーカード申請書の確認等を通じ再度周知等を行う。さらに、新規上陸時において、全ての中長期在留者に対して、市区町村での住居地届出義務の案内と併せてマイナンバーカードの取得の周知等を行っているところ、これを継続して実施する。

また、地方出入国在留管理官署において、在留期間更新許可申請時等に来庁する全ての中長期在留外国人に対して、マイナンバーカードの交付申請等を周知するとともに、特に中長期在留外国人の来庁者が多い地方出入国在留管理官署において、所在地の市区町村と連携して申請支援を行うモデル事業を実施し、実施状況等を踏まえて、市区町村の要請を受けて、横展開を行う。

これらの対応を行うことにより、中長期在留者のマイナンバーカードの円滑な取得を図る。〔法務省、外務省、総務省〕《施策番号 143》

- 新生児の住民票作成時において、住民票作成手続等と一体的にマイナンバーカードの取得促進を図ることにより、マイナンバーカードの円滑な取得が可能な環境を整備する。引越しの際の転入時にも、住民票作成手続等と併せて確実にマイナンバーカードの書換え手続等を行う。

新規に上陸する中長期在留外国人についても、上記の取組と同様、住民票作成時における円滑な取得環境を整備する。あわせて、在留カードとマイナンバーカードとの一体化についても、引き続き、検討する。〔総務省、法務省〕《施策番号 144》

- 地方出入国在留管理官署における在留諸申請について、在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請の標準処理期間（2週間から1か月）内の処理を励行する。特に、中小・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化に対応するため、特定技能外国人が地域において速やかに就労を開始できるよう、地方出入国在留管理官署においては、「特定技能」の在留資格に係る在留諸申請及び登録支援機関登録申請に係る標準処理期間内の処理を励行し、迅速な処理を行う。〔法務省〕《施策番号 145》

- 中小企業等が外国人材を雇用する場合の在留資格関係手続の負担軽減に資するよう、受入機関が一定の条件を満たす場合の在留諸申請手続における提出書類の簡素化について検討を行う。〔法務省〕《施策番号 146》

(2) 在留管理基盤の強化

【現状認識・課題】

今後、外国人材の受入れはますます拡大し、その活動も多岐にわたっていくと考えられることから、外国人の在留状況・就労状況等を迅速かつ正確に把握し、的確な在留管理を行うことがこれまで以上に重要になると考えられる。

また、現状では、いずれの省庁の統計においても、どの業種・職種に外国人がどの程度受け入れられているかを正確に把握することができない状況にあるが、外国人材の受入れの効果測定等を的確に行うためには、それらを統計上把握できるようにする仕組みが必要である。

あわせて、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理等を実施するため、法務省の体制を整備することも求められている。

【具体的施策】

- 令和2年3月から在留カード番号が追加される外国人雇用状況届出情報を活用して、外国人の就労状況の正確な把握、効率的な摘発のための偽装滞在者等の特定を進める。

また、法務省が保有する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報をオンラインで連携する検討を進める。〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 147》

- 在留資格変更許可申請書・在留期間更新許可申請書等の記載事項の更なる見直しの検討を含め、在留外国人について業種別・職種別・在留資格別・地域別等の就労状況を正確に把握し、外国人雇用状況届出情報とともに、外国人の就職状況をシームレスに把握し外国人の就労に関する統計の充実・活用を図る。〔法務省〕《施策番号 148》

- 就労目的の外国人の雇用形態、賃金等を把握することができるよう、統計調査等を引き続き実施する。〔厚生労働省、法務省〕《施策番号 149》

- 出入国在留管理庁において、外国人の円滑な受入れやその受入れ環境の整備に関する業務を適切に遂行することができるようにするため、その職員に対する研修の充実や必要な出入国管理システムの改修を含め人的・物的体制の整備を図ることとする。〔法務省〕《施策番号 150》

(3) 留学生の在籍管理の徹底

【現状認識・課題】

就労目的の留学生や在籍管理が不十分な教育機関の存在が指摘されているところ、本年6月に策定した留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針を着実に具体化していくとともに、本年8月に改正を行った日本語教育機関の告示基準を適

切に運用するなどして、日本語教育機関の適正化や質の向上及び留学生の在籍管理の徹底を図っていく必要がある。

【具体的施策】

- 令和元年に見直しを行った在留資格「留学」に係る在留資格認定証明書交付申請の際の提出資料及び地方出入国在留管理局における日本語教育機関の適正性判断について、まずは確実かつ厳格な運用に努める。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 151》

- 日本語教育機関の告示基準の改正により、告示基準適合性についての定期的な点検及び点検結果の報告等の義務付けや告示から日本語教育機関を抹消する基準の追加等が行われたことから、地方出入国在留管理官署において、日本語教育機関に対し実地調査等を行い、告示基準適合性に係る点検結果報告の適正性について確認し、必要な指導を行い、なおも改善がみられない場合等は、告示から抹消する等の厳格な処分等を行い日本語教育機関の適正化を図る。また、当該調査においては、ICTにより記録された出席率等を基に、その適正性についての的確な判断を行う。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 152》

- 検挙された留学生について、その通っている日本語教育機関が判明した場合に、警察庁が法務省及び外務省に対して当該日本語教育機関の情報を提供し、法務省において当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用するとともに、外務省において査証審査に活用する取組を更に推進する。外務省は、査証審査等により判明した、要件を満たさない留学生に係る日本語教育機関の情報を法務省等に提供し、法務省は、当該情報を日本語教育機関に対する調査等に活用する。〔警察庁、法務省、外務省〕《施策番号 153》

- 留学生が我が国で就職して活躍するための前提として、留学生が学業に専念し、高度な専門性・技術や日本語能力を身に付けて適正に課程を修了することができるよう、高等教育機関の質の確保と留学生の適正な管理が求められる。このため、各大学、高等専門学校、専修学校に対して留学生の適切な受入れ及び学業成績や資格外活動の状況等の的確な把握や適切な指導等の在籍管理の徹底を求めるとともに、出入国在留管理庁と情報共有の上、在籍管理が不十分な大学等に対し、連携して実態調査及び指導を実施することで、留学生の在籍管理について更なる徹底を図る。〔文部科学省〕《施策番号 154》

- 留学生の在籍管理状況の迅速・的確な把握と指導の強化を行う。また、指導の結果、在籍管理の適正を欠く大学等については、改善が認められるまでの間、原則として、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化を図る。
あわせて、在籍管理の適正を欠く大学等に対する私学助成の減額・不交付措置や大学等名の公表等の制裁を強化する。〔法務省、文部科学省〕《施策番号 155》

- 専ら日本語教育を行う留学生別科について、日本語教育機関の告示基準に準じた基準を作成し、当該基準への適合性の確認を受けている留学生別科のみ留学生の受入れを認める仕組みを構築する。加えて、非正規生等について、大学学部進学のための予備教育に受け入れる場合には、留学生別科に係る新基準によるものを除き、在留資格を認めない仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕《施策番号 156》
- 文部科学省、地方出入国在留管理官署及び都道府県との情報共有等の連携の枠組により、在籍管理が不適切な専門学校が判明した場合には、大学の場合と同様、原則として、留学生の受入れを認めない等の仕組みを構築する。〔文部科学省、法務省〕《施策番号 157》
- 各種民間試験実施団体が実施する日本語教育機関へ入学するための日本語試験について、各試験団体と連携し、地方出入国在留管理官署提出専用の証明書を作成する仕組みの他、各試験団体が地方出入国在留管理官署からの照会に応じるなどの仕組みを構築し、厳格な審査を実施する。〔法務省〕《施策番号 158》

(4) 技能実習制度の更なる適正化

【現状認識・課題】

技能実習制度については、低賃金等の劣悪な実習環境の問題が指摘されていたことを踏まえ、平成 29 年 11 月から、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の下で新たな制度が施行され、適正化に向けた取組が進められていることから、その運用も見守りつつ、技能実習制度における不正な行為に対して厳正に対処していく必要がある。

【具体的施策】

- 技能実習制度については、依然として多くの不正行為事案が発生している状況にあり、外国人技能実習機構の現地検査の能力を強化するために、出入国在留管理庁が把握している技能実習生の情報を共有するなどの措置を講ずる。〈再掲〉〔法務省〕《施策番号 124》
- 法務省による技能実習における失踪者に係る情報等の収集・分析の結果、実習実施者について賃金不払等の労働関係法令違反が認められた場合には、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構が連携の上、更なる調査を進め、実習実施者・監理団体等に対する指導助言、立入検査、改善命令等の措置を講ずるほか、悪質な場合は、実習実施者及び監理団体に対し、許可の取消し等の処分を行う。労働関係法令違反の疑いについては、法務省から厚生労働省への通報により、労働基準法等に基づく監督指導等を行い、賃金の不払等の違反があれば是正を図らせる。加えて、法務省、厚生労働省及び外国人技能実習機構は、必要に応じ、関係行政

機関に対して情報提供や告発等を行い、関係行政機関においては、法令に基づいて適切に対処する。こうした取組の状況等については、白書等を通じて定期的に公表する。〔法務省、厚生労働省、警察庁〕《施策番号 159》

- 技能実習生の失踪者数は技能実習生の入国・在留者数の増加に伴い近年増加傾向にあることから、失踪者数を減少させるため、技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームで示された改善方策を更に具体化、充実させる方策を検討する。〔法務省〕《施策番号 160》

- 実習実施者側の不適正な取扱いに起因する技能実習生の失踪について制裁規定を設けることによりそのような失踪を実効的に防止するため、失踪について帰責性がある実習実施者については、失踪後の一定期間、技能実習生の新規受入れができない旨省令で規定し、周知した上で施行する。
また、技能実習生に対する報酬額及びその支払が適正であったか否かの調査を容易かつ正確にし、また、そのことにより、実習実施者による賃金に関する不正行為等の発生を抑止するため、実習実施者に対し、技能実習生に対する報酬の支払を口座振込み等の現実の支払額を確認できる方法で行うことを義務付ける旨省令で規定し、周知した上で施行する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕《施策番号 161》

- 技能実習制度においては、一部の实習実施者等による長時間労働や賃金不払といった労働関係法令違反、人権侵害行為、失踪といった問題があることから、外国人技能実習機構において技能実習計画の認定時や実地検査時に、実習時間、日本人との同等報酬や人権侵害行為の有無等について確認を徹底する。こういった取組に加え、技能実習生の保護を図るため、人権侵害があるなどやむを得ない場合には実習先の変更が可能であること、不正を知った場合の対応方法及び失踪後に犯罪等に巻き込まれる可能性があること、外国人技能実習機構の母国語相談窓口等について、個々の技能実習生全員に直接周知する方策を検討する。〔法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構〕《施策番号 162》

(5) 不法滞在者等への対策強化

【現状認識・課題】

我が国には依然として多数の不法滞在者が存在し、その多くが不法就労に及んでいるとみられる上、近年、その手口は悪質・巧妙化し、悪質な仲介事業者等が関与する事案も後を絶たない状況にある。また、主たる在留目的が就労にあるにもかかわらず、留学目的と偽って就労をする者も少なからず見受けられるとの指摘もなされている。

さらに、退去強制業務は出入国在留管理行政のいわば最後のとりでであり、その機能不全は我が国の社会秩序や治安にも大きな影響を与えるところ、これらの不法滞在者等の送還に当たっては、送還忌避者の増加及び収容の長期化の問題があり、

同問題を解決することは喫緊の課題であることから、仮放免等の運用の適正化を図るほか、制度の在り方について、有識者の議論等も踏まえつつ、法整備上の措置を含め検討を行う必要がある。今後、外国人の受入れがますます拡大していく見込みであることも踏まえ、不法滞在・不法就労等の撲滅に向けた取締り及びその送還に一層強力に取り組む必要がある。

【具体的施策】

- 法務省は、摘発体制の整備を図るとともに、関係機関との協力関係を強化し、情報共有の緊密化・迅速化を図ることにより、一層の摘発を行う。また、インターネット上における不法就労先の斡旋、偽変造在留カードの売買等、退去強制事由に該当する情報をはじめとした情報の収集・分析機能を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発を行う。

不法滞件事犯、偽装滞件事犯等の取締りの推進のため、地方出入国在留管理官署は、警察や地方労働局等の関係機関との協力関係を強化し、緊密な情報共有を行うとともに、収集した情報の分析を強化することにより、効果的かつ効率的な摘発の推進に努める。また、不法滞件事犯、偽装滞件事犯及び不法就労助長事犯に関与する仲介事業者及び雇用主を積極的に摘発するなど、悪質な仲介事業者及び雇用主に対して厳格な対応を行う。さらに、不法就労等の防止、不法滞在者の地方出入国在留管理官署への自主的な出頭の促進等に向けた広報・啓発活動及び指導を積極的に実施する。〔法務省、警察庁、厚生労働省〕《施策番号 163》

- 令和2年3月から在留カード番号が追加される外国人雇用状況届出情報を活用して、外国人の就労状況の正確な把握、効率的な摘発のための偽装滞在者等の特定を進める。

また、法務省が保有する外国人に関する情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、外国人雇用状況届出の未届が疑われる事案等の迅速な把握により、より一層適切な雇用管理、在留管理を図るため、法務省が保有する外国人に関する情報と外国人雇用状況届出情報をオンラインで連携する検討を進める。〈再掲〉〔法務省、厚生労働省〕《施策番号 147》

- 除籍・退学後に所在不明となった留学生や失踪技能実習生等の偽装滞在者に対する厳格な在留管理の実現のため、在留カード番号ひも付けによる外国人雇用状況届出情報の確度向上や中長期在留者の所属機関に係る電子届出システムの普及拡大等による届出情報処理の迅速化を図り、偽装滞在者に対する在留資格取消手続を積極的に進めていく。〔法務省〕《施策番号 164》

- 偽変造在留カードを簡便に発見するための効果的な方法について、引き続き検討を進める。〔法務省〕《施策番号 165》

- 地方出入国在留管理官署は、関係機関と緊密に連携し、偽変造在留カードの利用

に対する取締りを図り、悪質な利用については厳格に対応する。特に、偽造在留カード密造拠点の発見、摘発等により、偽造在留カードの流通実態の把握に努める。
〔法務省等関係機関〕《施策番号 166》

- 退去強制令書が発付されているものの、送還を忌避し、あるいは諸般の事情により仮放免されている外国人について、仮放免の条件（指定住居地での居住や就労禁止等）の遵守状況や仮放免継続の必要性等を確認・把握するため、被退令仮放免者である外国人の居住実態や就労事実、仮放免継続事由の存否等に関する適正かつ厳格な動静監視を実施する。調査の結果、条件違反や仮放免事由の消滅等が確認された場合には、仮放免の取消しや仮放免期間の延長不許可により再収容する。

また、退去強制業務は出入国在留管理行政のいわば最後のとりでであり、その機能不全は我が国の社会秩序や治安にも大きな影響を与えるところ、仮放免中の逃亡事案が多発し、所在不明者が多数に上っていることを踏まえ、被退令仮放免者の逃亡等をより効果的に防止するため、仮放免の身元保証人となるべき者の適性審査をより慎重に行うとともに、仮放免を認める際の保証金の金額の設定を適正に行うほか、仮放免制度の在り方について、法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に新たに設置された「収容・送還に関する専門部会」における有識者の議論も踏まえつつ、法整備上の措置も含めて検討を行っていく。
〔法務省〕《施策番号 167》

- 送還忌避者の更なる送還促進に向け、個別送還、小規模の集団送還、保安要員を付しての送還及びチャーター便による集団送還等、事案に応じた形態での送還を一層充実させることとし、このための体制整備を図る。併せて、国際移住機関（IOM）による帰国支援プログラムの活用を推進し、これらの送還忌避者を翻意させ自主的出国を促進するための取組も充実させる。さらに、有効な送還方法の在り方等についても調査研究を行うとともに、「収容・送還に関する専門部会」における有識者の議論も踏まえて、法整備上の措置を含めて送還忌避者への対応策について検討を行っていく。〔法務省〕《施策番号 168》

- 帰国用臨時旅券の職権発給を拒み、送還対象者の身柄の引取りを行わないなど、退去強制手続に協力しない国が存在することにより、退去強制令書の執行に困難が生じているところ、こうした国について、二国間協議や送還忌避者の身柄引取りに特化したハイレベルな交渉の場等を通じて、身柄の引取りに協力するよう交渉を進めていく。〔法務省、外務省〕《施策番号 169》

- 外国人材の受入れに関して、「特定技能」の在留資格については、法務省令において、「退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券を所持していること」と規定されていることから、被退去強制者を引き取らない国の国民に対して、在留資格認定証明書を交付しない。また、そ

の他の在留資格についても、被退去強制者を引き取らない国の国民に対しては、在留資格認定証明書交付申請に対する審査及び入国審査に際して、厳格な審査を実施する。〔法務省〕《施策番号 170》

- 外国人を収容する施設等においては、引き続き通訳・翻訳体制の充実を進めるなど、外国人被収容者処遇等の充実を図る。〔法務省〕《施策番号 171》

- 「難民認定制度の運用の更なる見直し」の実施状況を踏まえて、就労等を目的とする濫用・誤用的な難民認定申請への更なる対策を講じ、真の難民の迅速な保護を図る。〔法務省〕《施策番号 172》